



枕崎市環境基本計画

人・自然・産業が調和し輝く～グリーンデザイン～まくらざき



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

令和3年3月 枕崎市

はじめに

枕崎市は、山地から海岸線まで連なる雄大な自然と多様な動植物に囲まれ、豊かで美しい環境を有しています。このかけがえのない環境を、将来の世代に渡って守り、育て、引き継いでいくことは、現在を生きるわたしたちの責務です。

環境問題は、地球温暖化、廃棄物問題、自然環境保護など多岐に渡り、またそれらが複雑に絡み合っています。これらは地球規模の社会問題といえますが、まずは地域から着実に取り組んでいくことが求められます。

このような状況を鑑み、「枕崎市環境基本計画」を策定いたしました。

また昨今の社会情勢を踏まえ、大規模災害や感染症対策などの安全・安心なまちづくりや、身近な生活環境保全、市民・事業者・行政のパートナーシップによる「共育」という考え方も含め、あらゆる「環境」を想定しました。

豊かな自然環境を生かした農林水産業に根ざし確固たる地場産業を抱える本市において、今後の環境行政のマスタープランとして非常に重要な計画となっています。

本計画は、持続可能な枕崎市をつくるため、それぞれの区分に必要な施策を繋げながら、基本理念を「人・自然・産業が調和し輝く～グリーンデザイン～まくらぎき ―豊かな自然環境の中で 環境に配慮した持続可能な暮らしを実現―」と決めました。環境に配慮したまちづくりを確実に、ていねいに進め、枕崎市に暮らし、働く一人ひとりが地域に誇りを持ち、本市の自然・産業の特長を受け継ぎ、ますます発展させていくことを期待しています。

計画策定にあたっては、市民、小・中・高校生、事業者アンケートの実施、環境保全審議会の開催など、様々な形でご意見を賜りながらこの計画に反映できるよう努めてきました。ご意見・ご要望をお寄せくださった皆様に心から厚く御礼を申し上げます。

令和3年3月

枕崎市長 前田 祝成

目 次

本編

第1章	計画の基本的事項.....	2
第2章	計画策定の目的.....	6
第3章	枕崎市の地域概況.....	10
第4章	環境問題に係る社会的情勢.....	20
第5章	枕崎市環境行政の現状と課題.....	24
第6章	計画の基本理念と望ましい環境像.....	50
第7章	持続可能なまちへ向けた施策の展開.....	54
第8章	計画の推進.....	84

資料編

資料1	策定経緯.....	資-1
資料2	市民・学生・事業者アンケート調査報告書.....	資-2
資料3	環境に関する資料・データ.....	資-43
資料4	関連条例等.....	資-57
資料5	用語解説.....	資-68

第1章

計画の基本的事項



【立神岩】

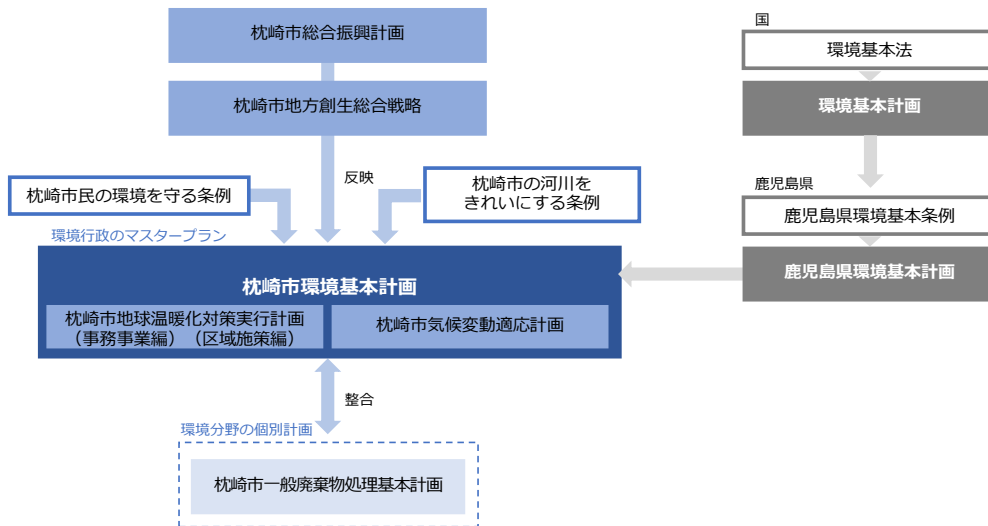
第1章 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、枕崎市における環境の保全と創造に関する目標、それを達成するための施策、配慮の指針、その他の必要な事項について定める環境行政のマスタープランです。

策定に当たっては、法律・条例及び関連計画をはじめ、本市の上位計画である「枕崎市総合振興計画」や「枕崎市地方創生総合戦略」の方向性に沿って、また環境分野の個別計画である「枕崎市一般廃棄物処理基本計画」等と整合を図り、「枕崎市地球温暖化対策実行計画」「枕崎市気候変動適応計画」を兼ねる計画として策定します。

■ 本計画の位置付け



(2) 計画期間

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とし、令和7年度に見直しを行います。ただし、社会情勢に大きな変動があった場合は適宜見直しを行うものとします。

(3) 計画の体系

本計画は、環境を形成する「脱炭素」「循環」「自然共生」の3つの柱と、それを支える基盤としての「安全・安心」「生活環境保全」「環境共育」の3つの横串で構成します。

(4) 計画の対象地域

計画の対象地域は、枕崎市全域とします。ただし、枕崎市の環境は、山地、中央平地、東西の両台地、海岸線において様々な特徴を持っているため、地域性を十分考慮して施策を立案します。

(5) 計画の構成

計画の構成は、つぎのとおりです。

■ 計画の構成図



資料編

策定経緯／市民・学生・事業者アンケート調査報告
環境に関する資料・データ／関連条例等／用語解説

第2章

計画策定の目的



【さつま黒潮きばらん海 枕崎港まつり】

第2章 計画策定の目的

枕崎市は薩摩半島の南西端に位置し、黒潮流れる広大な東シナ海に面し東西におよそ 16 kmの海岸線が広がっています。西側の立神地区の海岸は坊野間県立自然公園に指定されており、本市のシンボルである立神岩のある火之神公園には多勢のキャンプ客や観光客が訪れる観光スポットとなっています。北側には蔵多山を主峰とし、東に下山岳・国見岳、西に園見岳・宗前岳が連なり、市の南北を花渡川・中洲川が流れ、中央部の平地及び東西の台地には美しい田園風景が広がっています。この海・山・川の豊かな自然の恩恵を受け水産業、水産加工業、農業などがさかんに営まれています。

このように自然の恩恵を享受する一方で、これまで枕崎台風（1945 年上陸）をはじめとして多くの台風が上陸接近し、高潮などの被害を受けるなど台風常襲地帯として知られています。

本市は古くからかつおの一本釣り漁業がさかんであり、「かつおのまち」として発展してきました。主に遠洋漁業と沿岸漁業があり、遠洋漁業では大型の一本釣りかつお船 3 隻が操業しており本市の基幹産業のひとつとなっています。沿岸漁業は地理的優位性を生かした曳縄漁業をはじめ、一本釣り漁業、刺し網漁業、定置網漁業などを行っており、市内や近隣市へ活魚や鮮魚として出荷しています。

また、南方沖合には県内外の多くの大中型まき網漁船が枕崎漁港を基地として操業を行っています。枕崎漁港は昭和 44 年 3 月に全国に 13 港しかない特定第三種漁港の指定を受け、平成 11 年 7 月には漁港で初めて開港（貿易港）に指定され南の水産物流通拠点漁港として発展してきました。平成 28 年 4 月には高度衛生管理型荷さばき場が開設され、より安全な水産物の供給を行っています。

水産加工業は節加工業（かつお節・さば節）が大部分を占めており、かつお漁業とともに市の基幹産業となっています。かつお節製造工場は市街地を中心に点在しており、家内工業的なものから法人化した企業まであり、本市のかつお節生産量は全国生産量の 4 割超を占め全国一の産地となっています。

一方農業においては温暖な気候と基盤整備された農地や南薩畑かん地域を中心に畑作主体の農業が行われ、中でも茶・花き（電照菊）・甘しょ・ぽんかん等の果樹・豚・肉用牛など特色ある農業が展開されています。

本市の森林は 33.82 km²で市の総面積の 45%※を占め、スギなどの木材や特用林産物、かつお節製造の燻製材として利用される薪を生産し、また国土の保全、水源のかん養、自然環境の保持・保全など公益的機能を果たしています。

※資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）「森林面積」

このように本市は黒潮と太陽の恵みに生まれ、水産業・水産加工業・農業など活力ある地場産業を中心に発展してきました。しかしこの発展を支えた社会経済活動はこれまで私たちに物理的な豊かさや生活の利便性をもたらす一方で河川・海域の汚濁、ごみ問題など環境課題となり、それに対応するため様々な方策を行ってきました。また、地球温暖化*の影響により多発する大雨、台風の大型化などは、本市においても深刻な問題となっており、その対策が喫緊の課題となっています。

本市では環境課題に対し、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で責務を果たし協力し合い、明るく住みよいまちづくりを目指すため、昭和 54 年 3 月に「枕崎市民の環境を守る条例」が制定され、環境保全に対する施策を展開しています。さらに平成 11 年 7 月には「枕崎市の河川をきれいにする条例」が制定され河川環境の浄化などの活動を推進しています。

このたび環境基本計画を策定するにあたり、次世代に枕崎の豊かな海・山・川のすばらしい自然環境を継承するため、自然環境と活力ある地場産業との調和をはかりながら、環境保全全般に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとします。

●コラム 「枕崎の祭りや伝統行事」

枕崎の伝統芸能は、県内の他地域同様太鼓踊りや棒踊りがあり、何れも五穀豊穡に感謝して神社への奉納を中心に踊られている。また、宝寿庵地区には珍しい兵児踊りが伝承されている。さつま黒潮さばらん海「枕崎港まつり」は、豊漁と豊作を祈願して開催される枕崎最大の夏祭りで、大漁神輿と三尺玉を打ち上げる花火大会は圧巻である。

正月の伝統行事として、立神相撲と小江平地区に伝わるハマテゴ（転がる橙を子供たちが手作りの弓で射る）等があるが、田布川地区では 1 年の無病息災を祈る鬼火焚きが数年前から復活している。



●コラム 「枕崎紅茶の歴史と紅茶記念碑」

枕崎は、昭和6年（1931年）に日本で初めて、インド原産アッサム種の露地栽培に成功した、国産紅茶の発祥の地です。

品種改良を重ね、紅茶は枕崎の基幹作物となり、全国品評会でも毎年上位入賞を果たし、「農林大臣賞」も7回受賞し、全国有数の紅茶の産地となりました。



日本において、初めてインドアッサム種の露地栽培に成功した枕崎紅茶試験地（現在の妙見センター周辺）に、昭和38年、紅茶の発祥を記念して紅茶碑を建立しました。

碑は、一芯二葉の茶葉を象っており、国産紅茶の品種改良に直接・間接に指導された京都大学元教授 竹崎嘉徳博士と、当時この事業に積極的に協力された枕崎町長 今給

黎誠吾の功績をたたえ、品種改良育成の経過を記念したものです。

昭和38年11月15日、枕崎市において開催された県茶業大会を機会に、竹崎博士や今給黎町長の遺族など多数の関係者が出席して除幕式が行われました。

しかし、昭和46年に紅茶の輸入が自由化されてから、安い海外産が国産の紅茶を圧倒し、翌年の昭和47年（1972年）から枕崎でも紅茶の生産が完全に中止され、緑茶への転換が余儀なくされ、現在は、鹿児島県内有数の緑茶産地として発展しています。

第3章

枕崎市の地域概況



【別府の茶畑】

第3章 枕崎市の地域概況

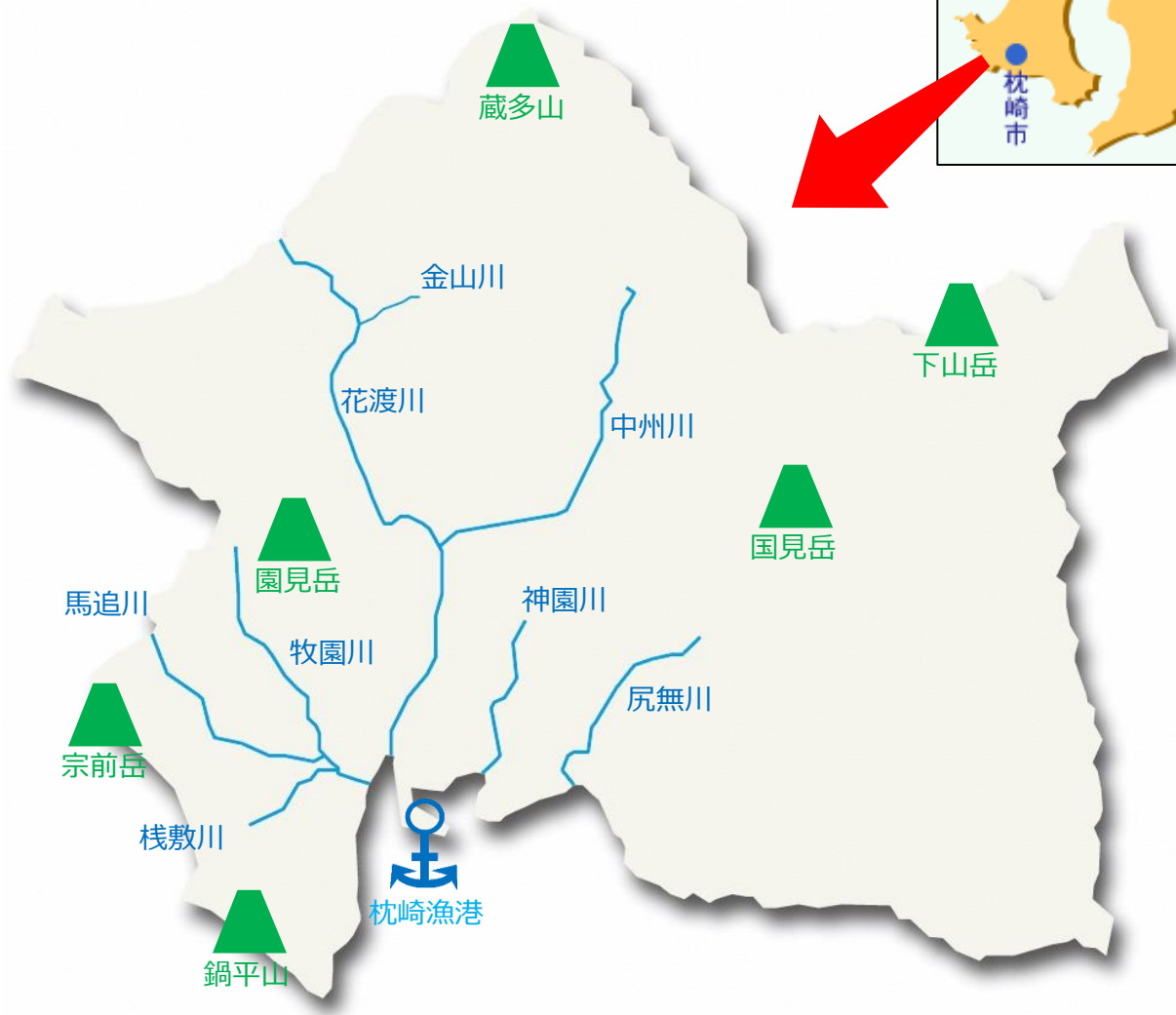
(1) 位置・地勢

本市は、薩摩半島の南西端に位置する南薩摩地域の中核都市であり、日本一の「かつおのまち」として知られ、単独漁港としては全国初の開港指定を受けた有数の港町です。北西部を南さつま市、北東部を南九州市と接し、南部は黒潮流れる東シナ海に面しており、市域は、東西 12km、南北 10km で、面積 74.78km² となっています。

また、地勢は、市の北部にある主峰蔵多山から東西に延びる周辺の山地と、花渡川流域の中央平地、および国見岳の南麓に広がる東西の両台地、それに枕崎漁港を中心とする海岸線に区分されます。



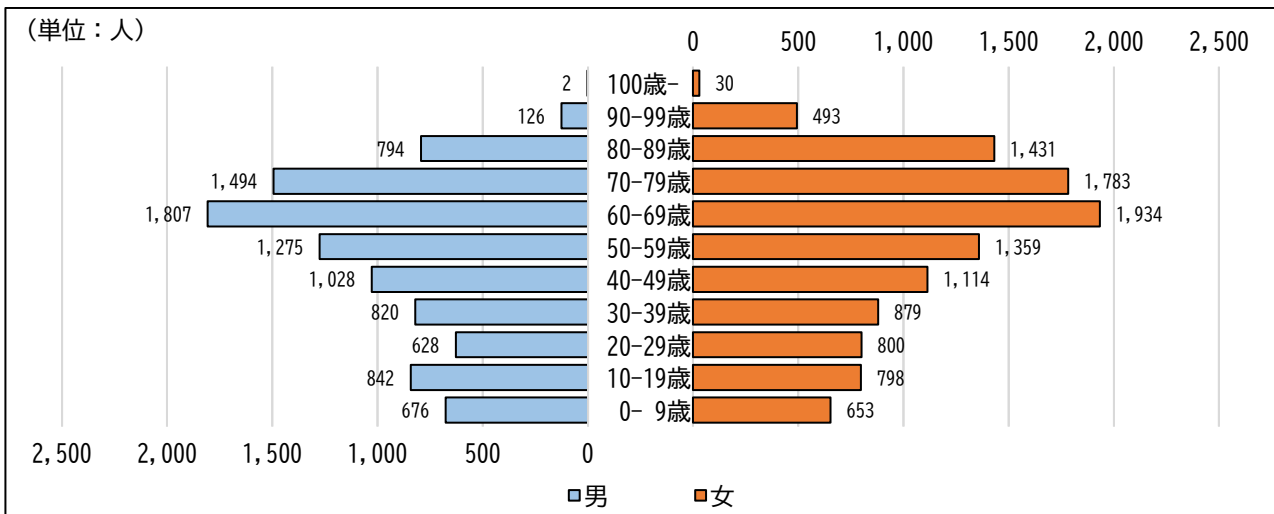
【枕崎全景】



(2) 人口・年齢構成

本市の人口（令和2年3月31日現在）は20,766人であり、年齢構成では男女とも60代が最も多くなっています。65歳以上人口は8,241人であり、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は39.7%です。なお、高齢化率の鹿児島県平均は32.0%、全国平均は28.4%であり（いずれも令和元年10月1日現在／総務省統計局推計）、枕崎市のほうが上回っています。

■ 枕崎市の年代別人口



資料：住民基本台帳人口（令和2年3月31日現在）

(3) 気象

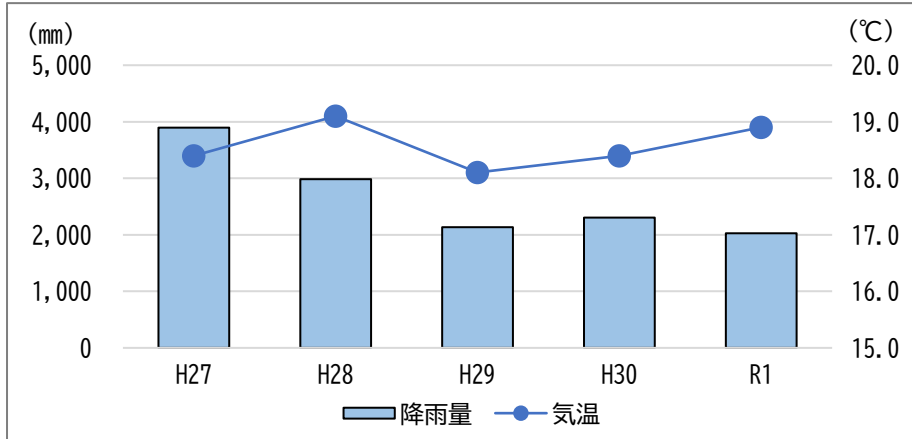
本市は温帯湿潤性気候に属し、黒潮の影響で年平均気温は18℃前後、年平均降雨量は2,100mm内外と、年間を通して寒暑の差が少なく温暖な気候です。しかし、夏は30℃を越える気温と70%に達する湿度による相乗作用で蒸し暑い日が続くこともあります。また、冬は北西寄りの季節風が吹いて寒い日もありますが、零度以下になることは稀で、降雪や降霜は極めて少ない状態です。

■ 枕崎市の気象

年度	平均気温 (℃)	風速 (m/s)	日照時間 (h)	降雨量 (mm)	平均湿度 (%)
平成27年度	18.4	4.0	1,711.2	3,897.5	78%
平成28年度	19.1	4.0	1,922.3	2,982.0	79%
平成29年度	18.1	4.0	1,979.6	2,132.5	77%
平成30年度	18.4	4.2	1,994.8	2,302.0	78%
令和元年度	18.9	4.1	1,959.2	2,024.0	78%

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）

■ 枕崎市の年間降雨量と年間平均気温の推移



資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）

（4）企業・事業所数

本市における事業所数は、平成 26 年度で 1,242 あり、サービス業が最も多く全体の 30.6%を占めています。

■ 枕崎市の事業所内訳

（単位：事業所）

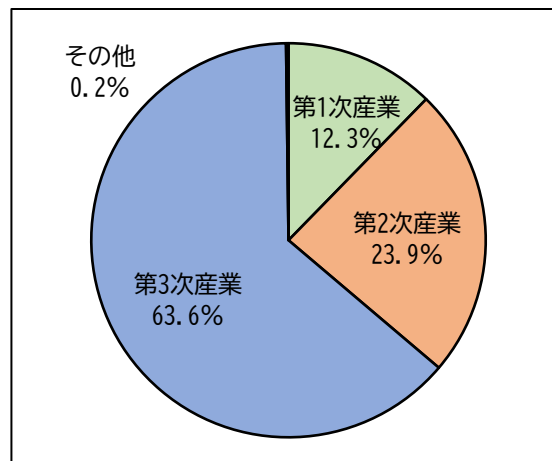
年度	農林水産業	鉱業	建設業	製造業	卸・小売業	金融保険業	不動産業	運輸・通信業	電気・ガス・水道業	サービス業	教育・学習支援業	医療・福祉	計
平成21年度	25	3	97	187	431	25	23	42	0	394	25	90	1,342
平成26年度	22	3	83	175	373	21	19	35	0	380	25	106	1,242

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行） 各年7月1日現在

（5）産業

本市の産業は、第3次産業が63.6%を占めており、次いで第2次産業が23.9%、第1次産業が12.3%となっています。

■ 枕崎市の産業大分類就業者内訳



資料：平成 27 年度国勢調査

■主要魚種別水揚高

区分	年次	平成30年	
		数量 (t)	金額(千円)
総数		95,471	16,520,734
かつお類		54,128	10,330,469
まぐろ類		12,528	3,402,742
あじ類		4,893	516,860
さば		19,744	1,831,398
ぶり		199	14,268
いわし		1,769	137,222
その他		2,210	287,775

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）／※かつお類は、輸入鰹を含む。あじ類は、あじとむろあじ。

■水産加工品生産量（推計）

区分	年次	平成30年	
		数量 (t)	金額(千円)
総数		32,620	28,554,418
塩蔵塩干品	かつお腹皮	21	10,259
	その他	1	1,125
節類	かつお節	13,904	17,813,530
	けずり節	737	1,104,340
	かつお生利節	137	163,779
	さば節・その他雑節	4,142	3,727,350
練製品	かまぼこ	28	25,138
	さつまあげ	839	478,239
	その他	60	36,000
冷凍冷蔵品	かつおフィーレパック	279	323,189
	たたき	3,167	2,756,384
	その他	151	166,591
その他の水産加工品	塩辛	44	53,800
	味噌節等味付節	123	147,235
	その他	734	499,376
飼肥料その他加工調味料	魚油	916	112,095
	フィッシュ・ソリュブル	2,243	68,824
	魚粕	4,242	469,431
	エキスフレーバー	852	597,733

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）／※冷凍水産物を除く。

■ 農業総生産額

区 分	平成30年度
	金額(千円)
総 額	9,748,009
耕 種 部 門	5,086,264
養 蜂 部 門	15,510
畜 産 部 門	4,646,235

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）

■ 耕種部門の生産額

区 分	平成30年度		
	作付面積 (ha)	生産量	生産額(千円)
総生産額	1,526	-	5,086,264
水 稲	52	220t	48,810
甘 藷	545	15,289t	872,483
雑 穀	2	1t	247
茶	590	2,014t	1,946,945
煙 草	5	13t	28,116
施 設 野 菜	4	62t	35,688
露地早出し野菜	30	269t	158,467
露地夏秋野菜	47	1,926t	132,510
一 般 野 菜	65	2,262t	128,841
施 設 花 き	77	26,970千本	1,616,670
一 般 花 き	0	61千本	2,258
花 木	2	43千本	11,180
ぼ ん か ん	8	100 t	17,197
タ ン カ ン	13	188 t	54,455
そ の 他	16	90 t	32,398
飼 料 作 物	70	4,012 t	-

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）

●コラム 豊かな自然の産物「かつお料理」

かつおのビンタ（頭）料理、ぶえん鯉の刺身、かつおのタタキ、腹皮（トロ身）、塩辛など、枕崎ならではの珍味がたくさんあります。



【かつおの腹皮】



【かつおのタタキ】

■養蜂部門の生産額

区 分	平成30年度		
	飼養群数(群)	生産量(t)	生産額(千円)
養蜂(はちみつ)	642	14	15,510

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）

■畜産部門の生産額

区 分	平成30年度			
	生産頭羽数	生産量	生産額(千円)	
総生産額			4,646,235	
乳用牛	子牛	-	143頭	12,160
	生乳	192	1,432.7t	156,356
	廃牛	31	8t	3,512
肉用牛	子牛	81	71頭	53,908
	和牛肥育	1,967	885t	1,765,221
	乳用肥育	19	8.7t	8,230
	廃牛	12	3,060t	3,060
豚	子豚	14	284頭	4,696
	肉豚	60,666	4,410.4t	2,147,864
	廃豚	633	76.2t	11,384
採卵鶏	食卵	7,250	150.8t	31,924
	廃鶏	3,324	3,324羽	169
ブローラー		606,576	1,759.1t	274,566
種鶏	種卵	25,709	4,859千個	170,065
	廃鶏	29,600	29,600羽	3,120

資料：枕崎の統計（令和元年度刊行）

●コラム 豊かな自然の産物「鹿籠豚（枕崎黒豚）」

古くから中国や琉球と縁の深い薩摩では、養豚や豚食が盛んでした。明治25年鹿児島県は、在来の島豚ベースの黒豚に英国のバークシャー種を掛け合わせる改良を重ねて鹿児島黒豚が出来上がりました。戦後、枕崎から東京に出荷された鹿児島黒豚は、その味の良さから大好評を博しました。

貨車に出荷元の枕崎市鹿籠駅の車票が付いていたことから、いつしか鹿籠豚（かごぶた）と呼ばれる日本初のブランド豚が誕生しました。

(6) 土地利用

本市の土地利用は、総面積 74.78km²*のうち、山林が 40.7%*、田畑を含めた農地が 27.1%*、宅地 7.0%*となっており、山林と農地で約 7 割を占めています。中央低地は、花渡川流域を中心に早くから開けた地域であり、市街地もこの地域に含まれ都市化が進行しつつありますが、住宅や工場など各種用途の建物が混在している状況です。一方、東部と西部は畑作農業地帯を形成しており、16km の海岸線は比較的穏やかな上、火之神周辺は県立自然公園の特別地域と普通地域に指定されています。

〔資料〕 枕崎の統計（令和元年度刊行）「地目別土地利用面積の推移」

(7) 観光資源

本市は、江戸時代にはかつお漁業で大いに栄え、さらに大正～昭和にかけて、近代かつお漁の祖・原耕（はらこう）氏が南方漁場開拓に奔走し、かつお漁技術の向上とかつお節生産量日本一となる今日の礎を築きました。

南部の東シナ海には、日本屈指のダイビングポイントが近隣に点在しているほか、立神岩が見える磯場は良好な釣り場が多くあります。また、本土最南端を走る JR 指宿枕崎線の始発・終着駅「枕崎駅」、昔ながらの本格焼酎づくりの技を現在に伝える「薩摩酒造 明治蔵」、新鮮な海産物や地元の特産品が並ぶ「枕崎お魚センター」、薩摩半島随一の雄大な景観を誇る「火之神公園」などが観光資源として挙げられます。



【水揚げされたカツオ】



【火之神公園】

●コラム 「コンカツプロジェクト」

最北端と最南端の始発・終着駅を有するまちとして友好都市である北海道稚内市と枕崎市。両市では特産品「昆布」と「かつお節」から名前をとった「コンカツプロジェクト」を展開中。

両市間の交流・新たな観光資源の発掘など様々な事業を展開し、両市のイメージアップに繋げようと、官民一体となった取組を実施しています。



(8) 文化財

本市には、松之尾遺跡、喜入氏累代の墓等数多くの文化財があります。

●松之尾遺跡（市指定文化財）

弥生時代末期から古墳時代の初頭の遺跡であるとされています。昭和 55 年 1 月から 3 月に文化庁の補助を受け、県教育委員会と本市が遺跡を調査し、500 点を超える土器、刀剣、貝輪、人体などを発掘しています。

●喜入氏累代の墓（市指定文化財）

かつて枕崎（鹿籠）を治めていた領主、喜入氏累代の墓。天正 6（1578）年、鹿籠の領主となった喜入氏 5 代季久から、明治 2 年版籍奉還した 19 代久博までの墓所です。

（所在地 桜山本町）



【喜入氏累代の墓】

●コラム 豊かな自然の産物「枕崎の金山」

江戸時代枕崎には、薩摩の三大金山といわれた^{かご}鹿籠金山がありました。今でも枕崎市金山地区では、その遺構を見ることができます。宝永 6 年の幕府巡検使への報告では、永野金山（さつま町）が年産 2 2 貫余、鹿籠金山が 15～16 貫、芹ヶ野金山（串木野市）が 6 貫となっています。全盛期の宝永年間には、青金（銀 20%を含む）を毎月 36 貫ずつの産金が 3 年間も続いたといえます。

現在枕崎市では、春日鉱山と岩戸鉱山の 2 ヶ所の金山で採掘を行っています。

(9) 交通



【枕崎駅】

本市の主要な交通網は、道路では、南さつま市を經由し、いちき串木野市への薩摩半島の西岸を縦断する国道 270 号、南九州市（川辺町）を經由して鹿児島市へ至る国道 225 号、南薩縦貫道、国道 226 号が薩摩半島の海岸部を横断しています。また、J R 指宿枕崎線の始発終着駅となっており、薩摩半島の東岸と南端を廻り、県都鹿児島市と温泉地指宿市、お茶の産地南九州市

（穎娃町・知覧町）および港町の枕崎市を結ぶ観光の移動手段となっているほか、通学等に利用されています。枕崎漁港は、特定第三種漁港に指定されています。



●コラム 「遠洋漁業の先駆者 原耕」

原耕は明治9年に現在の南さつま市坊津町に生まれ、長じて医師となり枕崎で開業した。原は医師として活躍するだけでなく村会議員から国会議員となり、枕崎発展のために役場の移転や鉄道敷設の延長等に尽力しました。特に南太平洋における豊富な漁業資源、かつお漁と水産加工業の有望性を全国に発信すると、病院は女医だった妻の千代に任せて、自ら大型漁船「千代丸」を仕立ててインドネシア周辺まで調査に出かけました。現地でのかつお漁の様子や成果を撮影して持ち帰り、東京で政府や水産関係者に披露して、インドネシアのアンボン島に南洋漁業基地建設の出資を募るとともに、再び現地へ出かけてかつお節工場を操業し始めた矢先、悪性のマラリアに罹り衆議院在任中にアンボン島で亡くなりました。

原耕が政府や水産業界に対していち早く南洋漁業の有望性を説き、私財をはたいて挑んだ行動が、現在の日本の遠洋漁業や枕崎のかつお水産業の発展に繋がっています。このように耕が活躍できたのは、妻としてまた医師として家業を切り盛りし、彼を支えた千代夫人の支えも大きかったのです。

第4章

環境問題に係る社会的情勢



【尻無川のホタル】

第4章 環境問題に係る社会的情勢

(1) 気候変動と温室効果ガス削減に向けた動向

平成27年にパリ協定*が採択されたことを受け、我が国では平成28年に「地球温暖化対策計画」を策定し、その中で令和32年度（2050年度）までに80%削減することが位置づけられ、温暖化対策の着実な実行が求められてきました。

その後令和2年10月には、菅首相が成長戦略の柱として「経済と環境の好循環」を掲げ、令和32年度（2050年度）に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする政府目標を表明しました。これを受けて、地球温暖化対策推進法の改正に向けた動きが進んでいます。

さらに、温室効果ガスを削減する「緩和策」のみならず、避けられない気候変動の影響への「適応策」の考え方が新たに示され、地球温暖化対策はこれらの両輪で進めていくこととなります。

(2) 人口減少・超高齢社会の到来

人口減少・超高齢社会の到来により、年齢構成が変化し、コミュニティ機能も低下しています。

環境に配慮した取組を幅広い世代の参加により実現するためには、シニア世代や若年層の活躍を推進する必要があります。また、未来を担う子どもたちが枕崎市に愛着をもち、枕崎市で活躍してもらうための取組についても検討する必要があります。

(3) 起こりうる大規模災害や新型コロナウイルス感染症を契機とする新しい生活様式への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、エネルギー政策の見直しや節電・省エネのライフスタイルの広がり、再生可能エネルギー*を中心とした創エネ*技術の革新等により、市民・事業者のライフスタイルは大きく変化しています。本市においても、これらの動向を踏まえたエネルギー政策を進めていくとともに、環境面からも災害に強いまちづくりを進めていくという視点をもつことが必要です。

また、令和2年に起きた新型コロナウイルスの世界的な流行により、個人レベルを超え、都市構造やライフスタイルの変化等に対応するための柔軟性やリスク対応に資する冗長性*を備えた都市をつくっていくことが喫緊の課題となっています。

（４）国連の定める持続可能な開発目標（SDGs）と国内の動向

平成 27 年に「国連持続可能な開発サミット」が、150 を超える加盟国首脳に参加のもと開催され、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標を掲げており、この目標が 17 のゴールと 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

なお、国の「第 5 次環境基本計画」（平成 30 年 4 月）では、「世界が将来を共有する目標としての SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を進めることが重要である」とし、さらに次の「2 つの観点から環境政策を発想・構築することが求められる」としています。

＜環境政策を発想・構築する観点＞

- ①環境配慮を経済社会システムに織り込む観点
- ②環境保全上の効果を最大化することを前提として、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題を同時に解決することに資する効果をもたらせる観点

したがって、環境（Environment）や社会（Social）、企業統治*（Governance）に配慮する企業を重視して行う投資「ESG*投資」や自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した社会資本整備や土地利用等である「グリーンインフラ*」のようなマルチベネフィット*を創出し、地域の環境・社会・経済に貢献する施策を検討する必要があります。

＜グリーンインフラ事例＞

- ・山間の荒廃した水田を利用して農村ビオトープの整備を行い、生物多様性や環境教育に活用（三重県多気町の立梅用水土地改良区）
- ・洪水被害軽減のために、必要な施業が行われていない山林で適切な間伐を実施（愛知県豊田市）
- ・車の乗り入れ規制柵の補修や利用マナー向上の呼びかけ等を行い、海岸砂丘系を保存（北海道石狩市）
- ・多自然川づくりによる自然環境・景観の保全（愛知県）
- ・公園整備による自然環境再生（滋賀県草津市）

草津川跡地公園（滋賀県草津市）

【従前】


【整備イメージ】

- ・ 歴史性の継承、自然との共生等をコンセプトに、新たなまちのシンボルを目指す
- ・ 市民が河川跡地活用の計画策定段階から関わり、整備後も市民団体などとの協働による公園管理、イベント等を実施

天井川であった草津川の付け替えに伴い、市街地から琵琶湖までの緑軸として、全長約7kmの河川跡地を公園として整備




「緑の回廊」として整備 市民団体などとの協働による公園管理

【矢作川水系伊賀川 愛知県】

整備前


整備後


河床幅を確保し、寄せ土により滞筋の蛇行と多様な水際を創出

●トピックス 「持続可能な開発目標（SDGs）」とは

世界のリーダーが平成 27 年（2015 年）9 月の歴史的な国連サミットで採択した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた 17 の「持続可能な開発目標（SDGs）」は、平成 28 年（2016 年）1 月 1 日に正式に発効しました。令和 12 年（2030 年）までの 15 年間に於いて、すべての人に普遍的に適用されるこれら新たな目標に基づき、各国はその力を結集し、あらゆる形態の貧困に終止符を打ち、不平等と闘い、気候変動に対処しながら、誰も置き去りにしないことを確保するための取組を進めていく必要があります。

また、令和 12 年（2030 年）までに SDGs を達成するには、取組のスピードを速め、規模を拡大しなければなりません。令和 2 年（2020 年）1 月、SDGs 達成のための「行動の 10 年（Decade of Action）」がスタートしました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5章

枕崎市の環境行政の現状と課題



【明治蔵】

第5章 枕崎市環境行政の現状と課題

(1) 脱炭素

① 温室効果ガス排出量の現状と課題

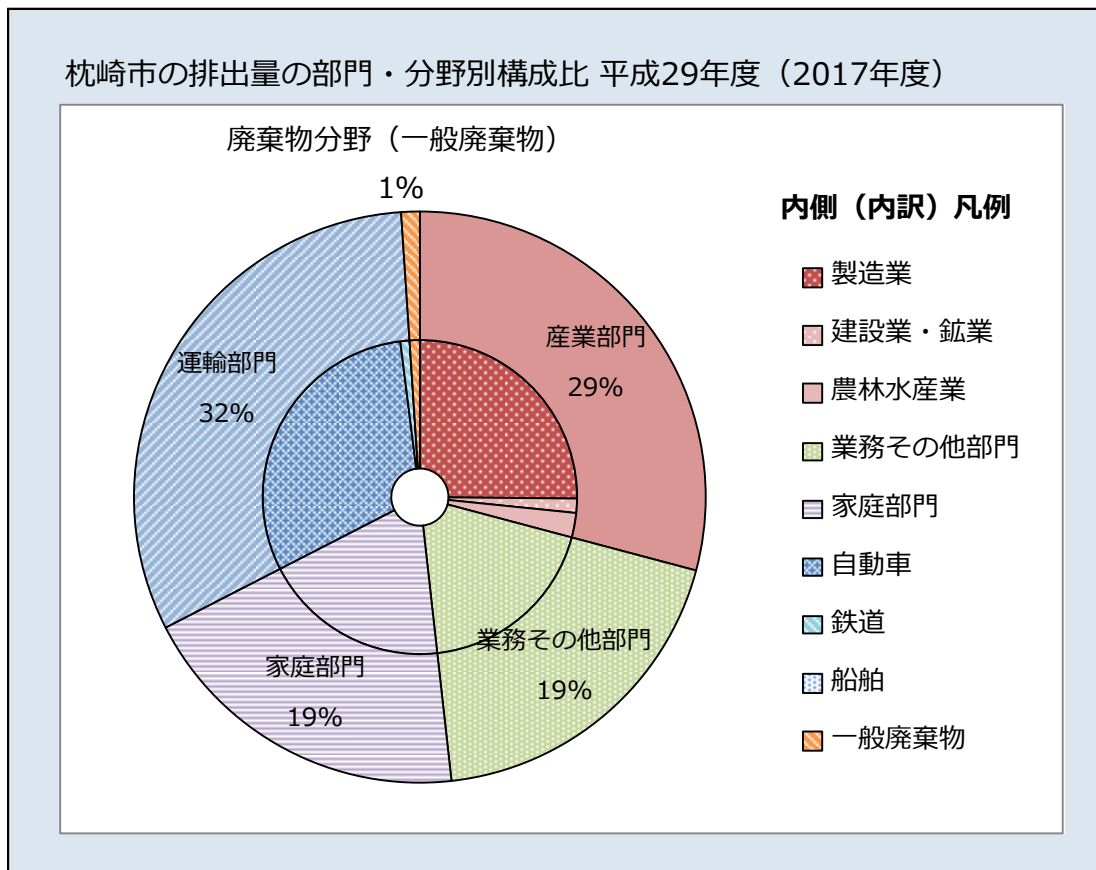
「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第5次評価報告書」(平成25年(2013年))によると、人類による活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高く、気候変動を抑制するには温室効果ガスの大幅かつ持続的な削減が必要となると指摘しています。

温室効果ガス*の大部分を占める二酸化炭素*について、本市域の部門・分野別構成比(平成29年度)をみると、運輸部門*が3割強、次いで産業部門*が3割弱を占めています。

運輸部門は、内訳のほとんどが自動車であり、交通システムの脱炭素化が実現していないことが課題です。また、鹿児島県平均と比較すると産業部門の占める割合が高いため、環境対策の先進技術やノウハウを調査・研究して情報提供を行うことで、地域の実情に合わせた産業界の独自の取組を推進していく必要があります。

また、部門・分野別排出量の経年変化をみると、平成25年度をピークに減少傾向にあります。令和32年(2050年)温室効果ガス排出量実質ゼロを見据え、さらなる取組の加速化が必須です。

■ 枕崎市の温室効果ガス(二酸化炭素)排出量実績

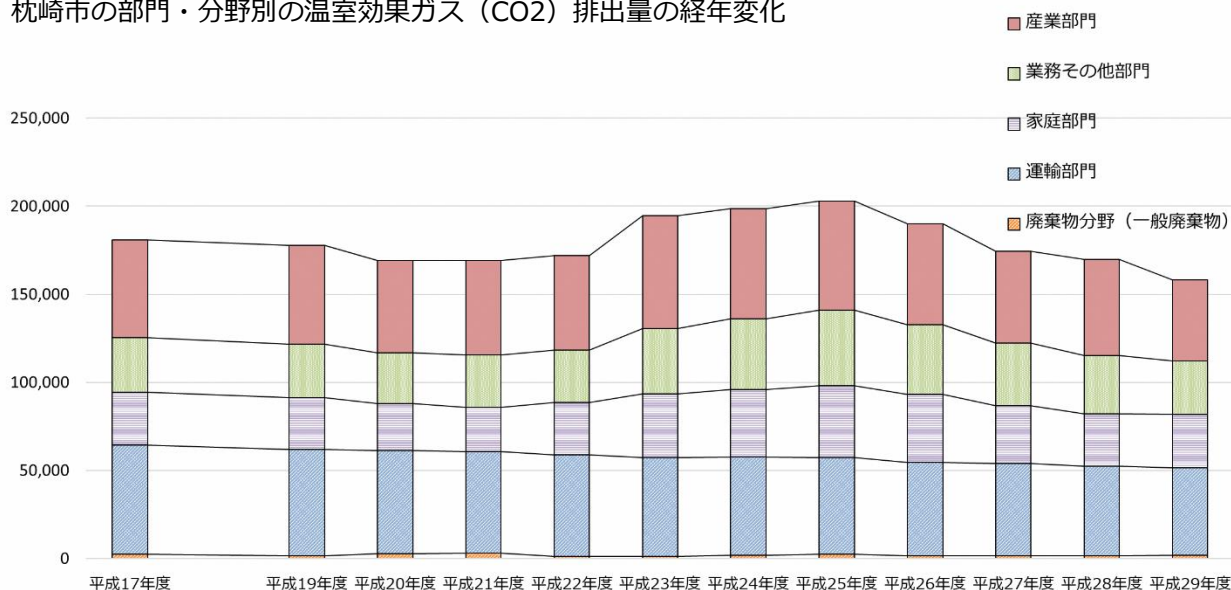


枕崎市の排出量の部門・分野別構成比 平成29年度（2017年度）

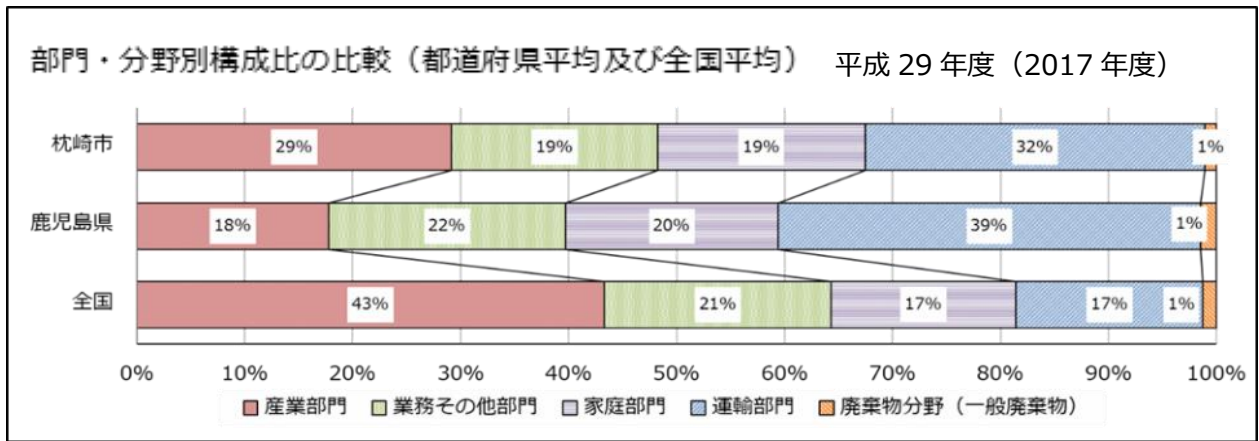
部門	平成29年度 排出量 (t-CO2)	構成比
合 計	158,207	100%
産業部門	46,099	29%
製造業	39,784	25%
建設業・鉱業	2,329	1%
農林水産業	3,987	3%
業務その他部門	30,212	19%
家庭部門	30,395	19%
運輸部門	49,844	32%
自動車	48,354	31%
旅客	21,885	14%
貨物	26,470	17%
鉄道	1,490	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	1,657	1%

資料：環境省「自治体排出量カルテ（簡易版）」

枕崎市の部門・分野別の温室効果ガス（CO2）排出量の経年変化



資料：環境省「自治体排出量カルテ（簡易版）」

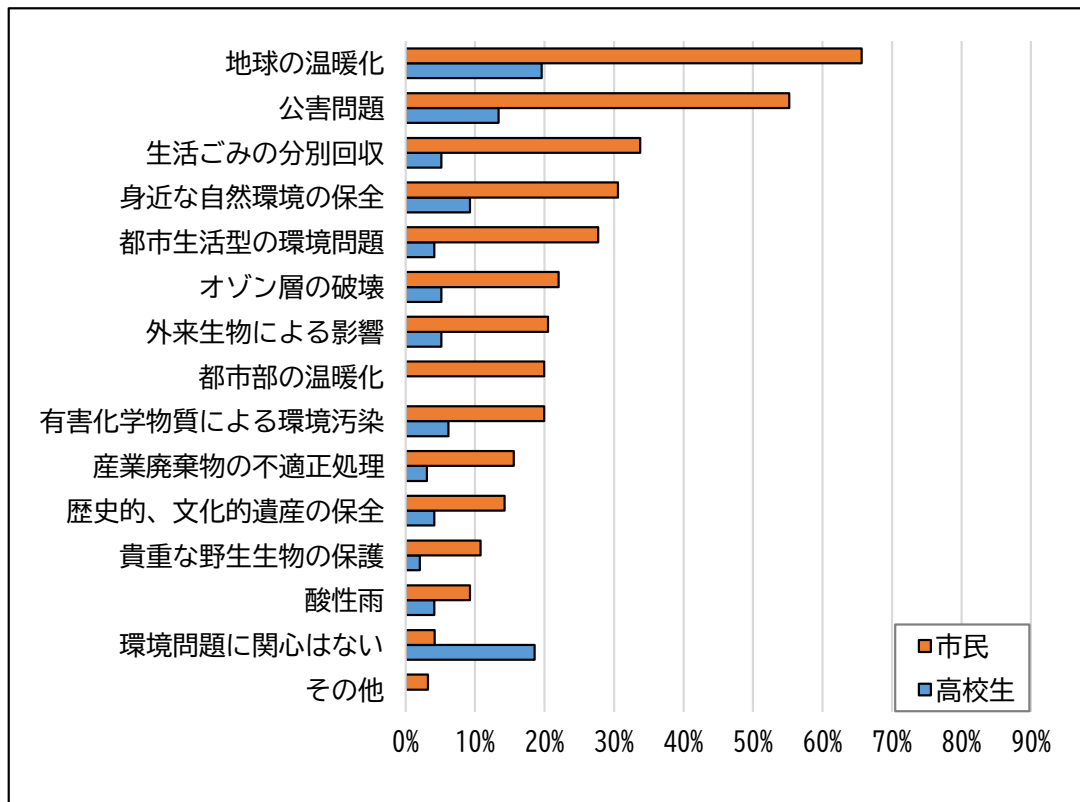


資料：環境省「自治体排出量カルテ（簡易版）」

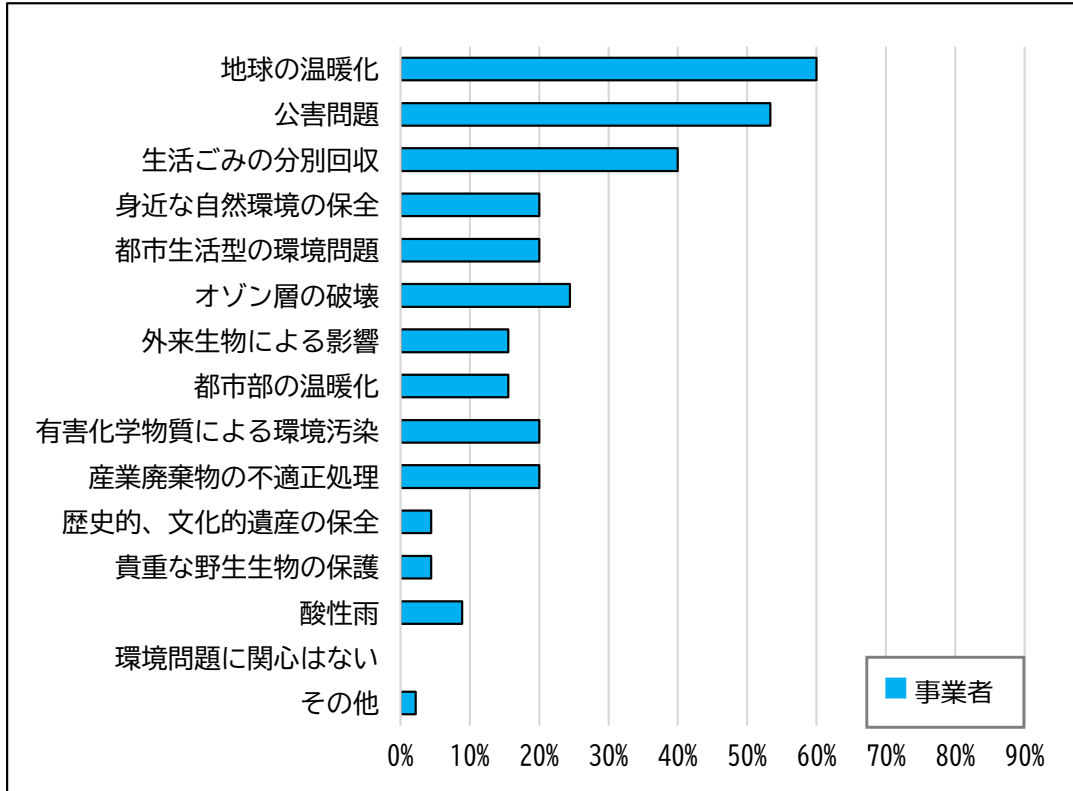
② 地球温暖化に対する関心の高まり

アンケート調査では、市民、小学生～高校生、事業者のいずれにおいても関心のある環境問題の第1位が「地球の温暖化」という結果となっています。そのため、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で、電気や燃料の消費、自動車の使用、ごみの排出など身近なところから、脱炭素に向けた積極的な取組が求められます。

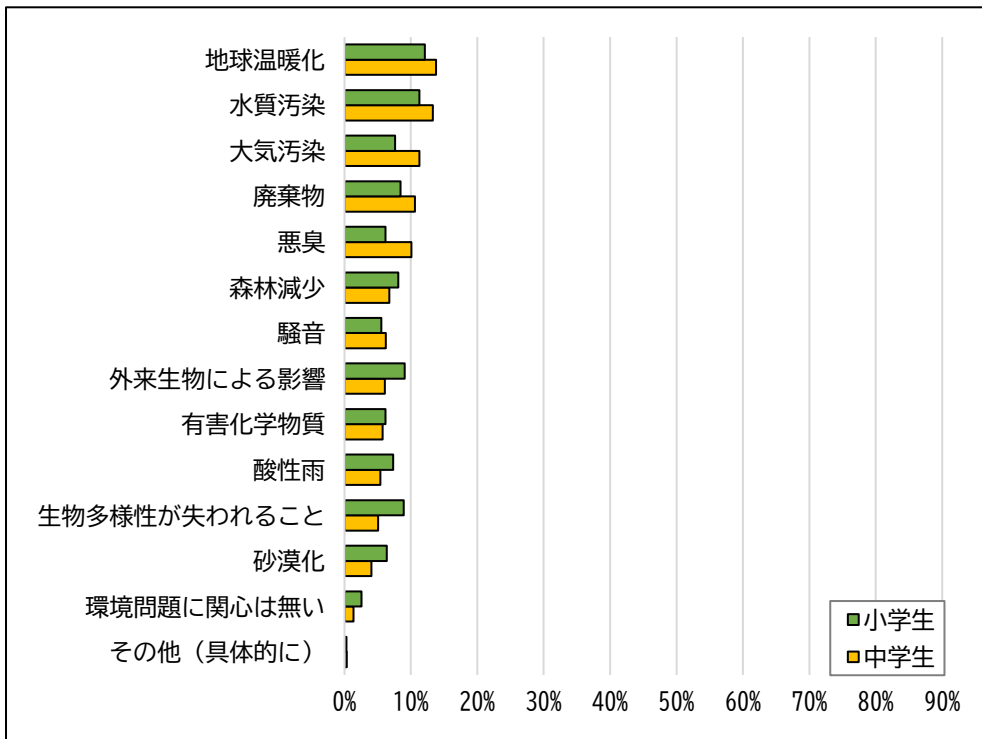
■ 市民、高校生の環境問題に対する関心度



■事業者の環境問題に対する関心度



■小学生、中学生の環境問題に対する関心度



③ 市域の状況

本市は500～2,000kW級の太陽光発電の導入密度は県内1位(373kW/km²)※であり、また令和2年10月に民間事業者による木質バイオマス*発電所(発電規模1,990kW)が本市内で稼働開始するなど、先進的な再生可能エネルギーの取組が実現しています。

今後は、これらの地域で生産される再生可能エネルギーを地消する取組を推進し、再生可能エネルギーの一層の普及拡大と経済の地域循環を図っていく必要があります。

また、市域の45%が森林であることから、今後も引き続き間伐による健全な森林の維持・育成を実施し、森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵機能を維持していく必要があります。

さらに、「温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、引き続き市が率先して、環境負荷*の少ない自動車の導入や、庁舎及び施設の管理に取り組んでいく必要があります。

※令和2年(2020年)6月末時点 固定価格買取制度情報公表用ウェブサイト、平成27年(2015年)国勢調査をもとに整理

●コラム「枕崎の再生可能エネルギー(メガソーラー発電所・木質バイオマス発電所)」

平成26年に枕崎市あけぼの町の枕崎空港跡地にメガソーラー発電が稼働しました。最大出力8,218kWで一般家庭約2,550世帯の消費電力に相当します。発電所の他にも太陽光発電所の仕組みが分かる展示物を置き、環境学習などの研修をする見学・学習スペースや天文観測所も設置されています。



また、令和2年に県内3番目の木質バイオマス発電施設として枕崎市仁田浦町に枕崎バイオマス発電所が稼働しました。発電量1,990kWで一般家庭約4,000世帯の消費電力に相当します。発電燃料の原料としては南薩地域を中心として、未利用材(原木)・バーク(樹皮)が調達されています。なお原木のうち広葉樹は鯉節生産用の薪として供給していきます。

④ 適応策の考え方について

地球温暖化による気候変動の影響が避けられない中、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」においても、その影響に適応することの重要性が改めて確認されました。これからの地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出抑制を行う再生可能エネルギーの地産地消や省エネの促進等の「緩和策」だけでなく、既に起こりつつある気候変動の影響による被害を最小化するため、熱中症予防、局地的豪雨に対する防災対策等の「適応策」についても実施し、それらを両輪として取り組む必要があります。

まずは、行政をはじめ、市民・事業者に向けて「気候変動への適応」という新しい考え方を浸透させていくことが重要です。

<関連する国の計画>

「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月／環境省）

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画です。

パリ協定を踏まえ、全ての主要国が参加する公平かつ実効性ある国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、長期的目標として令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指します。このような大幅な排出削減は、従来 of 取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととしています。

「気候変動の影響への適応計画」（平成 27 年 11 月／環境省）

気候変動適応法により、我が国における適応策の法的位置づけが明確化され、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための法的仕組みが整備されました。

気候変動対策の緩和策と適応策は車の両輪の関係です。地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の二つを礎に、気候変動対策を推進していきます。

(2) 循環

① 一般廃棄物（ごみ）排出量の現状と課題

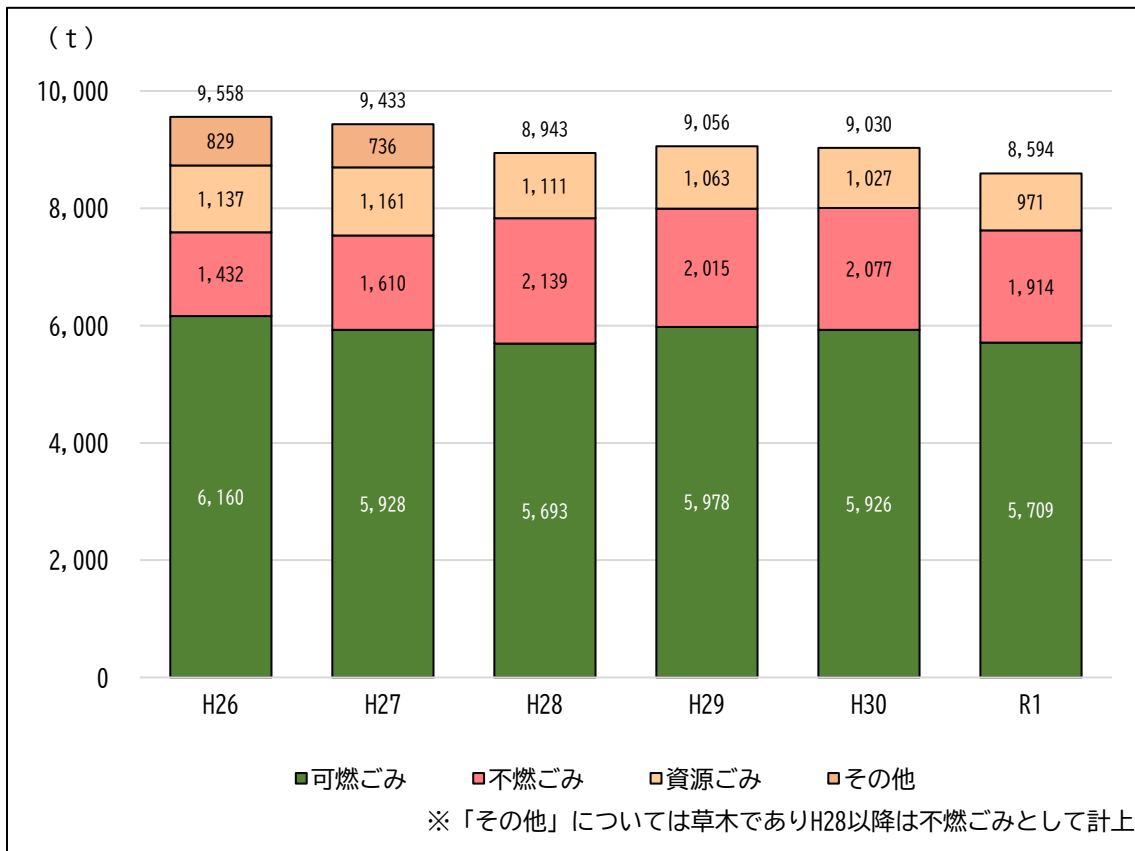
本市の一般廃棄物の総排出量は年々減少してきたものの、1人1日あたり排出量は1,100g程度で横ばいに推移しており、全国平均918g、鹿児島県平均923gと比べてやや高い状態です。またリサイクル率も10%程度に留まり、全国平均19.9%、鹿児島県平均16.2%と比べて低い状態であり、ごみの減量化及びリサイクルの推進が課題となっています。

特に可燃ごみの30~40%を占めるといわれている生ごみの分別収集や堆肥化等の活用を並行して検討していく必要があります。

令和元年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が公布・施行され、また「プラスチック資源循環戦略*」が示されたことから、減量・リサイクルに資する次の一手となる取組が必要です。

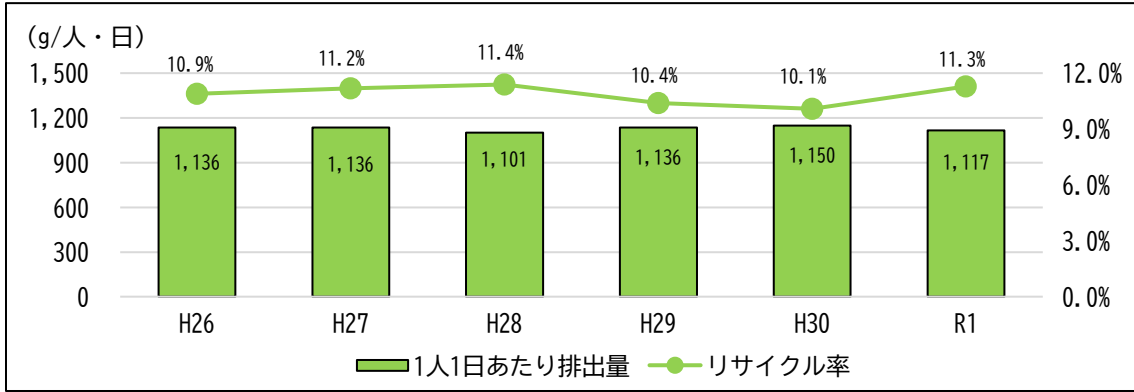
※実績値はいずれも環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」平成30年度実績を示す。

■ 枕崎市のごみ総排出量と内訳



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

■ 枕崎市の1人1日あたりごみ排出量とリサイクル率実績

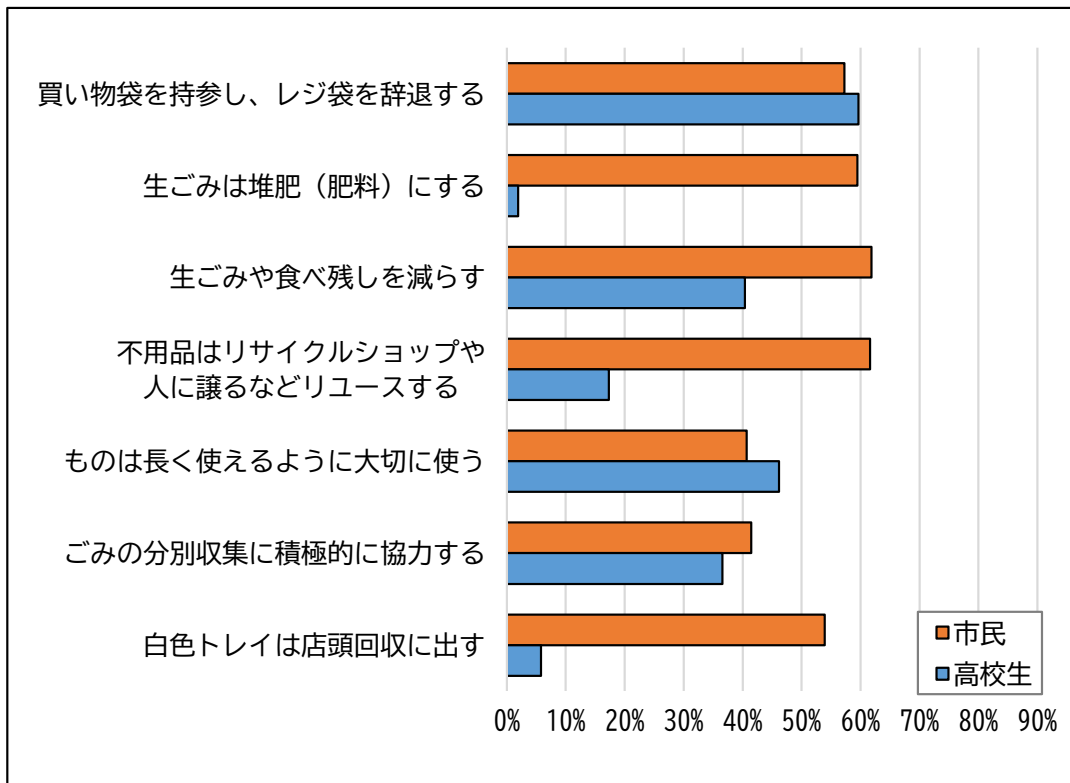


資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

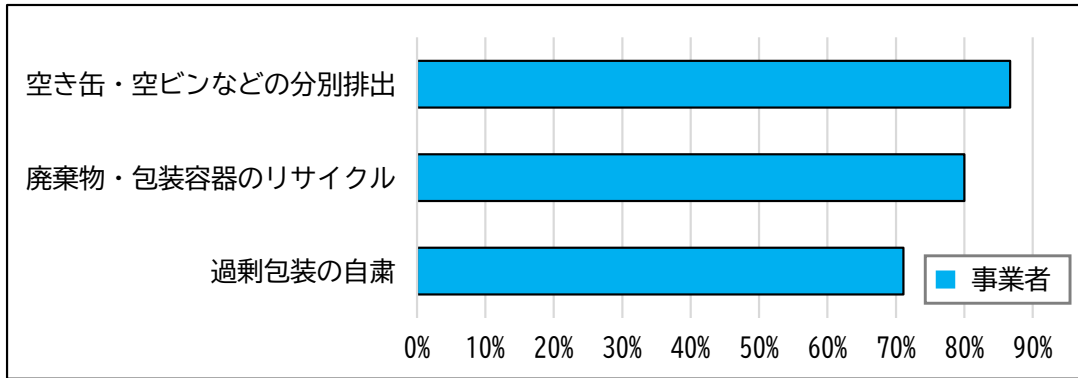
② ごみ減量・リサイクルの取組状況

アンケート調査では、市民、小学生、中学生、事業者におけるごみ減量・リサイクルに係る行動の実践度は高く、すでに行動が定着してきている状態であるといえます。ただし高校生においてはやや実践度が低いことから、それぞれの立場でできる取組例などをわかりやすく周知していくことが求められます。

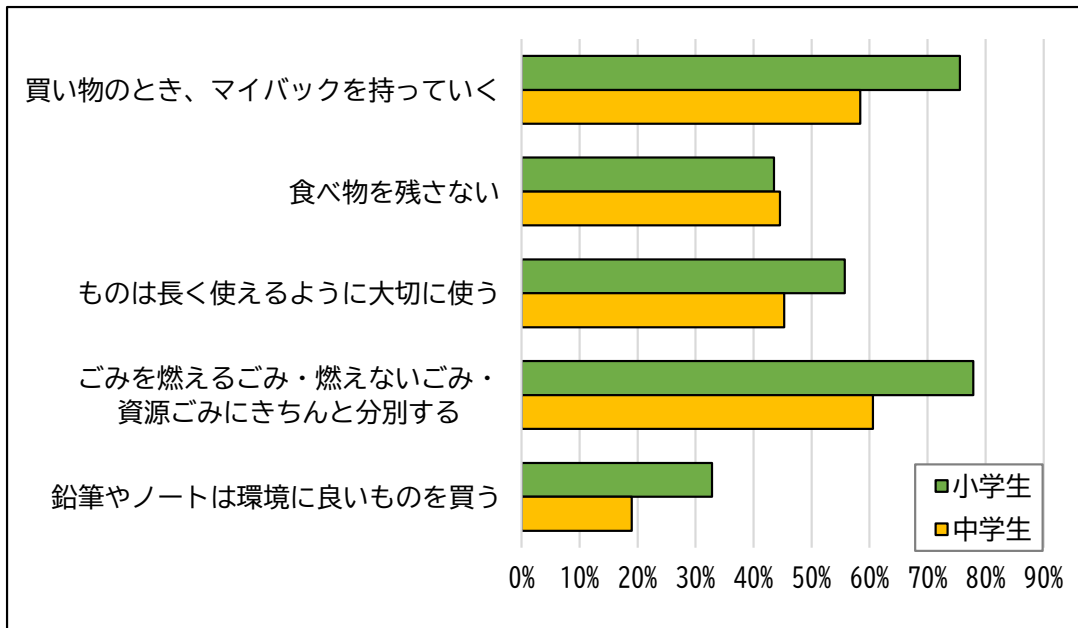
■ 市民、高校生のごみ減量・リサイクルの取組状況



■事業者のごみ減量・リサイクルの取組状況



■小学生、中学生のごみ減量・リサイクルの取組状況



●枕崎市からのお知らせ ごみ分別アプリ「さんあ〜る」について

令和2年4月からごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入いたしました。このアプリには、ごみの分別方法の検索機能や収集日をお知らせする機能が備わっています。

【ダウンロードはこちらから】



お使いの端末が iOS の方

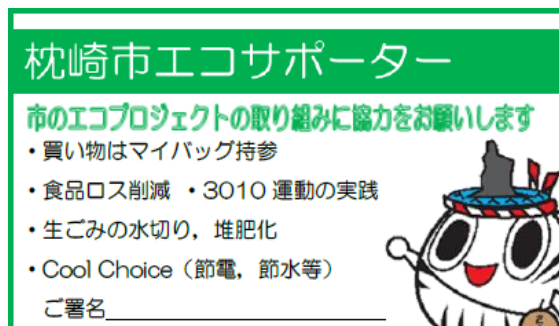


お使いの端末が Android の方

市民のごみ減量に対する意識の醸成や行動の定着をより一層図っていくため、出前講座の実施など学習機会の提供に努めるとともに、令和2年10月より実施している家庭用電気式生ごみ処理機購入に対する補助制度を市民に活用していただくなど周知・啓発を推進する必要があります。

特に生ごみの減量は重要な課題であり、生ごみ処理体制の構築（堆肥化など）のほか、食品ロスの削減対策については、食材の食べ切り・使い切りや本市の豊かな農林水産物を地元で消費するなど市民・事業者が現状を認識し、それぞれの立場で役割を果たしていくことが必要です。近年、世界的な問題となっている海洋プラスチック対策への取組もさらに進めていく必要があります。本市は「枕崎市エコサポーター」として、市と協働でごみ減量を実践する人材を登録しており、市の取組に協力するだけでなく、最小活動単位ごとにリーダーとなる人材の活躍が期待されます。また、増加する高齢者に対するごみ出し支援のあり方についても検討する必要があります。

さらに、「温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、引き続き市が率先して、環境負荷の少ない製品等の購入や、庁舎及び施設の管理、廃棄物の削減と再生資源有効利用に資する土木・建築等公共工事の実施に取り組んでいく必要があります。



【枕崎市エコサポーター認定証】

③ ごみ処理体制について

本市のごみは、南さつま市、南九州市（知覧町）とともに南薩地区衛生管理組合が管理する内鍋清掃センター（枕崎市内、112.5t/日）において処理しています。令和6年度より、南薩地区衛生管理組合（枕崎市、日置市、南さつま市、南九州市）による（仮称）南薩地区新クリーンセンター（南さつま市内、エネルギー回収型廃棄物処理施設145t/日及びマテリアルリサイクル推進施

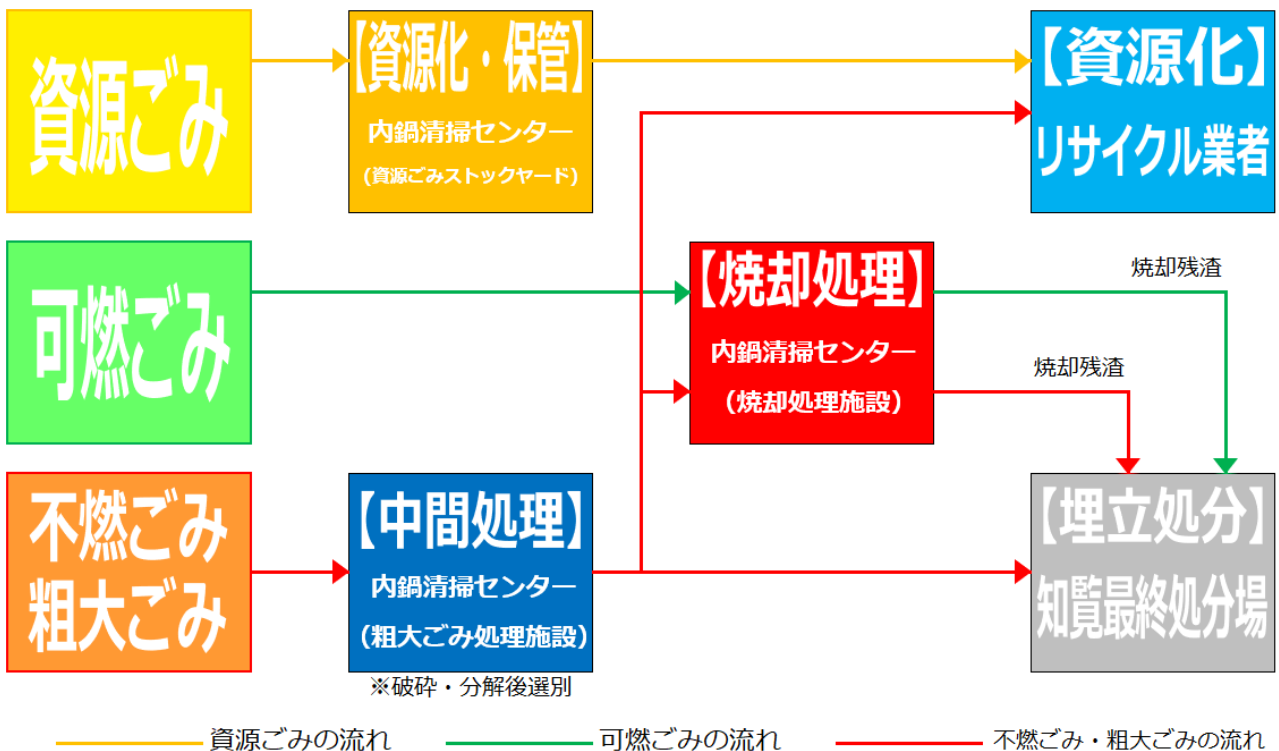


【南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センター】

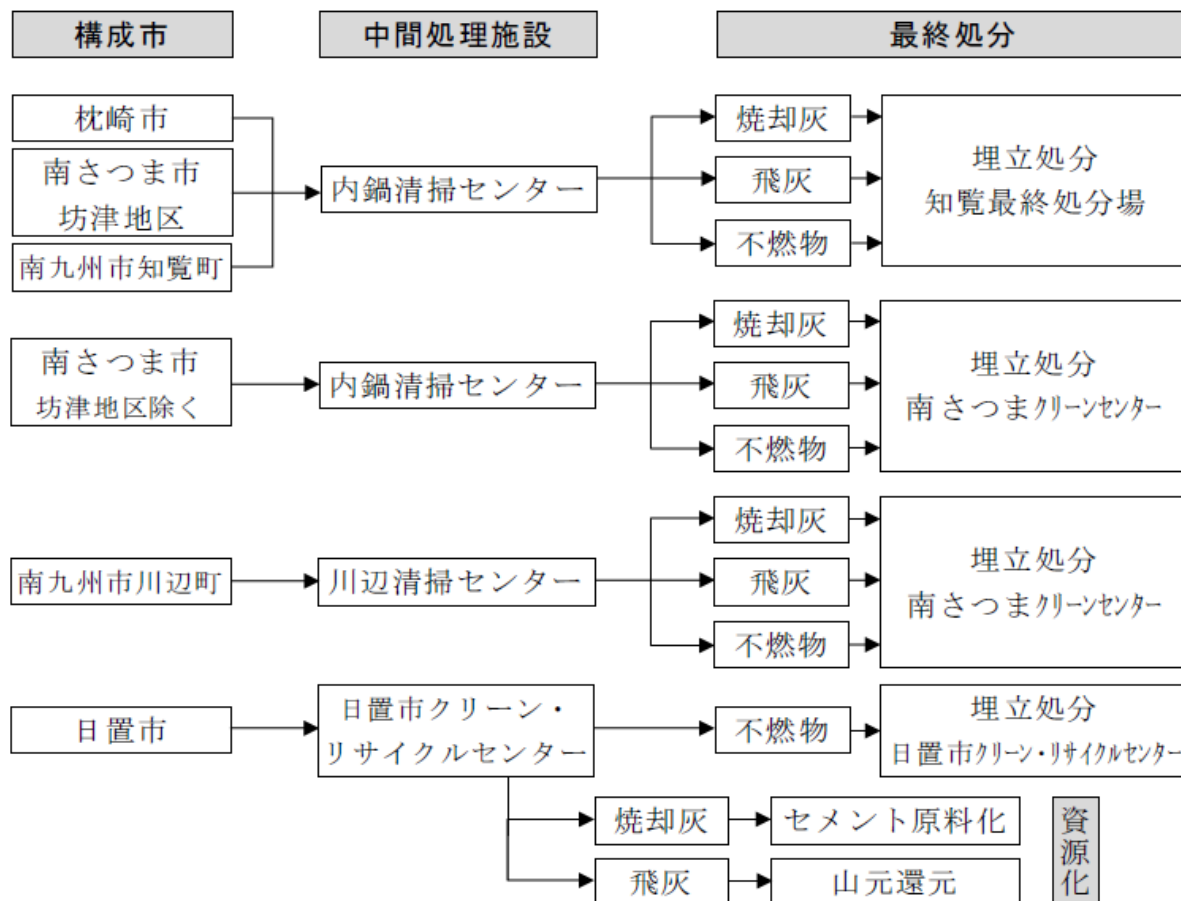
設（粗大ごみ処理施設）16t/日）の供用開始が予定されており、準備が進められています。本市としても広域ごみ処理に対応するため、ごみ中継施設の設置やごみ収集体制、運搬など関連する仕組みづくりの構築を早急に進めていくと同時に、よりスピード感を持ったごみの減量化が急務となっています。

また、起こりうる災害に備えた災害廃棄物処理体制の構築や、超高齢社会に伴うごみ出し支援の充実など時代に応じた新たなサービスの検討も必要です。

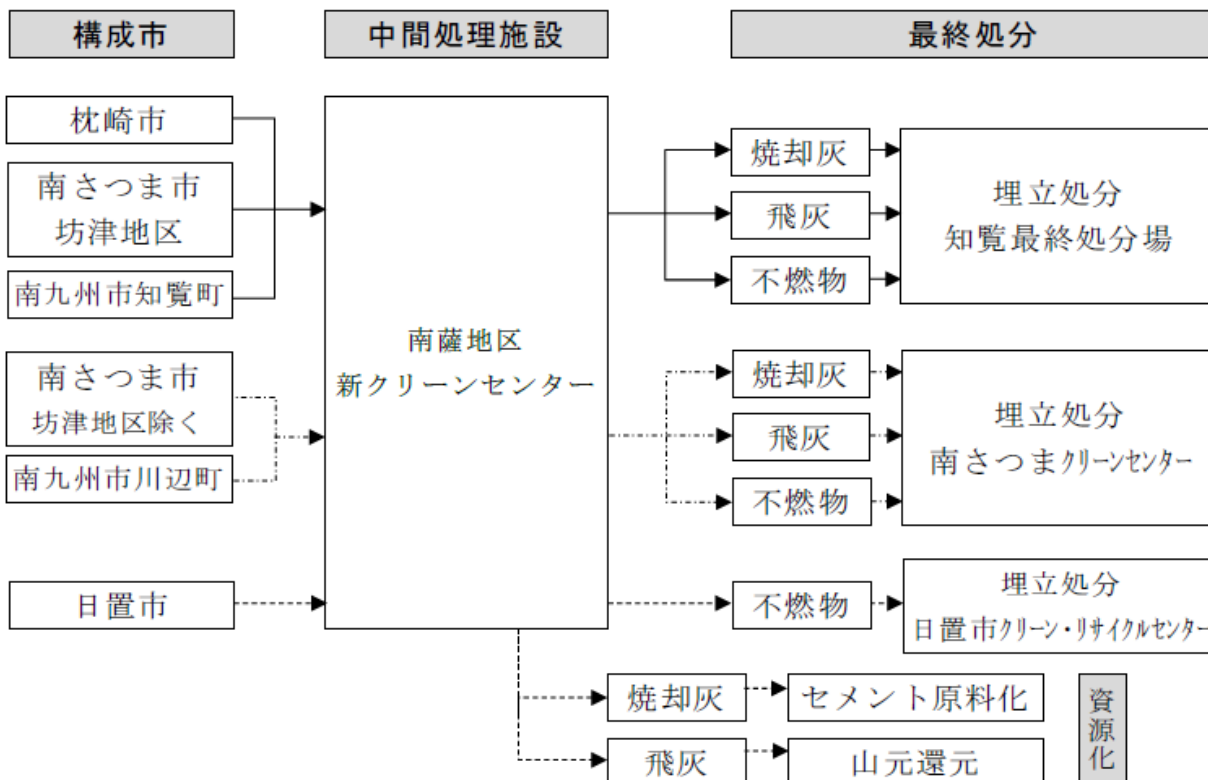
■ 枕崎市のごみ処理体制の概要



■現在の南薩地区のごみ処理体制



■新しい南薩地区のごみ処理体制



<関連する環境分野の個別計画>

「枕崎市一般廃棄物処理基本計画」(平成 29 年 3 月)

令和 7 年度を目標年度とし、本市における一般廃棄物処理(ごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画)に関する総合的かつ中長期的な基本方針を定め、循環型社会の形成に向けた具体的な推進方策を明らかにしました。

<関連する国の計画>

「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月/環境省)

国は、第三次循環基本計画で掲げた「質」にも注目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生との統合的取組等を引き続き中核的な事項としつつ、経済的側面及び社会的側面に視野を広げました。循環社会の形成に向けた中長期的な方向性として7つの柱を掲げ、その実現に向けて概ね令和 7 年度までには国が講ずべき施策を示した第四次循環基本計画を策定しました。

●枕崎市からのお知らせ 「家庭用電気式生ごみ処理機器購入補助金」について

※補助金は終了する場合があります。

■補助金の額

購入費用の2分の1以内の額で上限3万円(千円未満は切り捨て)です。

■補助対象となる処理機

枕崎市内の店舗で購入した家庭用電気式生ごみ処理機(乾燥型・バイオ型・ハイブリッド型)です。

※補助対象外の製品

ディスポーザー、コンポスト、マジックボックスなどは補助の対象外です。

■その他の条件

補助対象者は市内に住民登録があり、市税等の滞納がない方です。また補助は一世帯1基までです。

■必要な手続き

購入後、枕崎市役所市民生活課環境整備係に以下の書類の提出が必要です。

- ①家庭用電気式生ごみ処理機購入補助金交付申請書
- ②家庭用電気式生ごみ処理機購入補助金交付請求書
- ③同意書
- ④対象品目の領収書原本(氏名・購入年月日・商品名(型式等)・金額が記入されたもの)
- ⑤通帳の写し

(3) 自然共生

① 自然環境の現状と課題

本市の地勢は、市の北部にある主峰蔵多山から東西に延びる周辺の山地と、花渡川流域の中央平地及び国見岳の南麓に広がる東西の両台地、それに枕崎漁港を中心とする海岸線に区分されます。多様な形態の自然が豊かにあり、気候にも恵まれていることから、様々な動植物が生息・生育し、豊かな生態系*を形成しています。

特に東白沢から板敷にかけての海岸線は、小さな入り江に砂浜が点在し、毎年ウミガメが上陸し産卵がみられることから、ウミガメ保護監視員2名による保護活動も行われています。

枕崎の自然林は、照葉樹と呼ばれるシイ、カシ、タブなどを中心に多様な植生からなり、イノシシ、タヌキ、アナグマ、テン等の動物やコシジロヤマドリやキジバト、メジロ等多くの鳥類が生息しています。

市内で一番高い蔵多山の大部分は市有林で、スギ、ヒノキなどの人工林となっていますが、山頂付近や傾斜地は広葉樹の天然林となっており、シイ、イスノキ、クロキなどが密集しています。別府の北側にそびえる下山岳は屏風のような形をしており、常緑の広葉樹に覆われています。岩にはイワヒバがへばりついており、頂上付近ではエビネランも見ることができ、シキミ、カシワ、シャリンバイも自生しています。また、市街地に位置する片平山は広葉樹に覆われた小高い丘になっており、クス、スダジイ、ハマヒサカキ、タブ、センダンなど多数の草木が植生し、公園として整備され市民の憩いの場となっています。

花渡川の河口から2kmほど上流までは満潮時にはスズキ、チヌ、コトヒキ、ボラ、アカエイ、オニガザミ等の海魚が入り込み、コイ、カワアナゴ、ヨシノボリ、テナガエビ、モクズガ二等の川魚との混住が見られます。また、これらを餌とするサギ類やウミウ、ミサゴも見られるほか、河口付近の干潟は、冬場はカモメ、シギ、チドリ類が多く見られ、初夏や秋には、セイタカシギやアマサギ等、渡り鳥が休息する中継地となっています。海岸部や市街地では、留鳥としてイソヒヨドリが多くみられ、繁殖期には美しい囀りが聞こえます。晩秋の頃、南の島々へ渡りをする蝶アサギマダラも集まってきます。

近年の課題として、本市は、海岸線に位置していることから漂着ごみが多い状況となっています。海岸線の景観が損なわれないよう、漂着ごみの対策に係る取組を進めていく必要があります。更に、観光資源である火之神公園の景観の保全、本市の豊かな自然から生み出された水産物や農産物を観光資源として活用し、観光客の増加につなげていくことが必要です。火之神公園については、本市に25ある都市公園の中でも唯一の風致の享受の用に供する目的を持った公園であり、坊野間県立自然公園の一部でもあることが

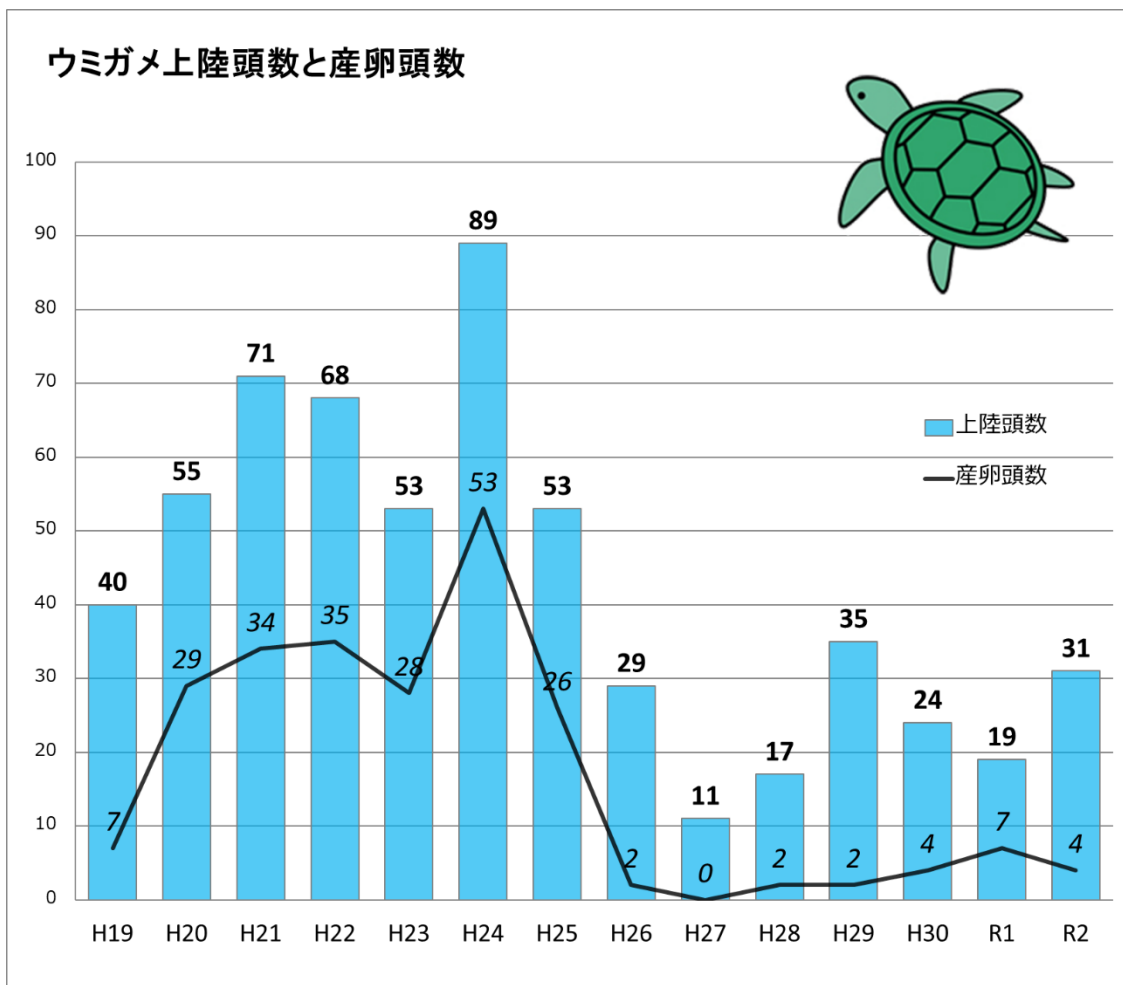
ら、自然との調和・共生を最大限図りながらの公園運営が求められます。

一方で、近年の野生鳥獣の増加による農作物被害の深刻化・広域化が耕作放棄地の増加の要因の一つとなっています。有害鳥獣捕獲事業による捕獲数も増加しているものの、被害は増加傾向にあります。有害鳥獣対策としては、「個体数を減らす」「侵入を防ぐ」「よせつけない」といったことが重要であり、有害鳥獣捕獲事業による捕獲や侵入防止柵の補助事業による行政主体の対策に加えて、よせつけない取組を市民と一体となって取り組んでいく必要があります。

また、耕作放棄地の増加の要因には鳥獣被害の他に高齢化等に伴う離農などがあります。多面的機能交付金事業や中山間地域等直払交付金等の日本型直払交付金の交付、農業委員による農地パトロール、有害鳥獣の捕獲事業等により耕作放棄地とならない取組を進めていますが、今後は、耕作放棄地となっている農地を再生することにより、農業の振興に努めるとともに自然との共生を図ることが求められます。

これらのことから、本市の豊かな自然環境や風土に適応した生態系を将来に渡って維持し、生物多様性*に富んだ環境を育てていくことが必要です。

■ 枕崎市の海岸におけるウミガメの上陸頭数と産卵頭数





【イソヒヨドリ】



【セイタカシギ】

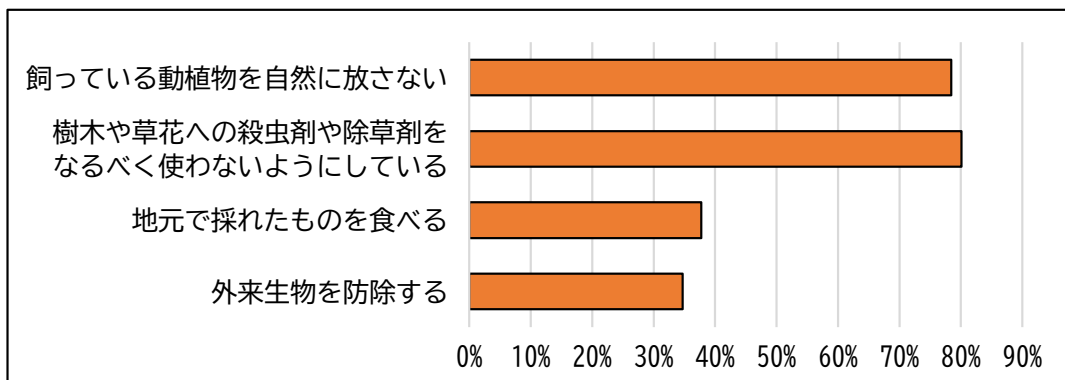
② 自然環境保全の取組状況

枕崎市内5つの校区に、それぞれ河川浄化推進員及び自然保護監視員1名を委嘱しており、緊密に情報を共有しながら対策を講じるとともに、関係課との連携を図りながら自然環境保全の体制を整えています。

アンケート調査では、市民において「飼っている動植物を自然に放さない」、「殺虫剤や除草剤をなるべく使わない」の行動の実践率は高く、対して「地元で採れたものを食べる」、「外来生物を防除する」はやや低くなっています。そのため、自然環境保全への積極的な行動を起こすための啓発や意識醸成などが課題といえます。また、小学生～高校生がそれぞれの立場でできる取組例などをわかりやすく周知していくことも必要です。

海水温の上昇や環境悪化、オニヒトデによる食害などにより、藻場やサンゴが減少し、沿岸の漁業に影響を及ぼすようになったことから、平成22年に漁業者や漁協が「枕崎の海を守る会」を組織し、オニヒトデの除去活動を行っています。引き続きこれらの活動を推進していくことが必要です。

■ 市民の環境保全に対する意識



また、市内において生物多様性*という言葉の意味を知っている人の割合は 36.7%※であり、認知度の低さが課題であり、関心や取組に大きく影響すると考えられます。全ての市民が生物多様性に配慮し、生物多様性を高める取組を進めることが必要です。併せて、侵略的外来生物を排除することも重要です。

さらに、「温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、引き続き市が率先して、自然環境を生かし、自然と共生できる施設の整備や土木・建築等公共工事の実施に取り組んでいく必要があります。

※鹿児島県平成 30 年度第 1 回県政モニターアンケートによる。



【藻場サンゴ分布調査（オニヒトデ駆除）】



【藻場モニタリング調査】

<関連する国・県の計画>

「生物多様性鹿児島県戦略」（平成 26 年 3 月／鹿児島県）

生物多様性鹿児島県戦略は、生物多様性基本法第 13 条の規定に基づき、生物多様性国家戦略等を踏まえ、鹿児島における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本計画として、平成 26 年 3 月に策定しました。

この戦略では、「共生」と「循環」を基本理念、【新たな「自然と共生する社会」の実現】を基本目標として掲げ、目標実現のために①生物多様性の質の向上、②自然と共生する環境文化の継承、③生物多様性に基盤を置いた地域社会の発展をバランス良く満たしていくことを目指します。

「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 24 年 9 月／環境省）

生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。

この戦略では、「生物多様性の損失を止めるために、愛知目標*の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する」を令和 2 年における短期目標、「生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとする」とともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する」を令和 32 年（2050 年）における長期目標として掲げています。

(4) 安全・安心

① 安心・安全の現状と課題

令和2年4月1日現在、65公民館で64の自主防災組織が結成されており、防災知識の普及、家庭の安全点検、防災訓練の実施などを行っています。また、大規模な災害が発生した時には、人命を守り災害の拡大を防ぐために、情報班、消火班、避難誘導班などに分かれて対応することとなっています。引き続き、各組織の活性化と結成を促進していくことが必要です。



【平田町自主防災組織自主訓練の様子】

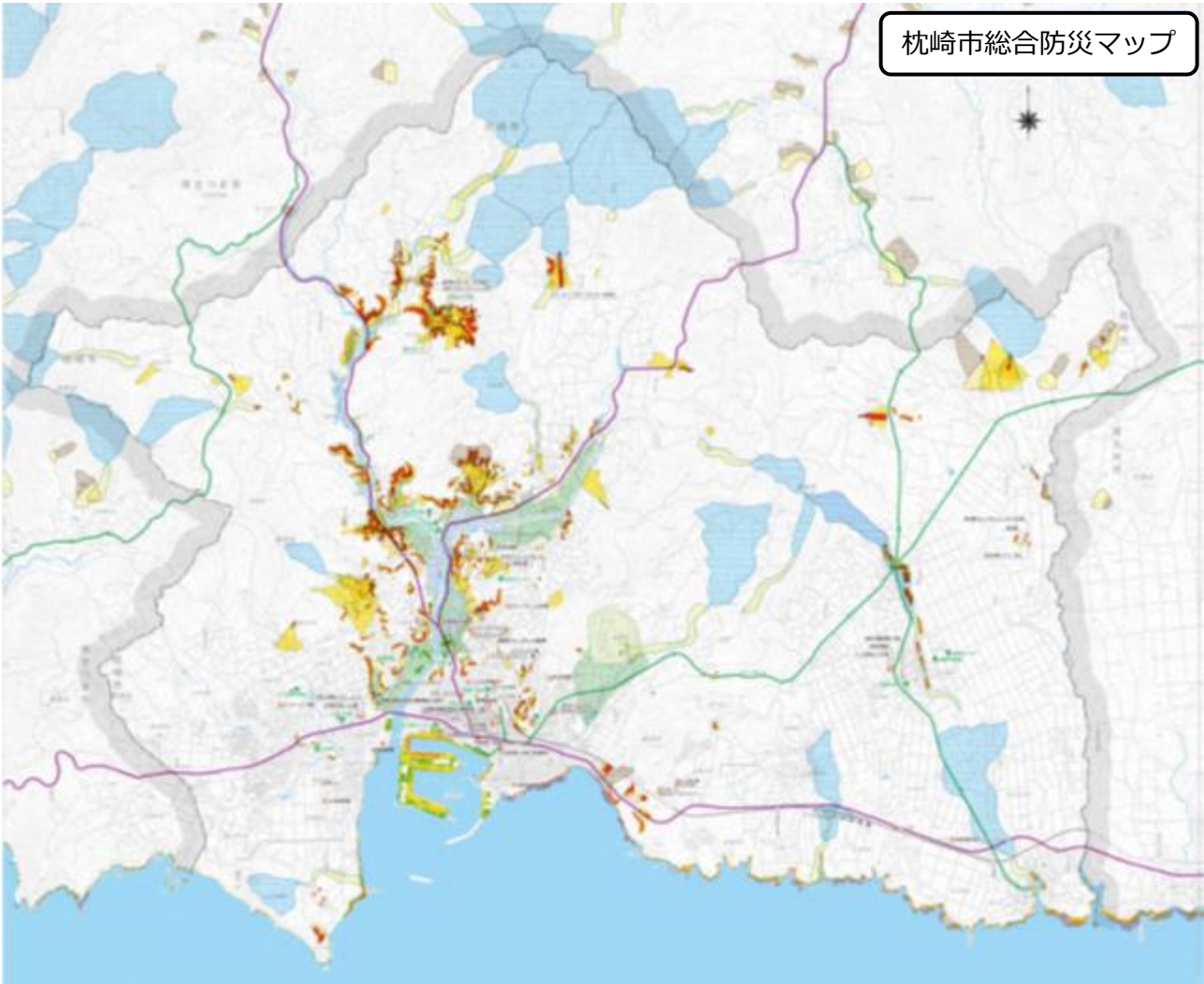
② 行政の取組状況

様々な災害における人的被害を軽減するため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所情報等をまとめた「枕崎市総合防災マップ」を作成・配布し、市民に防災情報を周知しています。

今後は、近年の自然災害の多発化を踏まえ、大規模集中型のエネルギー供給システムの途絶が今後も起こりうることから、災害時にあっても災害対策本部や避難所にエネルギーを自立供給できる、分散型のエネルギーシステム*を備えていく必要があります。

さらに、起こりうる大規模災害や新たな感染症等に備えた、レジリエント*（強靱）なまちづくりが必要であり、特に水害及び高潮等については、国土交通省の方針に沿って、各管理者・鹿児島県・市町村等で構成された協議会を設置するなど、減災のための目標を共有し、ハード面・ソフト面の対策を一体的・計画的に推進することが必要です。

■ 枕崎市総合防災マップ



津波浸水想定区域	
	0.01m以上～0.3m未満
	0.3m以上～1m未満
	1m以上～2m未満
	2m以上～3m未満
	3m以上～5m未満
洪水浸水想定区域	
	0.5m未満の区域
	0.5～1.0m未満の区域
	1.0～2.0m未満の区域
	2.0～5.0m未満の区域
	5.0m以上の区域

山地災害危険地区	
	崩壊土砂流出危険地区
	崩壊土砂流出被害想定区域
	山腹崩壊危険地区
	山腹崩壊被害想定区域
土砂災害警戒区域	
	土石流特別警戒区域 (レッドゾーン)
	土石流警戒区域 (イエローゾーン)
	急傾斜地特別警戒区域 (レッドゾーン)
	急傾斜地警戒区域 (イエローゾーン)

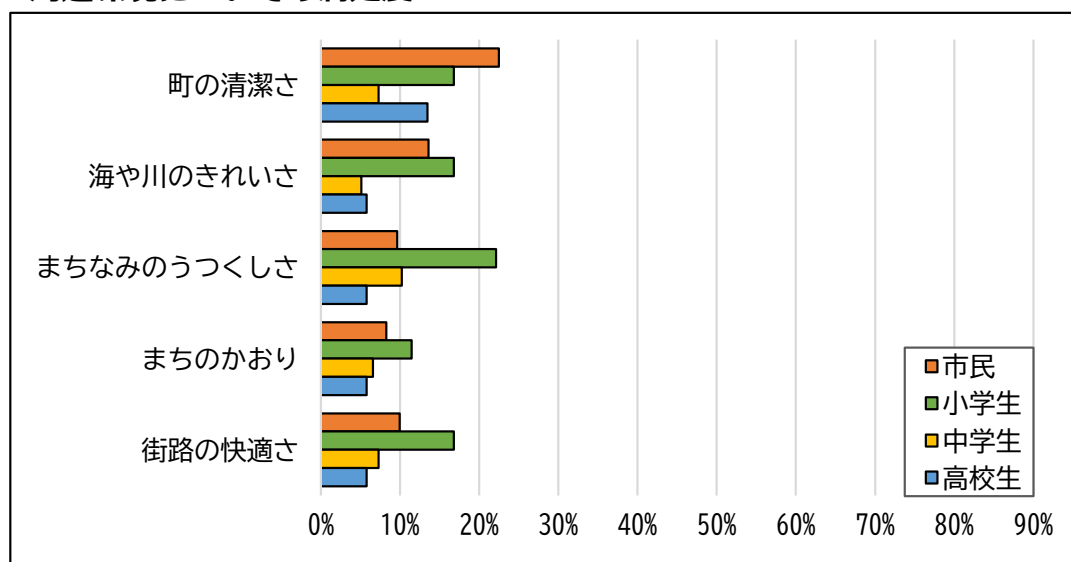
(5) 生活環境保全

① 生活環境の現状と課題

アンケート調査では、市民、小学生～高校生において、周辺環境のうち「町の清潔さ」、「海や川のきれいさ」、「まちなみのうつくしさ」、「まちのかおり」、「街路の快適さ」について満足と回答した人の割合が低い結果となりました。

本市は豊かな自然環境の恩恵を受け、水産業・水産加工業・農業などの地場産業を中心に発展してきました。しかしこの発展を支えた社会経済活動は、これまで私たちに物理的な豊かさや生活の利便性をもたらす一方で、河川・海域の汚濁や悪臭問題などの環境課題となっています。そのため、生活環境が健全に維持され、将来に渡って市民の健康が守られるよう、具体的な対策を行っていく必要があります。

■ 周辺環境についての満足度



② 生活環境保全の取組状況

河川や海岸などの水質保全に対する啓発活動や水質浄化活動、森林や河川などの生物の生息環境の調査や保護活動などが盛んに行われています。

環境保全活動を行っているボランティアグループや公民館などに「枕崎市環境保全促進事業補助金」を交付し活



【「夢蛭たぶがわ 2016」によるビオトープ整備活動】

動を支援しており、活動の定着と広がりが進み活性化へとつながっています。

また、市内海岸一帯での「海の日環境美化活動」や、公民館等の各団体協力のもとに行う清掃活動「ふるさと美化活動」を実施しています。

引き続き、これらの支援や活動を継続していくことが必要です。



【NPO 法人自然花】による植栽活動】

枕崎市内5つの校区に、それぞれ河川浄化推進員及び自然保護監視員1名を委嘱しており、緊密に情報を共有しながら対策を講じるとともに、関係課との連携を図りながら生活環境保全の体制を整えています。河川・海域の汚濁や悪臭問題等の課題については、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で責務を果たし協力し合い、その解決に向け有効な各施策に取り組む必要があります。

(6) 環境共育

① 環境教育・環境学習の取組状況と課題

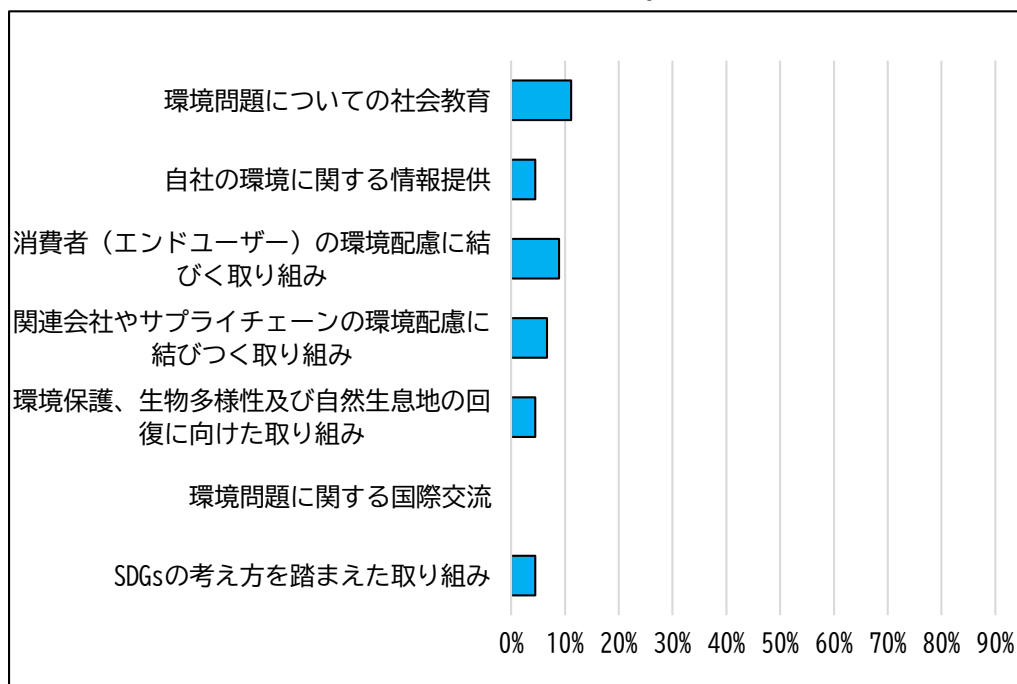
環境教育・環境学習の拠点となる施設のネットワーク化や、出前講座や環境保全に関するポスターコンクールを実施し、学習機会を提供しています。また、環境情報を体系的に集積・管理、提供しています。広報紙では、水質検査結果、前年度の二酸化炭素排出量、「枕工コ」コーナーでの環境に関する情報を発信しています。引き続き、効果的な情報発信や環境教育・環境学習の機会を提供していくことが必要です。



【花渡川上流での水生生物学習会】

また、アンケート調査では、事業者における「社会教育」、「自社の環境に関する情報提供」、「環境配慮に結び付く取組」、「環境保護等に向けた取組」、「国際交流」、「SDGsの考え方を踏まえた取組」などの実践度が極端に低い結果となりました。そのため、事業者において無理なくメリットのある環境教育・環境学習のあり方を示していくことが必要です。

■事業者による環境教育・環境学習に関する取組状況



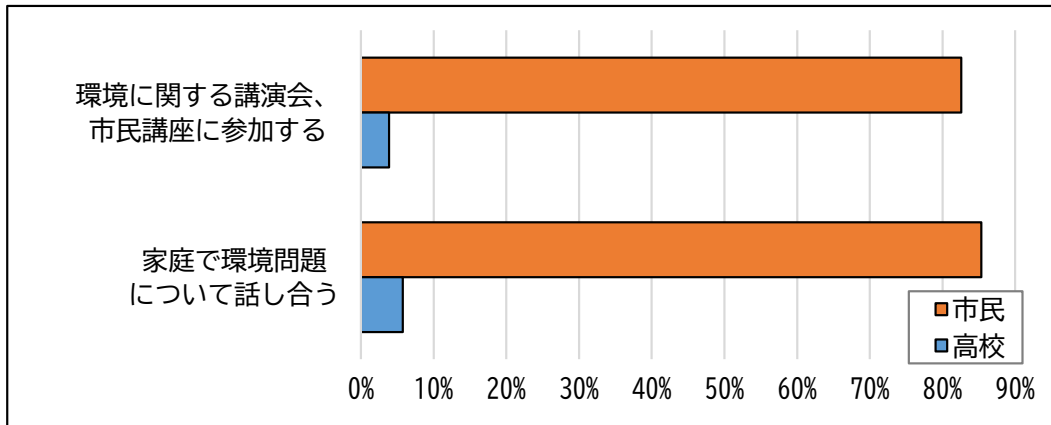
② 共に学び育み合うための仕組みづくり

アンケート調査では、「講演会、市民講座に参加する」「家族で環境問題について話し合う」の実践度について、市民は80%を超えているが、高校生は5%前後と極端に低くなっています。小学生～中学生においても「いつも行っている」と回答した人の割合は10%未満でした。そのため、学生が環境問題について学び・話し合う機会の不足が課題といえます。

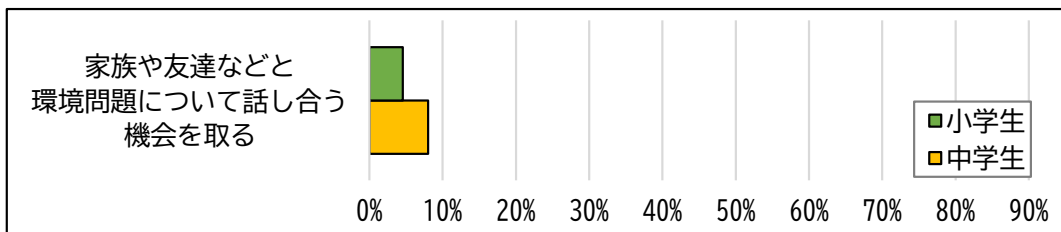
現在、本市では「枕崎市エコサポーター」として、市と協働でゴミ減量をはじめとする環境課題に対し、身近にできる活動を実践していただく人材を登録しています。環境課題に対する意識の醸成や行動の定着をより一層図っていくため、出前講座の実施など学習機会の提供に努めるとともに、共に学び育み合うための仕組みづくりを構築する必要があります。

今後は、環境教育・環境学習に携わる人材の一層の育成や活動の場を提供する体制を整え、団体・事業者等が連携した環境教育・環境学習の活性化及び拡大を図り課題解決につなげていくことが必要です。

■ 市民、高校生の環境問題についての学び・話し合いの状況



■ 小学生、中学生の環境問題についての学び・話し合いの状況



●コラム 「高校生の活躍」

港まち枕崎と切り離せない高校が、鹿児島水産高校です。水産業界をはじめ、多岐にわたって活躍できる人材を毎年多く輩出しています。タイやヒラメの放流用稚魚の育成のほか、付加価値の高い魚種の養殖にも挑戦しています。そのほか海洋生物の多様性を保全する活動として、海域環境の調査やサングを食害するオニヒトデの駆除にも取り組んでいます。

一方、枕崎高校では枕崎高校文化祭を公益社団法人日本青年会議所九州地区鹿児島ブロック協議会主催の第45回鹿児島ブロック大会と共同開催というかたちで令和元年6月15日開催しました。枕崎高校生をはじめとする高校生や県内の青年会議所のメンバー、市議会議員や市職員などが枕崎に関する様々なテーマについて話し合い、またSDGsに関する講演もありました。先進的な活動が継続して行われ、学校生活や学校行事に反映されています。

<関連する国・県の計画等>

「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」（平成 30 年 6 月／環境省）

この基本方針は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針を示しており、地方公共団体が行動計画を作成する際に勘案することとされています。

また、平成 26 年（2014 年）には、国連で採択された持続可能な開発のための教育（E S D* : Education for Sustainable Development）の最終年合が我が国で開催され、E S Dに関する取組も強化していくことが必要です。

「鹿児島県環境教育等行動計画（平成 28～32 年度）」（平成 28 年 3 月／鹿児島県）

鹿児島県では環境教育等に関し、方向性や具体的な行動計画を示し、それを総合的かつ計画的に推進することにより「人と自然が調和する地球にやさしい社会づくり」を担っていく人材の育成を目指し、鹿児島県環境教育等行動計画を策定しました。

人材の育成として、「多様な体験活動の推進」、「協働取組の推進」、「指導者の育成・活用」、「情報提供の充実」の 4 つの柱を設け、それぞれに具体的な指標及び目標を設定しました。

第6章

計画の基本理念と望ましい環境像



【さつま黒潮きばらん海 枕崎港まつり3尺玉花火打ち上げ】

第6章 計画の基本理念と望ましい環境像

(1) 計画の基本理念

新型コロナ危機を契機に、様々なニーズ・変化・リスクに対応できる柔軟性・冗長性を備えたまちの在り方が求められていることを踏まえ、新しい生活様式に対応した都市環境や地域資源を生かし支え合う地域循環共生圏を作ること、枕崎市に暮らし・働く人と豊かな自然環境と産業が調和しお互いに輝いていくという積極的な思いを込め、計画の基本理念を設定します。

人・自然・産業が調和し輝く～グリーンデザイン*～まくらざき

—豊かな自然環境の中で 環境に配慮した持続可能な暮らしを実現—

(2) 望ましい環境像

3つの柱と3つの横串それぞれの望ましい環境像について、次のとおり設定します。

【3つの柱】

①脱炭素：「再生可能エネルギーを活用した脱炭素型のまち」

枕崎市の再生可能エネルギーやバイオマス資源*を最大限に活用する(創エネ)とともに、省エネのライフスタイルが実現し、無理なく脱炭素型の暮らしが定着しているまちを目指します。

②循環：「環境にやさしく質の高い資源循環のまち」

戦略的な食品ロスやプラスチック対策が実行され、持続可能なライフスタイルと消費の仕組みが構築されているまちを目指します。

③自然共生：「森・里・川・海の恵みが暮らしと調和するまち」

枕崎市の自然資源・観光資源を最大限に活用するとともに、豊かな生態系ネットワークが将来に渡って息づいているまちを目指します。

【3つの横串】

④安全・安心：「柔軟性・冗長性を備えたレジリエント（強靱）なまち」

起こりうる気候変動や災害、感染症等の諸問題に備えたまちづくりによって、市民の安全が守られ、安心して暮らすことができるまちを目指します。

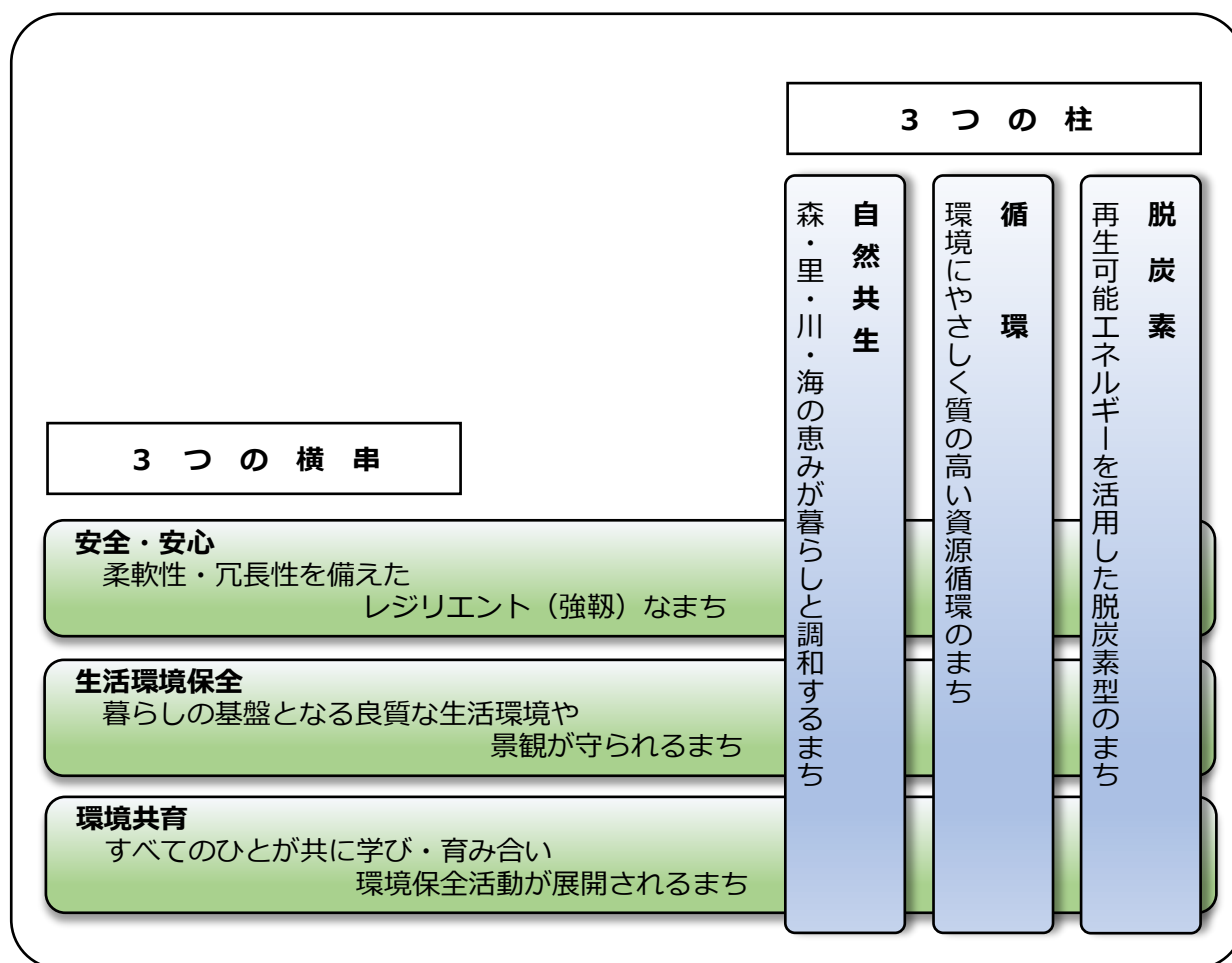
⑤生活環境保全：「暮らしの基盤となる良質な生活環境や景観が守られるまち」

大気や水等生活環境が汚染されることなく健全に維持され、市民の健康と快適な生活環境が将来に渡って維持され、豊かな市民生活を送ることができるまちを目指します。

⑥環境共育：「すべてのひとが共に学び・育み合い、環境保全活動が展開されるまち」

環境問題に関する気づきや理解を促進するために共に学び・育み合い、パートナーシップにより環境保全活動が展開・拡大しているまちを目指します。

■望ましい環境像と計画の体系



第7章

持続可能なまちへ向けた施策の展開



第7章 持続可能なまちへ向けた施策の展開

前章の望ましい環境像の実現、持続可能なまちへ向けた環境行政の方向性及び環境目標を設定する。なお、環境目標は環境分野の個別計画との整合を図ります。

基本理念		人・自然・産業が調和し輝く～グリーンデザイン～まくらざき — 豊かな自然環境の中で 環境に配慮した持続可能な暮らしを実現 —								
区分	望ましい環境像	施策の柱	施策							
3つの柱	(1) 脱炭素	再生可能エネルギーを活用した脱炭素型のまち	①戦略的な再生可能エネルギーの普及	①地域エネルギー事業に関する取組	②家庭用再生可能エネルギーの導入推進	③地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進				
			②省エネルギー・脱炭素型ライフスタイルへの転換	①環境配慮行動の促進	②脱炭素化に向けた次世代自動車利用*への転換	③物品購入等に関する取組	④庁舎、施設の管理に関する取組	⑤土木・建築等公共工事に関する取組	⑥地球環境を守るかごしま県民運動の推進	⑦事業者等への情報提供及び啓発
			③気候変動の影響への適応策の推進	①気候変動適応策の推進	②地域エネルギー事業に関する取組【再掲】	③家庭用再生可能エネルギーの導入推進【再掲】				
(2) 循環	環境にやさしく質の高い資源循環のまち	①減量・リサイクルのさらなる推進	①ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進	②生活環境保全事業	③環境と調和した農業の推進	④物品購入等に関する取組【再掲】	⑤庁舎、施設の管理に関する取組【一部再掲】	⑥土木・建築等公共工事に関する取組【一部再掲】		
		②超高齢社会や新しい生活様式など、将来のライフスタイルへの対応	①ごみ出し支援の実施	②ごみの排出時における感染症対策の徹底	③枕崎市エコサポーター制度					
		③強靱な廃棄物処理体制の構築	①漂着ごみ対策	②水産多面的機能発揮対策事業	③災害廃棄物処理事業					
(3) 自然共生	森・里・川・海の恵みが暮らしと調和するまち	①自然環境の保全と継承	①地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進【一部再掲】	②きれいな水環境の整備	③絶滅危惧種の保護	④総合的な外来生物対策の推進	⑤生活環境保全事業	⑥松くい虫防除事業	⑦土木・建築等公共工事に関する取組【一部再掲】	⑧火之神公園の維持・保全に関する取組
		②生物多様性に寄与する暮らしの推進	①水生生物学習会	②環境保全促進事業	③耕作放棄地対策の推進	④環境に配慮した農業の推進	⑤環境に配慮した畜産の推進	⑥水産多面的機能発揮対策事業【再掲】		

区分	望ましい環境像	施策の柱	施策
3つの横串	(4) 安心・安全	柔軟性・冗長性を備えたレジリエント(強靱)なまち	①平時からの備えによる安全・安心なまちづくり ②避難所における感染防止 ③災害廃棄物処理事業【再掲】 ④新型コロナウイルス感染症の感染予防対策
	(5) 生活環境保全	暮らしの基盤となる良質な生活環境や景観が守られるまち	①生活環境の保全 ①悪臭や河川・海域の汚濁の発生防止 ②きれいな水環境の整備【再掲】 ③生活排水処理構想の推進 ④漂着ごみ対策【再掲】 ⑤水産多面的機能発揮対策事業【再掲】 ⑥海の日環境美化活動 ⑦ふるさと美化活動 ⑧自然保護監視員・河川浄化推進員の設置 ⑨生活環境保全事業【一部再掲】 ⑩市営墓地及び集落墓地の整備
			②まちなみの保全 ①街路・公園等の景観保全 ②公衆用トイレの維持管理 ③アートストリート「青空美術館」の維持管理
	(6) 環境共育	すべてのひとが共に学び・育み合い、環境保全活動が展開されるまち	①効果的な情報発信と学び・育み合う環境学習の推進 ①出前講座 ②枕エコプロジェクトポスターコンクール ③水生生物学習会【再掲】
			②人材育成による環境保全活動の展開・拡大 ①枕崎市エコサポーター制度【再掲】 ②多様な市民参画に向けた環境づくり ③市民の自発的な活動の促進 ④こども環境教育支援事業

【3つの柱】（1）脱炭素

【望ましい環境像】

「再生可能エネルギーを活用した脱炭素型のまち」

【持続可能なまちへ向けた脱炭素施策の方向性】

脱炭素施策の方向性①

再生可能エネルギーの創出により、脱炭素と経済の活性化とを実現します

SDGsゴール7
エネルギー



経済成長



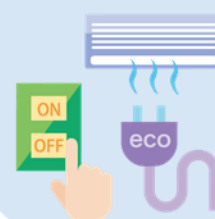
脱炭素施策の方向性②

市民のライフスタイルを転換し、気候変動にも対応できる、住み続けられるまちをつくります

SDGsゴール11
住み続けられるまち
SDGsゴール13
気候変動に具体的な対策を

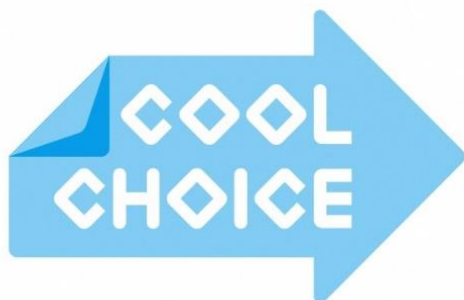


ライフスタイル



●トピックス 「COOL CHOICE」とは

「COOL CHOICE」とは、2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことです。



未来の
ために、
いま選ぼう。

【施策の柱1】 戦略的な再生可能エネルギーの普及

地域にある再生可能な資源を活用し、そのエネルギーを地域内で利用していくことは、温室効果ガスの削減に大きく寄与します。そのため、太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利活用を積極的に進め、エネルギーの地産地消を図っていきます。

また、森林は、二酸化炭素の吸収・貯蔵機能を有しているとともに、土砂流出防止・山地崩壊防止、水源かん養など様々な役割を果たす貴重な自然環境です。そのため、健全な森林づくりを通じて森林の持つ温室効果ガス吸収効果を高めるとともに、木質バイオマスの原料として活用し、地域資源の循環的利用の仕組みを構築します。

(1) 脱炭素【施策の柱1】 戦略的な再生可能エネルギーの普及

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
① 地域エネルギー事業に関する取組	太陽光や木質バイオマスなど、地域で生産される再生可能エネルギーを地消する取組を推進し、再生可能エネルギーの普及拡大と経済の地域循環を図ることを目的とします。	○分散型エネルギーマスタープランの作成 ○地域新電力会社の設立	企画調整課 市民生活課	●	●	●
② 家庭用再生可能エネルギーの導入推進	家庭用（個人住宅向け）に、太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池の設置補助を行い、家庭における再生可能エネルギーの導入を推進します。	○太陽光発電システム補助 ○リチウムイオン蓄電池補助	企画調整課 市民生活課	●		●
③ 地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進	森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵庫としての重要な役割を発揮させるため、間伐など森林を健全に維持・育成するための施業等を促進し、木質バイオマスの利用を推進するとともに、地球温暖化防止に貢献する森林吸収源対策を進めます。	○各種森林整備事業 ○再生可能エネルギーの活用（木質バイオマス発電、太陽光発電）	農政課 企画調整課	●	●	●

【施策の柱2】省エネルギー・脱炭素型ライフスタイルへの転換

本市の 温室効果ガス排出量は、全国平均と比べて運輸部門の占める割合が大きく、そのほとんどが自動車によるものです。日々の暮らしにおいて、無理なくエネルギーを節約し、脱炭素型の環境にやさしい生活様式への転換を目指します。

また、その暮らしを支える公共交通などのインフラについては、関係機関・団体と連携し、脱炭素型のインフラを維持していきます。

(1) 脱炭素【施策の柱2】省エネルギー・脱炭素型ライフスタイルへの転換

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①環境配慮行動の促進	日常生活において省エネルギーや脱炭素型の生活様式を実践するなど、環境配慮行動を促進します。また、国民運動（COOL CHOICE）の展開や地産地消の推進など、様々な取組・支援によって環境配慮行動を促進します。	○環境配慮行動の普及啓発及び実践 ○国民運動の展開	全課	●	●	●
②脱炭素化に向けた次世代自動車*利用への転換	EV（電気自動車）や PHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）などの環境性能に優れた次世代自動車の導入促進により、交通の脱炭素化を推進します。	○次世代自動車の導入促進 ○公用車における次世代自動車の計画的導入	全課	●	●	●
③物品購入等に関する取組	物品等の購入に当たり、環境への負荷が少ない製品等を購入することで、環境負荷の低減を図ります。	○環境負荷が少ない製品の購入	全課	●	●	●
④庁舎、施設の管理に関する取組	庁舎、施設の電気設備の導入についてはLED照明等の省エネ性能の製品を選定し、特に空調機については7年を目途に新たな機種に切り替える計画です。また電気、燃料等の使用に当たり、職員に対し省エネや節電について啓発し、徹底的に無駄を省いて省資源を推進し温室効果ガスを削減します。 更に 4R*（Refuse, Reduce, Reuse, Recycle）を実践し、廃棄	○行政における率先行動 ○省エネ施設への転換 ○LPG 使用機器から省エネ機器への更新	全課			●

(1) 脱炭素【施策の柱2】省エネルギー・脱炭素型ライフスタイルへの転換						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
	物の発生抑制、再資源化向上を図ることを目的とします。					
⑤土木・建築等公共工事に関する取組	自然環境を生かし、自然と共生できる施設の整備と建設廃棄物の削減及び再生資源有効利用を促進します。	○省エネ設備の推進 ○燃料の抑制	建設課 農政課 水道課		●	●
⑥地球環境を守るかごしま県民運動の推進	かけがえのない鹿児島県の環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民や事業者、行政が一体となり、「県地球温暖化対策推進条例」や「県地球温暖化対策実行計画」に基づく温室効果ガスの削減に向けた取組を全県的に展開する県民運動の推進を図ります。	○県民運動の普及啓発と実践	市民生活課	●	●	●
⑦事業者等への情報提供及び啓発	工場やオフィス等における冷暖房や給湯設備への再生可能エネルギーの導入と高効率化、環境経営に関する認証・登録制度であるエコアクション 21 等の情報提供及び啓発を行います。	○エコアクション 21 等の情報提供及び啓発 ○鹿児島県気候変動適応センターの利用促進	市民生活課		●	●

【施策の柱3】気候変動の影響への適応策の推進

地球温暖化による気候変動の影響が不可避となりつつある現在、温室効果ガスの削減を通じた気候変動の緩和とともに、その影響により発生リスクが高まる豪雨等の自然災害などに適応していくことが重要です。

そのため、国の「気候変動の影響への適応計画」を踏まえ、新しい考え方である「適応策」についても着実に推進していくとともに、市民・事業者の認知度を高めていきます。

(1) 脱炭素【施策の柱3】気候変動の影響への適応策の推進

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①気候変動適応策の推進	気候変動への適応の必要性や対応策について、市民・事業者及び行政関係者に対して啓発を行います。 また、既存の防災対策や治水対策などの着実な推進を図るとともに、自立・分散型エネルギーの普及により、災害時における対応力を高めていきます。 さらに熱中症対策など各種適応策の推進を図ります。	○適応策の普及啓発 ○既存適応策の着実な実施及び推進 ○再生可能エネルギー事業の運営	全課	●	●	●
②地域エネルギー事業に関する取組【再掲】	太陽光や木質バイオマスなど、地域で生産される再生可能エネルギーを地消する取組を推進し、再生可能エネルギーの普及拡大と経済の地域循環を図ることを目的とします。	○分散型エネルギーマスタープランの作成 ○地域新電力会社の設立	企画調整課 市民生活課	●	●	●
③家庭用再生可能エネルギーの導入推進【再掲】	家庭用（個人住宅向け）に、太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池の設置補助を行い、家庭における再生可能エネルギーの導入を推進します。	○太陽光発電システム補助 ○リチウムイオン蓄電池補助	企画調整課 市民生活課	●		●

【3つの柱】（2）循環

【望ましい環境像】

「環境にやさしく質の高い資源循環のまち」

【持続可能なまちへ向けた循環施策の方向性】

循環施策の方向性①

高齢化や新しい生活様式に伴うごみ質の変化にも対応し、さらなる減量やリサイクルを推進します

SDGsゴール12
生産と消費

12 つくる責任
つかう責任



減量・リサイクル



循環施策の方向性②

② 起こりうる災害に備えた廃棄物処理体制を構築し、レジリエント（強靱）なまちをつくります

SDGsゴール13
気候変動

13 気候変動に
具体的な対策を

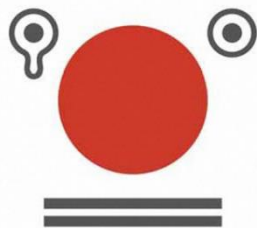


まちの
レジリエンス



●トピックス 「食品ロス」とは

食品ロスとは、食べられるのに捨てられている食品のことで、日本では年間 600 万 t 以上の食品ロスが発生しています。国民一人当たりで換算すると、年間 50 kg、毎日お茶碗 1 杯分（約 140 g）の食べ物を捨てている計算になります。



食べものに、
もったいないを、
もういちど。

NO-FOODLOSS PROJECT

【施策の柱1】減量・リサイクルのさらなる推進

循環型社会を形成するためには、一人一人が意識を持って Refuse「断る」、Reduce「発生抑制」を優先的に実行することが重要です。そのために、市民へごみ減量に向けた行動を促し、事業者とともに食品ロスを削減したりするなどの取組を進めます。その次に、Reuse「再使用」や Recycle「再生使用」によって、徹底した分別と有効利用を進めます。

これらの4 Rは、生産・流通・消費のすべての段階で、市民・事業者・行政が連携して進めます。

(2) 循環【施策の柱1】減量・リサイクルのさらなる推進						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①ごみの排出抑制、減量化、リサイクルの促進	循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が一体となり、廃棄物の4 R (Refuse「断る」、Reduce「発生抑制」、Reuse「再使用」、Recycle「再生使用」)に取り組みます。 排出抑制の促進、リサイクル製品の積極的活用、容器包装リサイクルの促進、家電リサイクルの促進、自動車リサイクルの促進、生ごみなどのリサイクルの促進、食品リサイクルの促進、広域認定制度によるリサイクルの促進、小型家電リサイクルの促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○4 Rの普及啓発 ○ごみ分別アプリの活用促進 ○家庭用電気式生ごみ処理機（乾燥型・バイオ型・ハイブリッド型）購入補助 ○マイバッグ利用促進 ○事業所ごみの適正処理の指導 ○3 R 推進月間（10月）、食品ロス削減月間（10月）における啓発 ○生ごみ処理体制の構築（堆肥化） ○プラスチックごみ対策 ○食品ロス削減対策 	市民生活課	●	●	●
②生活環境保全	環境パトロール、ごみの分別指導、	○環境パトロール	市民生活課			●

(2) 循環【施策の柱1】減量・リサイクルのさらなる推進

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
事業	不法投棄ごみの収集を行い、市民の生活環境の保全に努めます。	○の実施 ○ごみの分別指導 ○不法投棄ごみの収集				
③環境と調和した農業の推進	農業用廃プラスチック類の適正処理と再生処理等を促進します。	○農業用廃プラスチック回収	農政課		●	●
④物品購入等に関する取組【再掲】	物品等の購入に当たり、環境への負荷が少ない製品等を購入することで、環境負荷の低減を図ります。	○環境負荷が少ない製品の購入	全課	●	●	●
⑤庁舎、施設の管理に関する取組【一部再掲】	4R (Refuse、Reduce、Reuse、Recycle) を実践し、廃棄物の発生抑制、再資源化向上を図ることを目的とします。	○行政における率先行動	全課			●
⑥土木・建築等公共工事に関する取組【一部再掲】	建設廃棄物の削減及び再生資源有効利用を促進します。	○建設廃棄物の削減 ○再生資源有効利用	建設課 農政課 水道課		●	●

【施策の柱2】超高齢社会や新しい生活様式など、将来のライフスタイルへの対応

高齢者の単身世帯などごみ出しが困難な世帯への支援や、ごみの排出時における感染症対策を徹底するなど、社会のニーズや課題に合った仕組みを構築します。

また、これらの取組は市のサービスのみで完結するものではなく、地域との共助・協働が必要であることから、「枕エコサポーター」とともに取り組んでいきます。

(2) 循環【施策の柱2】超高齢社会や新しい生活様式など、将来のライフスタイルへの対応

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①ごみ出し支援の実施	高齢者等のごみ出しが困難な世帯に対して支援の仕組みを構築し、自立した生活を維持できるように	○ごみ出し支援の仕組みの構築 ○高齢者等家庭ご	市民生活課 地域包括ケア推進課	●	●	●

(2) 循環【施策の柱2】超高齢社会や新しい生活様式など、将来のライフスタイルへの対応						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
	支援します。	み戸別収集事業	福祉課			
②ごみの排出時における感染症対策の徹底	新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどに対応したごみの捨て方を普及啓発するとともに、市民・事業者はそれを実践し、ごみの排出時における感染症対策を徹底します。	○感染症対策を踏まえたごみ排出ルール ○啓発・周知用看板の作成	市民生活課 健康課	●	●	●
③枕崎市エコサポーター制度	ごみ減量化につながる効果的な取組を積極的に実践していただける方、周りへの声かけやいろいろな実践アイデアなどを市へお寄せいただける方、市と協働でごみ減量化へ向けた取組に協力いただける方を募集・登録します。	○「枕エコサポーター」の募集・登録と活動支援	市民生活課	●		●

【施策の柱3】強靱な廃棄物処理体制の構築

安定したごみ処理を継続していくため、漂着ごみ対策や災害廃棄物に対する備えを行い、収集運搬から中間処理・最終処分に至るまでの強靱な廃棄物処理体制を計画的に整えます。

(2) 循環【施策の柱3】強靱な廃棄物処理体制の構築						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①漂着ごみ対策	「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」事業による海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生抑制等を推進します。	○海岸漂着物等の処理及び発生抑制等への協力 ○海岸漂着物地域対策推進事業	水産商工課 市民生活課			●
②水産多面的機能発揮対策事業	漁業者等が行う水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対し、水産庁の「水産多面的機能発揮対策交付金」の活用を支援しま	○海洋汚染の原因となる漂流、漂着物、堆積物の処理	水産商工課		●	●

(2) 循環【施策の柱3】強靱な廃棄物処理体制の構築						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
	す。 【事例】「枕崎市の海を守る会」が活動をしています。					
③災害廃棄物処理事業	令和2年5月に策定した枕崎市災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関と連携し円滑な災害廃棄物の処理を実施します。	○災害廃棄物の処理	総務課 市民生活課		●	●

【3つの柱】（3）自然共生

【望ましい環境像】

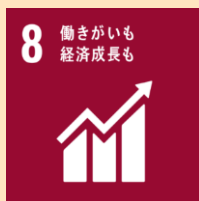
「森・里・川・海の恵みが暮らしと調和するまち」

【持続可能なまちへ向けた自然共生施策の方向性】

自然共生施策の方向性①

枕崎市の豊かな風土を活かした自然資源・観光資源の活用推進とともに、観光客増加による経済の活性化を目指します

SDGsゴール8
働きがいも経済成長も



経済の活性化



自然共生施策の方向性②

枕崎市の豊かな風土を保全するとともに、健全な生態系ネットワークを将来に渡って維持していきます

SDGsゴール14 15
海・陸の豊かさ



枕崎の風土



【ウミガメの産卵】

【施策の柱1】自然環境の保全と継承

本市には豊かな自然が広がっており、貴重な地域資源を育てているとともに、多くの野生動植物にとって重要な生息・生育の場となっています。

そのため、将来にわたって自然の恵みを楽しむことができるよう、健全な森林、水環境を維持・保全していきます。また、絶滅危惧種の保全や外来生物対策に取り組んでいきます。

(3) 自然共生【施策の柱1】自然環境の保全と継承

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①地球温暖化防止に貢献する森林づくりの推進 【一部再掲】	森林の持つ二酸化炭素の吸収・貯蔵庫としての重要な機能を十分に発揮させるため、植栽、保育、間伐等の森林整備を適切に行い、木質バイオマスの利用を推進するとともに、地球温暖化防止に貢献する森林吸収源対策を進めます。	○各種森林整備事業 ○再生可能エネルギーの活用（木質バイオマス発電）	農政課 企画調整課	●	●	●
②きれいな水環境の整備	市民へ生活用水等に対する不安感を与えないよう、将来の水需要の推移を的確に把握しつつ、安全で良質な水源の確保に努めます。市上水道については、長期的展望に立ち、計画的な施設の整備及び老朽化した施設の更新を図り、漏水防止等の適切な対策を積極的に進め、有収率の向上と効率的な運営を推進します。 上水道区域外については、その区域に居住する市民が共同して設置する水道施設の新設、改善に要する経費について、市が補助金を交付し清浄な飲料水等生活用水の確保と公衆衛生の向上を図ります。	○年次的な漏水調査の実施 ○長期的な事業継続計画「水道ビジョン」に基づく施設更新事業の実施 ○地区簡易水道施設事業	水道課 市民生活課			●
③絶滅危惧種の保護	絶滅の危機に瀕しているアカウミガメ、アオウミガメの保護の為、年1回、ウミガメが上陸する海岸の清掃を行います。またウミガメ保	○ウミガメ保護対策事業	市民生活課	●		●

	護監視員による、上陸頭数、産卵数の記録、卵の盗掘等がないかパトロールを行います。					
④総合的な外来生物対策の推進	市内における外来生物の侵入状況や被害状況を調査し、被害の分布拡大の可能性を踏まえて、優先的に対策を講じることが必要な外来生物を選定し、その侵入予防や防除を促進するなど、総合的な外来生物対策を推進します。	○ヒアリ対策 ○外来生物の生態調査	市民生活課 水産商工課 農政課	●	●	●
⑤生活環境保全事業	ヤンバルトサカヤステのまん延防止及び駆除業務を行い、市民の生活環境の保全に努めます。	○ヤンバルトサカヤステのまん延防止及び駆除業務	市民生活課	●	●	●
⑥松くい虫防除事業	本市の貴重な松林の保全を図ります。	○各種松くい虫防除事業	農政課			●
⑦土木・建築等公共工事に関する取組【一部再掲】	自然環境を生かし、自然と共生できる施設の整備を促進します。	○自然環境に配慮した施設整備	建設課 農政課 水道課		●	●
⑧火之神公園の維持・保全に関する取組	自然環境を生かし、自然と共生できる公園の維持に努めます。	○自然環境に配慮した公園維持	水産商工課			●

●コラム 「火之神公園」



東に秀麗な姿の開聞岳、海上遥かに大隅半島や竹島、薩摩硫黄島、黒島、屋久島を遠望できますが、何といても公園の目の前の海中には立神岩（4.2m）が屹立して、景観に一層の趣を添えています。火之神公園一帯は、海幸・山幸彦の神話で兄の海幸彦から借りた釣り針を亡くした山幸彦が、それを捜して籠舟に乗って最初に辿り着いた海岸がこの辺りと伝わり、山幸彦が火の神様であったことからの呼称です。そのため公園内には、籠舟に乗った山幸彦の像が建立されています。枕崎市の旧称鹿籠（かご）も、山幸彦が籠舟で辿り着いた地から名づけられたといえます。

また、戦艦大和等が撃沈された海域を望む公園の高台には、戦没者の慰霊と恒久平和を願う慰霊碑が建立されています。

【施策の柱2】生物多様性に寄与する暮らしの推進

自然の中では多種多様な生き物全てが複雑に関わり合って存在しており、この「生物多様性」の中で暮らしが成り立っています。生物多様性への理解を促進するとともに、耕作放棄地対策や環境に配慮した畜産や農業の推進など、生物多様性に寄与する暮らしを定着させます。

また、貴重な自然環境を保全するために、団体等における環境保全活動を支援していきます。

(3) 自然共生【施策の柱2】生物多様性に寄与する暮らしの推進

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①水生生物学習会	枕崎児童館の協力のもと、小中学生を対象に花渡川上流で水生生物学習会を実施し、河川に生息する様々な生物と河川水質の学習を実施します。	○水生生物学習会の実施	市民生活課 福祉課	●		●
②環境保全促進事業	地域及び地球環境に係る環境保全活動並びに環境保全に関する教育及び啓発の推進を図るため、環境保全に係る事業を実施する団体に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付します。	○環境保全事業の支援	市民生活課	●	●	●
③耕作放棄地対策の推進	日本型直払交付金（多面的機能支払交付金・中山間地域等直接支払交付金）の交付や、有害鳥獣の捕獲事業、農地パトロール等により耕作放棄地とならない取組を進め、農村環境の維持に努めます。	○多面的機能支払交付金 ○中山間地域等直払交付金 ○有害鳥獣捕獲事業 ○農地パトロール	農政課 農業委員会	●	●	●
④環境に配慮した農業の推進	農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減し、環境に配慮した農業の推進に努めます。	○有機農業の推進	農政課		●	●
⑤環境に配慮した畜産の推進	畜産経営に起因する悪臭・水質汚濁の適正管理を促進し、環境に配慮した畜産を推進します。	○畜産クラスター事業・資源リサイクル畜産環境整備事業の推進	農政課		●	●

(3) 自然共生【施策の柱2】生物多様性に寄与する暮らしの推進

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
⑥水産多面的機能発揮対策事業 【再掲】	漁業者等が行う水産業・漁村のもつ多面的機能発揮に資する活動に対し、水産庁の「水産多面的機能発揮対策交付金」の活用を支援します。 【事例】「枕崎市の海を守る会」が活動をしています。	○藻場の保全 ○サンゴ礁の保全 ○海洋汚染の原因となる漂流、漂着物、堆積物の処理	水産商工課		●	●

●市民の声 枕崎市金山の滑川について

金山バス停のすぐ左手を流れる花渡川は、この辺りは「滑川」と呼ぶ。

川幅 15mほどあり、梅雨の季節は雨を集めて激しい濁流が渦を巻くが、好天が続くと穏やかな清流に戻り、さわやかな風が川面に冷気を運んでくる。滑川橋に立つと、多くの凹凸状の岩肌が水を溜めているおうけつ 甌穴郡を見ることができる。その長さは 300m程続く。

およそ 11 万年前、錦江湾口にあった阿多カルデラが大爆発を起こした時の溶岩が、薩摩半島随一の海岸美と謳われる火之神公園などの海岸美をつくりだした。滑川の甌穴は、溶岩と降灰が混ざった比較的やわらかい岩で、学術的には「凝結溶灰岩」という。ここに雨が降り、崩れ落ちた岩が激流の度に揺れ運動を繰り返して川床をえぐり、タコツボ状の穴、甌穴ができる。

滑川の甌穴郡は県下 4 番目の規模を誇る。しかし、長い年月を経てつくりだされた大自然の芸術品を知る人は少ない。大切に保存し子孫に送りつぎたいものだ。



【3つの横串し】(4) 安全・安心

【望ましい環境像】

「柔軟性・冗長性を備えたレジリエント*（強靱）なまち」

【持続可能なまちへ向けた安全・安心施策の方向性】

安全・安心施策の方向性

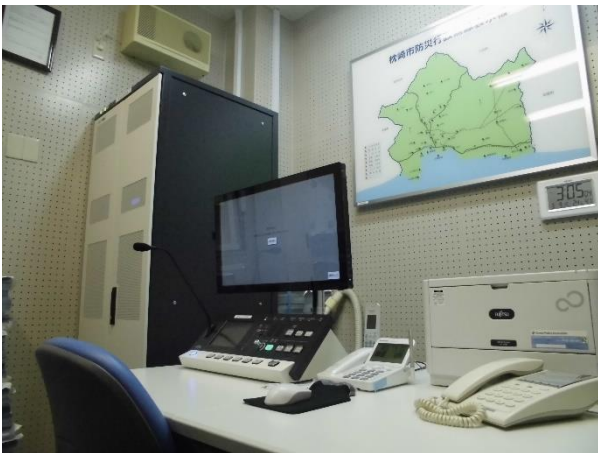
起こりうる気候変動や災害、感染症等の諸問題に備えたまちづくりを実現します

SDGsゴール11
住み続けられるまち

11 住み続けられる
まちづくりを



まちの
レジリエンス



【防災行政無線室】

保存版

総合 枕崎市 防災マップ

枕崎市
Kawasaki City

知ること。学ぶこと。備えること。
大雨・洪水・土砂・地震・津波・高潮

津波/高潮 洪水/内水氾濫 土砂崩 崖崩れ・地すべり 大規模な火事

【家族・関係者連絡先】 まずは、下の表に記入しましょう。

氏名	連絡先
()	()
()	()
()	()
()	()
()	()

枕崎市役所
〒896-8501
鹿児島県枕崎市千代田町27番地

TEL 0993-72-1111 (代表)
FAX 0993-72-9436

【枕崎市総合防災マップ】

【施策の柱1】 平時からの備えによる安全・安心なまちづくり

気候変動によって引き起こされる自然災害や感染症蔓延などの非常事態においても、大きな被害が生じないようなまちづくりや、災害廃棄物の処理体制を整えていきます。

(4) 安全・安心【施策の柱1】 平時からの備えによる安全・安心なまちづくり

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①災害に強いまちづくりの推進	安心・安全なまちづくりのため、枕崎市地域防災計画に基づき防災体制の充実を図るとともに、枕崎市強靱化地域計画を総合的かつ計画的に推進します。また、情報収集体制の確立と防災行政無線等を活用した確実な情報伝達等に努め、安心して住めるまちづくりを目指します。 さらに、市民の防災に対する意識の高揚を図り、自主防災組織の結成促進やその育成に取り組むとともに、防災に関する各種計画及びマニュアル等の作成や見直しを適宜行い、関係機関等と連携し、地域防災力の向上に努めます。	○防災体制の充実 ○情報伝達対策・防災対策の意識啓発 (防災行政無線及び防災メール等の活用、戸別受信機設置補助事業) ○自主防災組織の構築 ○自主防災組織育成の補助制度	総務課	●	●	●
②避難所における感染防止	大規模災害等の発生に伴う、避難所運営時において、新型インフルエンザ等による感染症対策に万全を期すため「避難所運営における新型インフルエンザ等の感染症への対応に関する運用指針」等に基づき、感染防止の徹底に努めます。	○避難所運営時における感染防止の徹底	総務課	●		●
③災害廃棄物処理事業【再掲】	令和2年5月に策定した枕崎市災害廃棄物処理計画に基づき、関係機関と連携し円滑な災害廃棄物の処理を実施します。	○災害廃棄物の処理	総務課 市民生活課		●	●

(4) 安全・安心【施策の柱1】 平時からの備えによる安全・安心なまちづくり

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
④新型コロナウイルス感染症の感染予防対策	市内等における感染状況を踏まえ、県及び枕崎市医師会等と連携を図りながら、本市新型コロナウイルス感染症対策本部で協議の上、必要な感染予防対策を講じます。	○感染予防に係る啓発及び実践 ○その他、感染予防に係る事業（ワクチン接種など。）	健康課	●	●	●



【平時からの備えによる安全・安心なまちづくり】

【3つの横申し】（5）生活環境保全

【望ましい環境像】

「暮らしの基盤となる良質な生活環境や景観が守られるまち」

【持続可能なまちへ向けた生活環境保全施策の方向性】

生活環境保全施策の方向性

枕崎市域全体の生活環境
保全と市民の健康向上を
実現します

SDGsゴール3
健康・福祉



環境保全



【花渡川上流：上水道取水口付近】

【施策の柱1】生活環境の保全

事業活動によって周辺の水質やにおいなどの生活環境が損なわれないよう、事業者は対策を推進し、行政は法令等に基づき、適正な指導・助言を行います。

また、清掃活動など生活環境を守る活動に対して支援を行い、市民・事業者とともに生活環境を保全していきます。

(5) 生活環境保全【施策の柱1】生活環境の保全						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
① 悪臭や河川・海域の汚濁の発生防止	事業活動に伴う排水等を原因とする悪臭対策や河川・海域の汚濁の発生防止を図るため、事業者の環境保全意識の高揚につながる施策の実施や関係法令の遵守が図られるよう努めます。また、その取組にあたっては、県と連携を図りながら現地調査、指導・助言を行い、施策を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悪臭対策や河川・海域の監視強化と発生防止 ○ 環境月間（6月）における県と連携した事業所指導 ○ 下水道区域外事業所に対する公害防止指導 ○ 河川・海域水質検査業務 ○ 悪臭検査業務 ○ 枕崎市水産加工業環境施設整備促進事業 ○ 畜産クラスター事業・資源リサイクル畜産環境整備事業の推進 ○ 終末処理場の臭気対策 	市民生活課 水産商工課 農政課 水道課			
② きれいな水環境の整備【再掲】	市民へ生活用水等に対する不安感を与えないよう、将来の水需要の推移を的確に把握しつつ、安全で良質な水源の確保に努めます。市上水道については、長期的展望に	<ul style="list-style-type: none"> ○ 年次的な漏水調査の実施 ○ 長期的な事業継続計画「水道ビジョン」に基づ 	水道課 市民生活課			

(5) 生活環境保全【施策の柱1】生活環境の保全						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
	立ち、計画的な施設の整備及び老朽化した施設の更新を図り、漏水防止等の適切な対策を積極的に進め、有収率の向上と効率的な運営を推進します。 上水道区域外については、その区域に居住する市民が共同して設置する水道施設の新設、改善に要する経費について、市が補助金を交付し清浄な飲料水等生活水の確保と公衆衛生の向上を図ります。	く施設更新事業の実施 ○地区簡易水道施設事業				
③生活排水処理構想の推進	生活排水処理施設の普及促進については、公共用水域の水質保全や快適な生活環境の創出に大きく寄与する生活排水処理の仕組みや役割を市民一人一人が理解する必要があります。 市では、特に課題となっている「下水道区域内施設の早期下水道接続」「くみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」「浄化槽の適正な維持管理」等について、市民や事業者と一体となって啓発を行っていきます。	○生活排水対策の実施 ○戸別訪問による接続促進 ○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業	水道課 市民生活課 水産商工課	●	●	●
④漂着ごみ対策【再掲】	「鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画」事業による海岸漂着物等の円滑な処理や海岸漂着物等の発生抑制等を推進します。	○海岸漂着物等の処理及び発生抑制等への協力 ○海岸漂着物地域対策推進事業	水産商工課 市民生活課			●
⑤水産多面的機能発揮対策事業【再掲】	漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能発揮に資する活動に対し、水産庁の「水産多面的機能発揮対策交付金」の活用を支援します。 【事例】「枕崎市の海を守る会」が活動をしています。	○藻場の保全 ○サンゴ礁の保全 ○海洋汚染の原因となる漂流、漂着物、堆積物の処理	水産商工課		●	●

(5) 生活環境保全【施策の柱1】生活環境の保全						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
⑥海の日環境美化活動	平成8年に「海の日」が制定されて以来、海の恩恵に感謝するため「海の日」環境美化活動として、漁港や海岸等の清掃作業を行っており、引き続き実施していきます。	○海の日環境美化活動の実施	水産商工課	●	●	●
⑦ふるさと美化活動	明るく住みよい郷土の環境美化を目的に、公民館をはじめ各団体の協力のもと実施しています。(年2回、7月と12月に実施)	○ふるさと美化活動の実施	市民生活課	●	●	●
⑧自然保護監視員・河川浄化推進員の設置	自然保護監視員・河川浄化推進員を設置し、自然環境を保全するとともに、公害の発生源や発生状況を把握し、良好な環境を保持します。	○自然保護監視員及び河川浄化推進員の設置	市民生活課	●		●
⑨生活環境保全事業【一部再掲】	ヤンバルトサカヤスデのまん延防止及び駆除業務、環境パトロール、ごみの分別指導、不法投棄ごみの収集、動物へい死処理、ハチの巣駆除業務を行い、市民の生活環境の保全に努めます。	○ヤンバルトサカヤスデのまん延防止及び駆除業務 ○環境パトロールの実施 ○ごみの分別指導 ○不法投棄ごみの収集 ○動物へい死処理 ○ハチの巣駆除業務	市民生活課			●
⑩市営墓地及び集落墓地の整備	市営墓地については、適正な維持管理と環境整備を計画的に推進します。集落が設置している墓地についても同様の整備が進められるよう検討、協力を行うとともに、整備・統合・災害復旧等への補助を引き続き実施します。	○市営墓地草刈り等業務委託 ○市営墓地使用权の継承状況調査及び台帳整備 ○枕崎市共同墓地整備統合等及び災害復旧事業	市民生活課			●

【施策の柱2】 まちなみの保全

街路樹や公園等の景観の保全を図り、まちへの愛着を醸成するとともに、人々の交流を促しコミュニティの活性化を図ります。

(5) 生活環境保全【施策の柱2】 まちなみの保全						
施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①街路・公園等の景観保全	街路・公園等の景観保全を図るため街路樹や公園の維持管理を実施します。	○街路樹維持管理業務 ○公園維持管理業務	建設課 水産商工課			●
②公衆用トイレの維持管理	公共施設、公園等に設置されている公衆用トイレの点検、維持管理を行います。	○公衆便所清掃業務	市民生活課			●
③アートストリート「青空美術館」の維持管理	アートを通したまちづくりとして、市役所通りなどの街路や枕崎駅舎、公園に設置する立体作品の維持管理を行います。	○アートストリート「青空美術館」維持管理業務 ○アートミュージアム拠点「南溟館」推進事業・整備事業	文化課	●		●

【3つの横申し】（6）環境共育

【望ましい環境像】

「すべてのひとが共に学び・育み合い、環境保全活動が展開されるまち」

【持続可能なまちへ向けた環境共育施策の方向性】

環境共育施策の方向性①
 環境教育や持続可能な開発のための教育(ESD)を実施し、市民全体の意識醸成の底上げを行います



環境共育施策の方向性②
 既に環境配慮型のライフスタイルを持ち自主的な活動をしている人に対して、多様な主体と連携する仕組みを作ることで、その活動を拡大していくとともに、その輪を広げ横展開していきます



【「NPO 法人自然花」による環境学習（森の恵みを知る体験）】

【施策の柱1】効果的な情報発信と学び・育み合う環境学習の推進

環境意識を醸成するためには、身近な環境問題に気付き、目を向けることが必要です。そのため、出前講座やポスターコンクールなどの学習機会を提供し、効果的に情報を発信するとともに、互いに学び、育み合う場を設け、環境学習を推進します。

(6) 環境共育【施策の柱1】効果的な情報発信と学び・育み合う環境学習の推進

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
①出前講座	SDGs認定エデュケーターと連携した出前講座や、枕崎市の抱える環境問題に関する出前講座を市内の小・中学校をはじめ、市民団体等にも実施し、環境問題への関心や行動のきっかけづくりを提供します。	○出前講座の企画及び実施	市民生活課 学校教育課	●		●
②枕エコプロジェクトポスターコンクール	環境保全啓発事業の一環として、環境問題・環境保全をテーマとしたポスターを市内の小中学生から広く募集し、その制作過程を通じて小中学生の環境に関する意識の高揚を図ります。 また入賞作品については広報・啓発のために公共施設への展示、ホームページや広報紙への掲載などに活用し、市民の環境に関する意識を高めていきます。	○枕エコプロジェクトポスターコンクールの実施	市民生活課 学校教育課	●		●
③水生生物学習会 【再掲】	枕崎児童館の協力のもと、小中学生を対象に花渡川上流で水生生物学習会を実施し、河川に生息する様々な生物と河川水質の学習を実施します。	○水生生物学習会の実施	市民生活課 福祉課	●		●

【施策の柱2】人材育成による環境保全活動の展開・拡大

地域やNPO、ボランティア団体、企業や学校など多様な主体が協力し合い、環境保全活動を実践していくことで、取組の輪が大きく広がっていきます。多様な価値観やライフスタイルに対応し、それぞれが自主的・自発的な活動を進められるよう、情報発信や支援の仕組みを整えます。

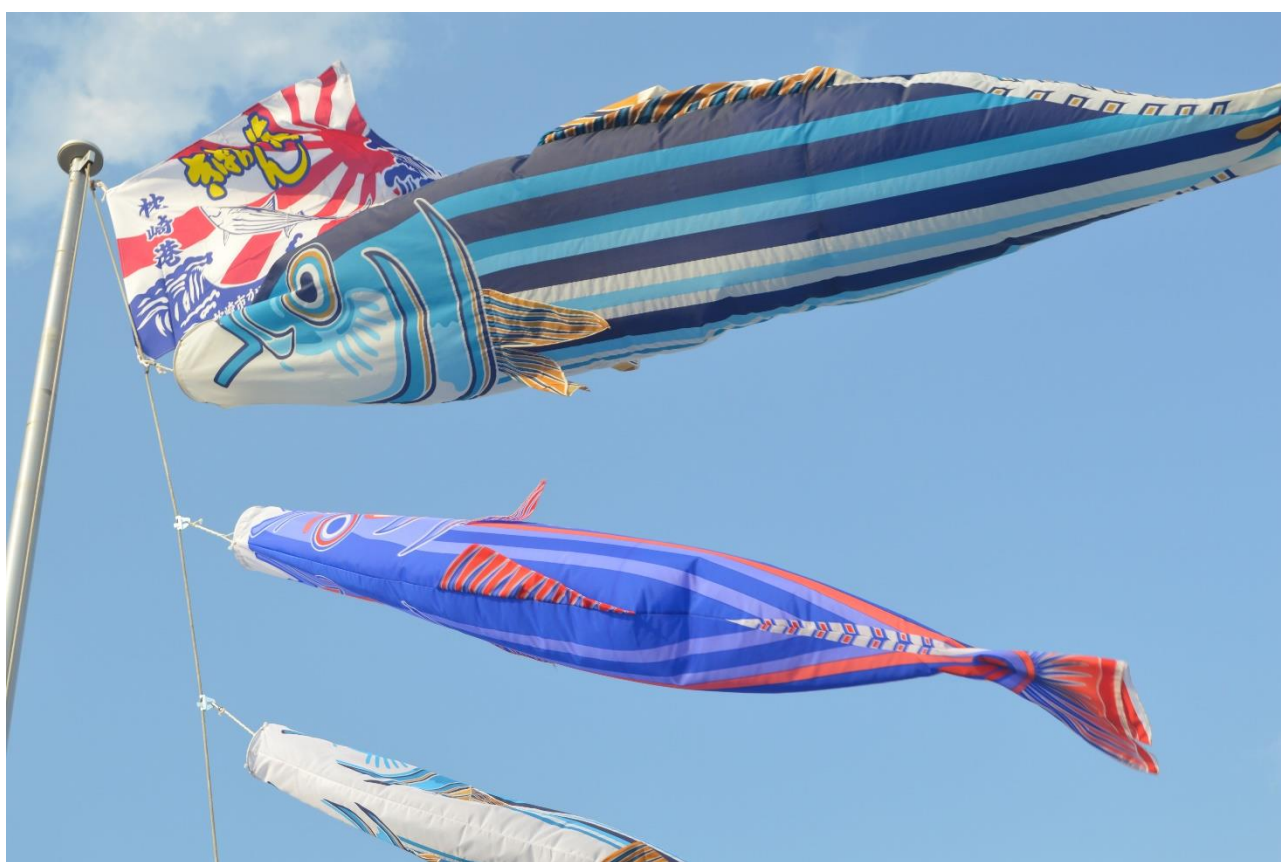
また、活動者同士が連携し、更なる取組を推進できるよう、「枕エコサポーター」を軸とした人材育成を推進します。

(6) 環境共育【施策の柱2】人材育成による環境保全活動の展開・拡大

施策名	概要	事業	関係課	実施主体		
				市民	事業者	行政
① 枕崎市エコサポーター制度【再掲】	ごみ減量化につながる効果的な取組を積極的に実践していただける方、周りへの声かけやいろいろな実践アイデアなどを市へお寄せいただける方、市と協働でごみ減量化へ向けた取組に協力いただける方を募集・登録します。	○「枕エコサポーター」の募集・登録と活動支援	市民生活課	●		●
② 多様な市民参画に向けた環境づくり	多様な主体が、自主自発的に支えあうパートナーシップのまちづくりを推進するなかで、研修機会の充実を図り、高い環境意識をもった人材を育成することなどで、市民全体の環境意識の醸成を図ります。	○自主・自発的な取組の支援 ○環境保全に関する研修機会の充実と人材育成	企画調整課 市民生活課	●		●
③ 市民の自発的な活動の促進	それぞれの地域が、安心・安全で、環境に配慮された地域づくりのため、地域課題の解決に向けた自立した活動を積極的に展開していくための支援を行います。	○地域資源や人材を活用した取組の支援 ○地域や団体のネットワーク化	企画調整課 市民生活課	●		●
④ こども環境教育支援事業	将来を担う子どもたちとその保護者に対し、環境問題等への関心や行動のきっかけづくりを提供することにより、自主的な環境保全活動を支援するとともに持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材の育成を行います。	○学ぶ環境体験学習塾	市民生活課	●		●

第8章

計画の推進



【かつおのぼり】

第8章 計画の推進

(1) 推進体制

本計画は「PDCA サイクル (Plan・Do・Check・Action)」に基づき、施策・事業の進捗状況を定期的に確認し、取組の成果を評価し、改善点を次の事業へ反映させることで、本計画に掲げる施策を計画的かつ実効性のあるものとして推進していきます。

毎年のモニタリング及び評価は庁内の「環境保全対策検討会」で実施し、計画改定時には「環境保全審議会」において外部評価も踏まえて施策の見直しを行います。

また、市民や事業者及び市が、それぞれの役割に基づいて主体的に考えて行動を実践し、環境保全に貢献していくための仕組みづくりに努めます。

■ PDCA サイクルによる継続的改善

- ・ 事業の企画・立案
- ・ 環境基本計画の改定

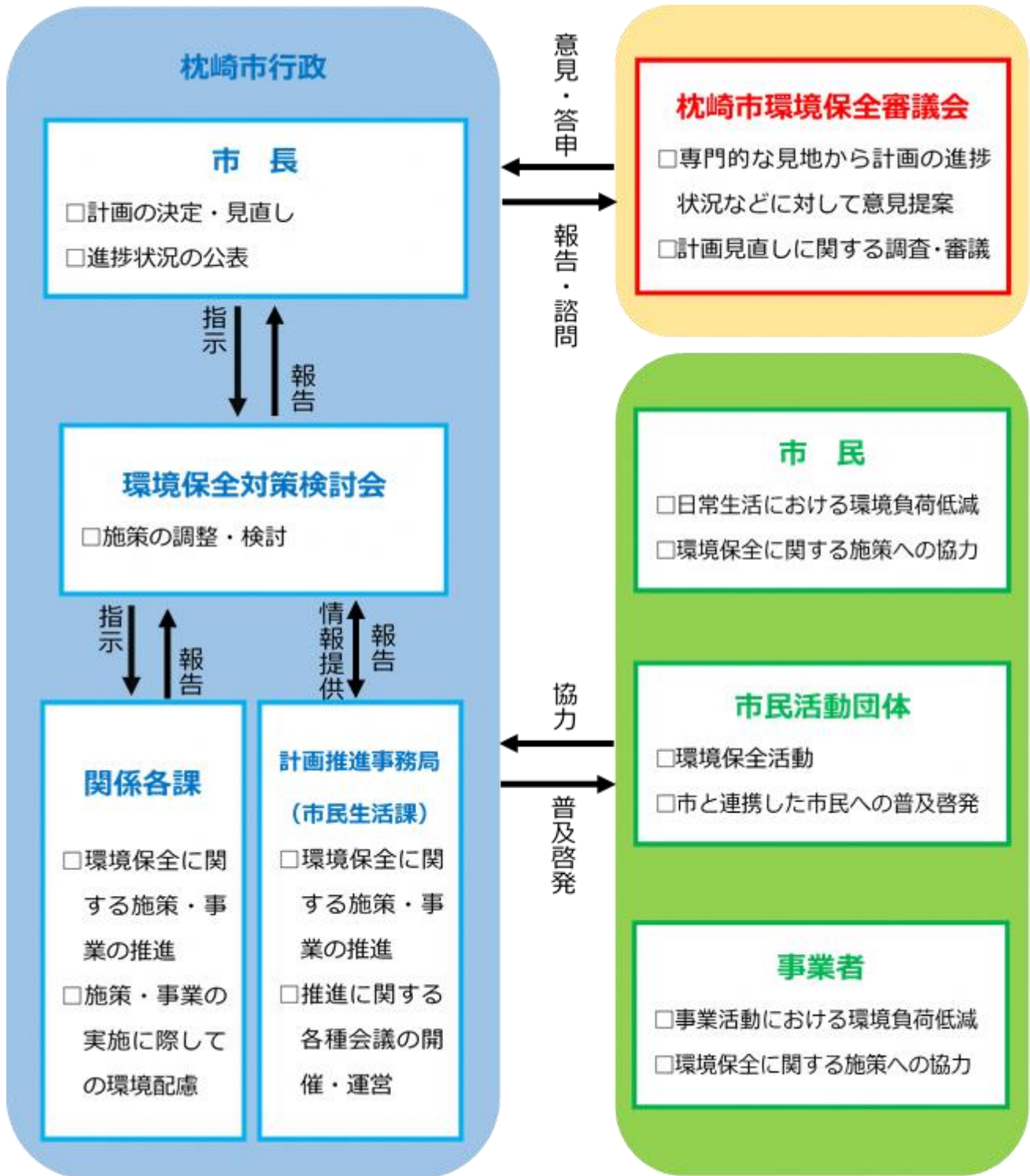


- ・ 施策及び事業の実施
- ・ 取組の推進

- ・ 施策の改善
- ・ 目標の見直し
- ・ 新規事業の検討

- ・ 事業目標の達成状況把握
- ・ 基本施策の指標及び数値目標の状況把握

■ 枕崎市環境基本計画推進体制図



①環境保全審議会

枕崎市民の環境を守る条例第63条に基づき、本市の環境の保全に関する事項について調査・審議を行う組織で、計画の進捗状況等に関する報告を受け、これに対して意見を述べます。

②環境保全対策検討会

環境行政における庁内各課の横断的な連携・調整機関であり、本計画における推進組織でもあります。

計画に位置づけた施策や事業の進捗状況の点検を行うとともに、課題の解決に向けた組織横断的な取組の推進を図ります。

③計画推進事務局（市民生活課）

本計画に基づき、環境保全に関する事業を推進するとともに、計画の進捗状況の把握を行います。また、枕崎市環境保全審議会、環境保全対策検討会の事務局を担います。

④市民・市民団体・事業者との連携

計画の実現のためには、市民、事業者、行政の各主体が互いに連携しながら、協働していくことが重要です。市民団体とも連携し、様々な主体の協働のもとで取組を進めていきます。

(2) 評価指標と進捗管理

評価指標については、関連する環境分野の個別計画における評価指標と整合を図りながら、環境行政の方向性を確認できるものとして、区分ごとに代表的な指標を設定します。

区分	評価指標	令和元年度 (現況)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)	
(1) 脱炭素	①温室効果ガス(二酸化炭素)排出量及び平成25年度比削減率(市全体)	158,207 t-CO ₂ 9% (平成29年度)	144,420 t-CO ₂ 17%	132,240 t-CO ₂ 24%	
	※ 平成25年度 174,000 t-CO ₂				
	②温室効果ガス(二酸化炭素)排出量及び平成25年度比削減率(枕崎市役所・枕崎市消防署)	2,056 t-CO ₂ 41%	1,893 t-CO ₂ 45%	1,357 t-CO ₂ 61%	
	※ 平成25年度 3,462t-CO ₂				
	③公用車の次世代自動車への更新	2台	20台	40台	
	④燃料使用量(ガソリン・灯油・軽油・A重油)及び平成25年度比削減率(枕崎市役所・枕崎市消防署)	58,842 l 10%	52,787 l 19%	46,729 l 29%	
	※ 平成25年度 65,449 l				
	⑤燃料使用量(液化石油ガス)及び平成25年度比削減率(枕崎市役所・枕崎市消防署)	41,598 kg 11%	36,857 kg 21%	32,116 kg 31%	
	※ 平成25年度 46,771 kg				
	⑥市庁舎の省エネ機能を備えた空調への更新	36台 (50%)	64台 (88.9%)	72台 (100%)	
	⑦市公共施設における再生可能エネルギーの導入率(地方公営企業施設を除く)	—	50%	100%	
⑧太陽光発電補助累計件数	—	120件	270件		
⑨蓄電池設備補助累計件数	—	200件	450件		
⑩間伐実施面積	19ha (平成29年度)	22ha	24ha		
⑪利用間伐材積	4,000 m ³ (平成29年度)	4,600 m ³	5,000 m ³		
(2) 循環	①ごみ総排出量	8,594 t	6,071 t (令和6年度)	5,213 t	
	②1人1日あたりごみ排出量	1,117g/人・日	900 g/人・日 (令和6年度)	855 g/人・日	
	③リサイクル率	11.3%	17.6% (令和6年度)	23.4%	
	④家庭用電気式生ごみ処理機購入補助累計件数	—	250件	500件	

区分	評価指標	令和元年度 (現況)	令和7年度 (中間年度)	令和12年度 (目標年度)
	⑤レジ袋辞退率	25%	85%	90%
	⑥ごみ分別アプリ登録者数	—	1,000人	2,000人
(3) 自然共生	①生物多様性保全に関する活動団体数	3団体	5団体	7団体
	②有害鳥獣による農林業などの被害金額	246万円	172万円	120万円
	③耕作放棄地面積	99.74ha	97ha	95ha
(4) 安全・安心	①地域防災計画及び災害廃棄物処理計画の更新	地域防災計画 令和2年7月 修正 災害廃棄物処理 計画 令和2年5月 策定	適時見直し	
	②自主防災組織（公民館：全75公民館）	60公民館 (59組織)	68公民館	75公民館
	③自主防災組織育成の補助制度	1件	3件	5件
	④情報伝達対策：メール登録者	230人	2,000人	3,000人
	⑤情報伝達対策：戸別受信機設置補助事業（5箇年事業）	—	2,300台 (令和5年度)	—
(5) 生活環境保全	①周辺環境（まちのかおり）への満足度 ※市民アンケート結果	41%	55%	70%
	②汚水処理人口普及率	77.7%	95.0% (令和8年度)	100%
	③不法投棄量（年間）	3,147kg	2,832kg	2,518kg
	④枕崎市エコサポーター登録者数	72人	2,000人	2,500人
	⑤河川環境基準達成率（BOD*値） 採水地点：21ヶ所	85.7% (18/21ヶ所)	90.5% (19/21ヶ所)	100% (21/21ヶ所)
	⑥海域環境基準達成率（COD*値） 採水地点：10ヶ所	100% (10/10ヶ所)	100% (10/10ヶ所)	100% (10/10ヶ所)
(6) 環境共育	①出前講座等の受講者数（年間）	—	200人	300人

資 料 編

資料1 策定経緯

(1) 環境保全対策検討会

① 開催状況

令和2年度第1回環境保全対策検討会	令和2年 6月23日
令和2年度第2回環境保全対策検討会	令和2年12月23日
令和2年度第3回環境保全対策検討会	令和3年 1月12日
令和2年度第4回環境保全対策検討会	令和3年 3月12日

② 組織体制

委員長	副市長
委員	市民生活課長 市民生活課参事 企画調整課長 財政課長 農政課長 水産商工課長 水産商工課参事 建設課長 水道課長 水道課参事
部会委員	企画調整課企画調整係長 財政課財政係長 農政課特産振興係長 水産商工課水産振興係長 建設課土木係長 建設課都市計画係長 水道課下水道係長 市民生活課環境整備係長

(2) 環境保全審議会

① 開催状況

令和3年1月25日

② 委員

学識経験のある者	一般財団法人 鹿児島県環境技術協会 環境調査部長 枕崎水産加工業協同組合 参事 枕崎水産振興会 副会長 南さつま農協枕崎支所 支所長 枕崎養豚振興会 会長
地域住民の代表	枕崎校区自治公民館連絡協議会 会長 立神校区自治公民館連絡協議会 会長 桜山校区自治公民館連絡協議会 会長 金山校区自治公民館連絡協議会 会長 別府校区自治公民館連絡協議会 会長
関係行政機関の職員	加世田保健所 衛生・環境課長 南薩地域振興局農林水産部 農政普及課長 南薩地域振興局建設部 河川港湾課長 枕崎警察署 生活安全刑事課長

資料2 市民・学生・事業者アンケート調査報告書

1 調査概要

(1) 調査対象

ア 市民アンケート

調査地域：枕崎市全域

調査対象：1,490人

抽出方法：住民基本台帳から区域別人口、性比を考慮して層化無作為抽出

イ 市民アンケート（高校生）

調査地域：枕崎市全域

調査対象：52人

抽出方法：学校を指定

ウ 市民アンケート（小・中学生）

調査地域：枕崎市全域

調査対象：268人

抽出方法：学校を指定

エ 事業者アンケート

調査地域：枕崎市全域

調査対象：106事業所

抽出方法：経済センサス調査から業種別事業者数を考慮して層化無作為抽出

(2) 調査期間

令和2年9月1日～10月26日

(3) 調査・回収方法

郵送による質問紙調査。

(4) 回収率

項目	市民	高校生	小・中学生	事業者
発送数 (a)	1,490	52	268	106
回収率 (b)	654	52	268	45
回収率 (b÷a)	43.9%	100.0%	100.0%	42.5%

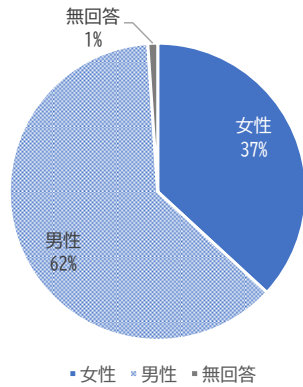
市民アンケート

2 集計結果

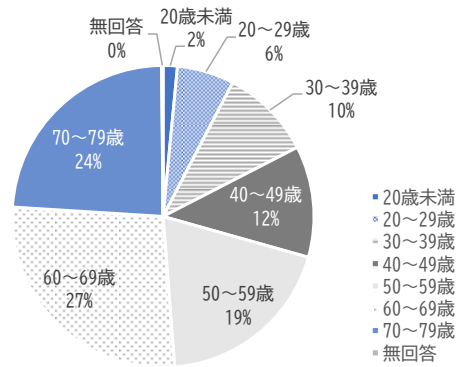
※自由記述で頂いた回答は原文通り掲載しています。内容が重複するものなどについては割愛しています。

(1) 市民アンケート

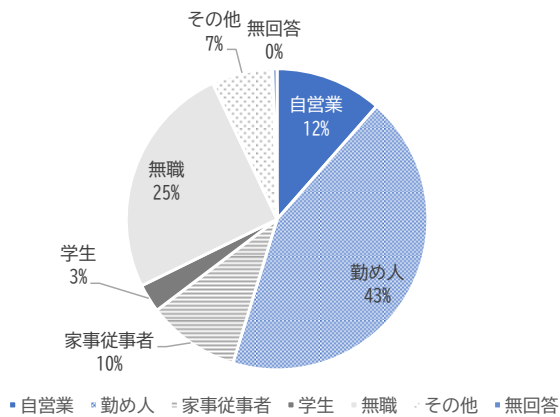
問1 性別



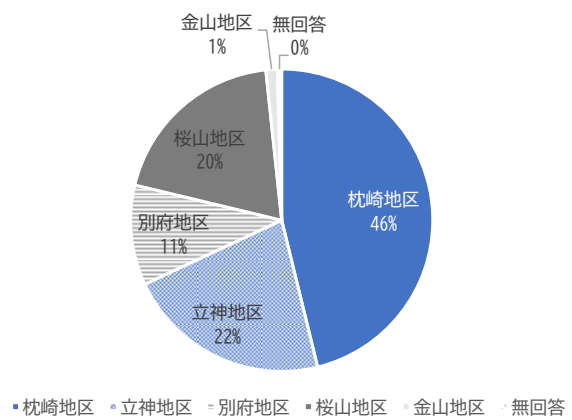
問2 年齢



問3 職業



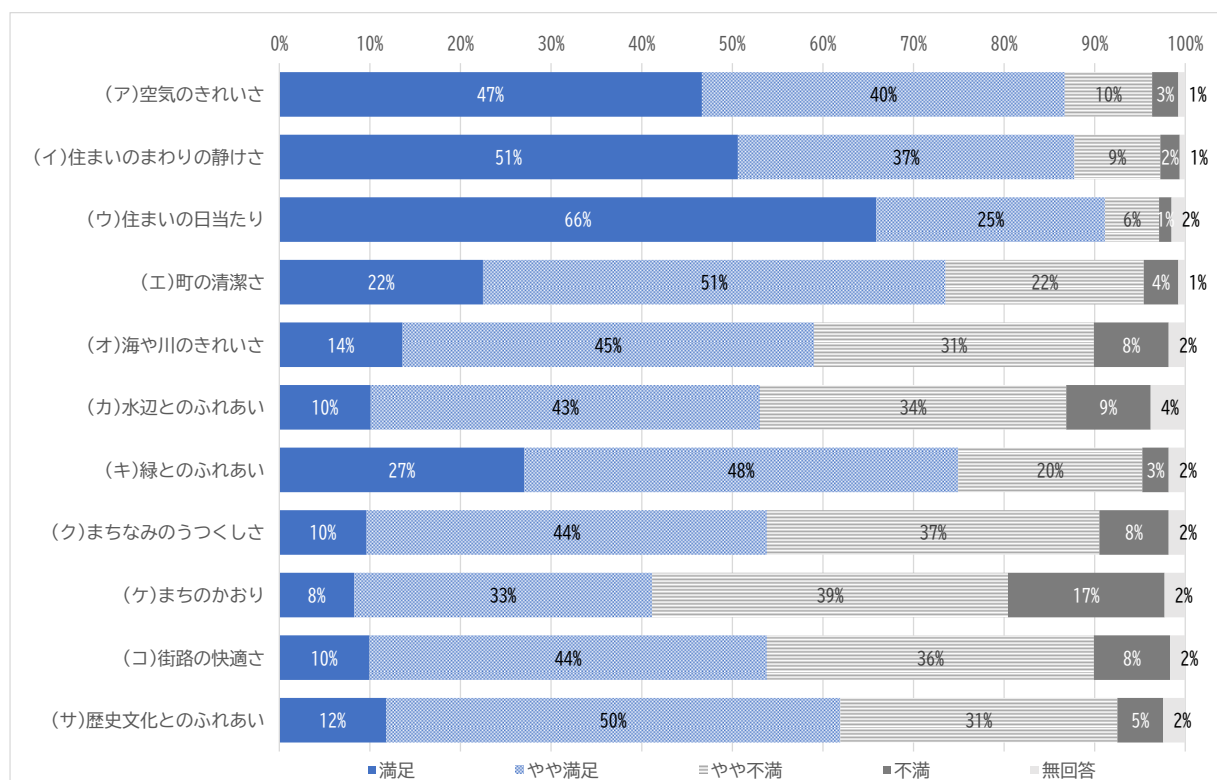
問4 居住区



市民アンケート

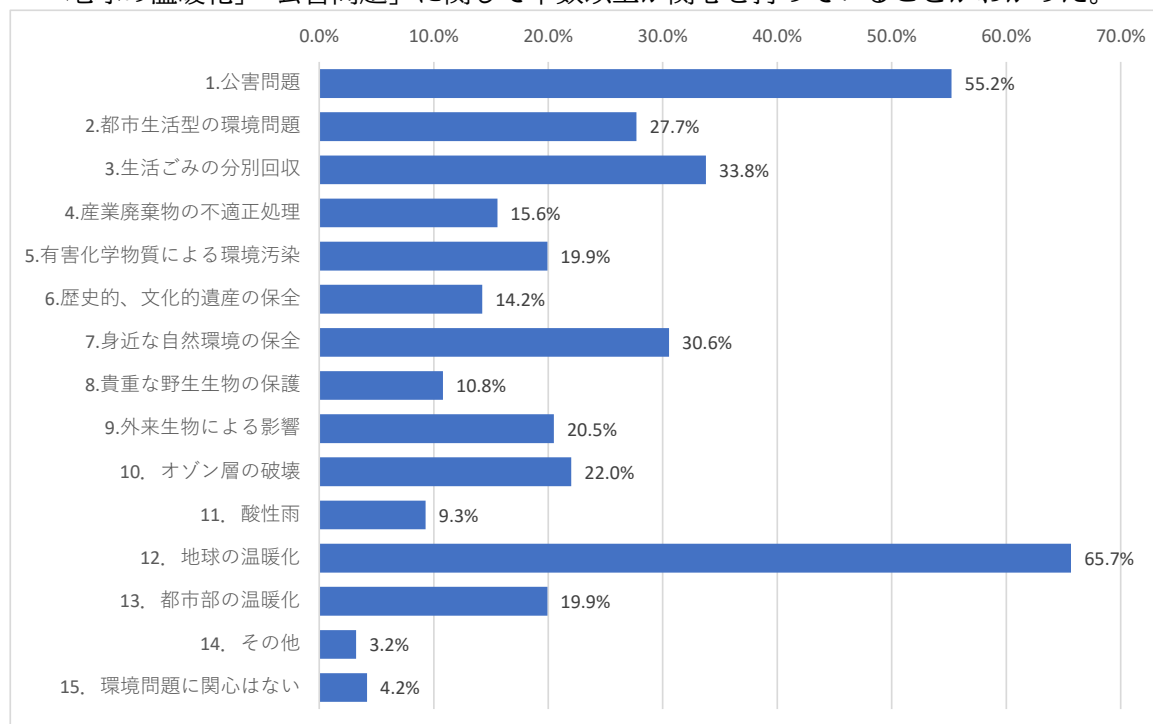
●問5 あなたの住んでいる周辺の環境についてどの程度満足していますか。

周辺環境の満足度は「空気のきれいさ」「住まいのまわりの静けさ」「住まいの日当たり」で高く、満足・やや満足を合わせてそれぞれ8割を超えている。一方「まちのかおり」が他と比べ満足度が低く、満足・やや満足を合わせて約4割であった。



●問6 関心のある環境問題は、次のうちどれですか。【複数回答可：いくつでも】

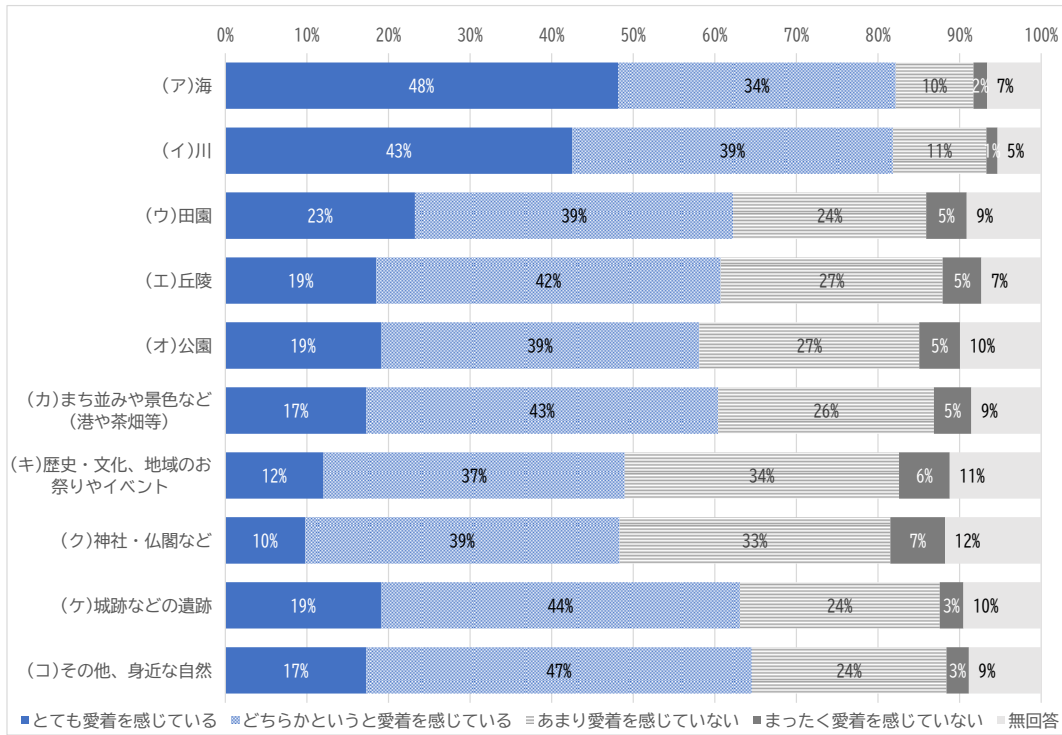
「地球の温暖化」「公害問題」に関して半数以上が関心を持っていることがわかった。



市民アンケート

●問7 枕崎市にある(ア)~(コ)の環境資源について、どの程度愛着を感じていますか。

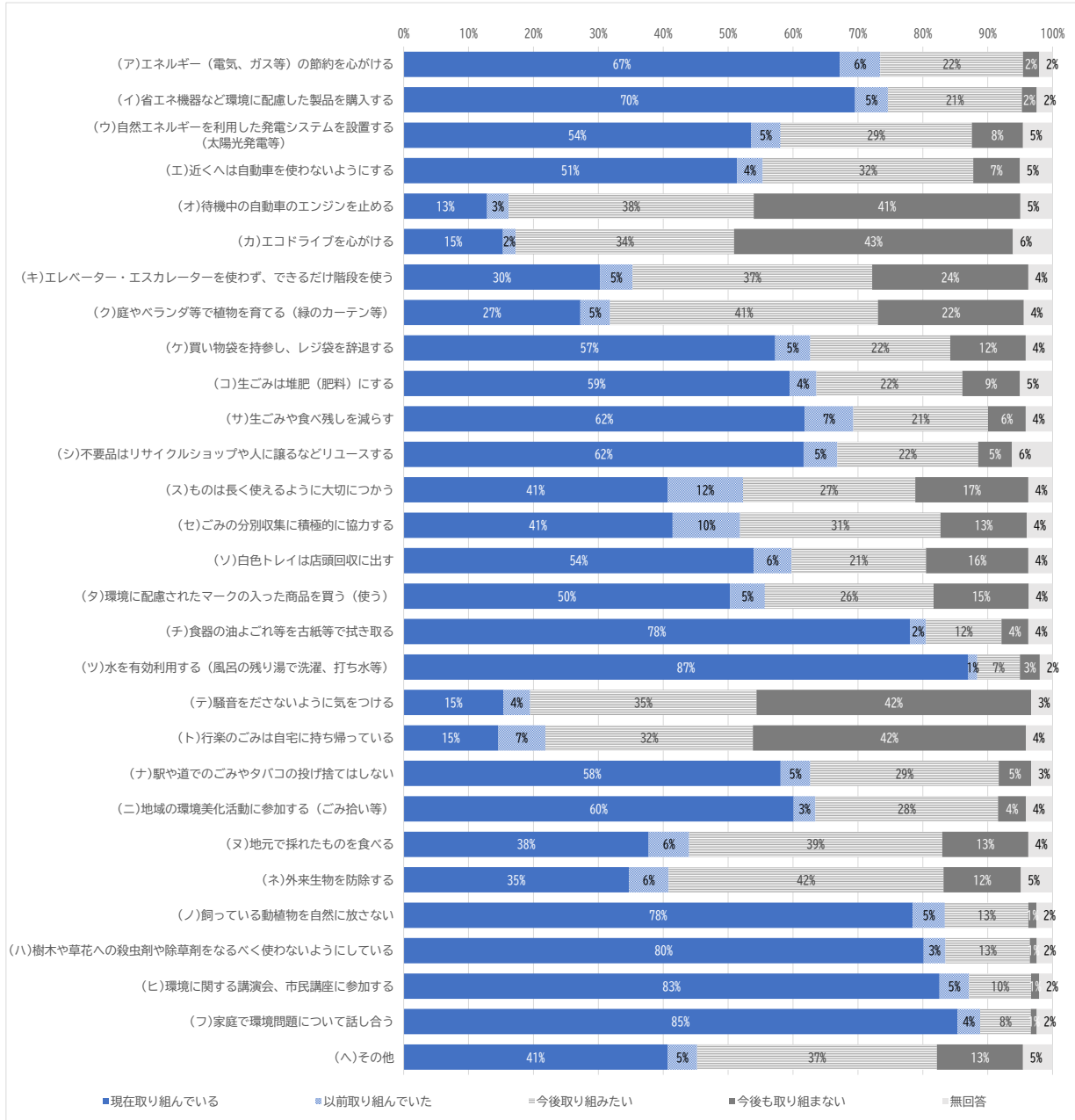
環境資源の愛着は「海」「川」が高く、とても愛着を感じている・どちらかという愛着を感じているを合わせてそれぞれ8割を超えている。一方「まち並みや景色など」「歴史・文化、地域のお祭りやイベント」については、他の項目に対して低い結果となった。



市民アンケート

●問8 家庭生活における環境の取り組みについて、現在どのようなことに取り組まれていますか。今後はどのようなことに取り組まれる予定ですか。

省エネ、ごみの分別等についてはほぼ定着しているといえるが、太陽光発電等の設置、生ごみの堆肥化等に取り組んでいる人が少ない結果となった。



(ハ) その他
SDGsに心がけている
食品の包装にあまりにも過剰なプラスチックが多い
家庭生活のゴミの分別は特に気を付けている（粗大ゴミの出し方、持ち込みに困っている）
古布を使って掃除する、空き容器や空箱で工作する又は再利用
落葉などを肥料にする
台風跡片付が遅いような気がします 通りも草がのびみっともない
必要でない物は捨てる
100均にはなるべく行かない。物を買う時には、将来自然物にかえるものを選んでる。
本当に生態系に害を及ぼすものとそうでないものとの区別、考え方
ゴミステーションの管理と保全 ゴミ袋に名前を記入する

市民アンケート

- 問9 あなたは環境保全活動に参加したことがありますか。【選択は1つ】
参加したことがないが6割以上となった。
- 問10 環境保全活動に参加することについてどう思いますか。【選択は1つ】
問9で参加したことがないと回答した人の中で、「興味はあるが、参加しようとは思わない」「参加しようとは思わない」をあわせると6割以上となった。
- 問11 参加しようと思わない理由はなんですか。【選択は1つ】
環境保全活動に参加しようと思わない理由として「参加する時間がない」「活動団体を知らない」「興味がない」が多くなった。

その他（具体的に）
興味ありますが長い時間活動が無理になりました。
身体に障害を抱えています。PC入力とかエクセル・ワード・パワポとか出来ます。
足を手術したため体がゆう事をきかない
興味はあるが出かけていこうとは思わない
参加してもあまり進展が見られない為
近所に迷惑にならない程度に自宅や宅地の管理で精一杯です
車にのらないため
足・腰が悪いため
職場と家の往復なのでその間に組み込んでほしいし、出来ればお金を発生してほしい。例えばその日仕事を休んで、保全活動するが、給料は発生するという事。企業側にもSDGsに参加するメリットがあるので給料は1日仕事しないで保全活動することにお金はだすと思います。
体調が悪く完治したら参加したいです。
活動する為の体力がない。（病气）

- 問12 あなたは、どのような団体の環境活動に関心がありますか。【複数回答可：いくつでも】
問9で環境保全活動に参加したことがあると回答した人のうち、「地域団体」による環境活動への関心が最も高く、続いて「関心があるテーマに沿った活動団体」となった。また、現在の活動内容については地域の美化活動が最も多かった。

その他
公報やチラシに載ればテーマに沿って参加したい。
市の行事（海の日清掃活動他）
野良犬、猫の殺処分ゼロ、避妊手術の助成金制度。
自然栽培やがん農薬栽培をされている農業団体さんの取り組みに関心があります。
シルバー人材センターのボランティア活動。海岸清掃。公園周辺のごみひろい、草払いなど
ゴミステーションの管理とごみの分別の徹底を図るための工夫が必要です。市自体が管理する。
自然界のサイクル→わかりやすく小供達（大人）へ伝えたい 山↓ 海→魚—（〇物）—いつかわ→まわってくる

現在、環境活動を行っている方は、その内容をご記入ください。
地域の美化活動
公民館清掃作業
環境保全会の草刈り、ビーチクリーン
川への浄化活動（EM 団子金投入）海漂着物のゴミ拾い

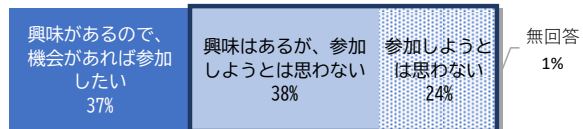
市民アンケート

近所のゴミとか雑草を取り除き、または花を植えて美観を保つようにしています。
地域の美化活動頑張っていますが、決められた日でも参加する人が少ない。もっと町内会でも積極的に参加するようにしてもらいたい。
テレビ番組で取り上げられている環境活動
市の行事（海の日清掃活動他）
年2回、自治会による大型ゴミ収集の実施
生ゴミを堆肥。車を使わずなるべく歩く
集落周辺の草払
ごみの分別
地域において美化作業、ごみを少なくリサイクル活動等
地域の美化活動
街路樹の草取り
清流の会
ごみの分別が確実にされていない。どうすれば違反ごみ、がなくなるでしょうか？今後のテーマです。
港及び岸壁のゴミ拾い及び木草等の焼却、草払い海岸の木材(流木)の、集めと、ペットボトル、缶拾い、道路に落ちている、ペットボトル、缶にゴミをなるべく、見つけたら拾うようにしている。
地域の美化活動 小・中 PTA 空きビン回収など
生活学校で、環境にやさしい、EM、ぼかし作り、介護学習枚バック配布、出口調査、市外研修など、活動中です。
猟友会に入って猿・猪等の有害駆除を行い、農作物の被害をかるくする活動をしている。
地域に環境保全会があるので、皆とコスモス植えに参加している。
<ul style="list-style-type: none"> ・桜山南環境保全会の会員、役員として、周辺の田畑の荒れを防止。 ・桜山南環境保全会の活動の中で、コスモス、ヒマワリなどの植栽。
地域老人会の美化活動に参加
自宅近隣の雑草などできるはんいで草取り
夏、日でり続きの時、打ち水で地面、アスファルトのほてりを冷ます。（日中、夕方）植物等へのシャワーこれだけでかなり快適 公園等でのゴミひろい

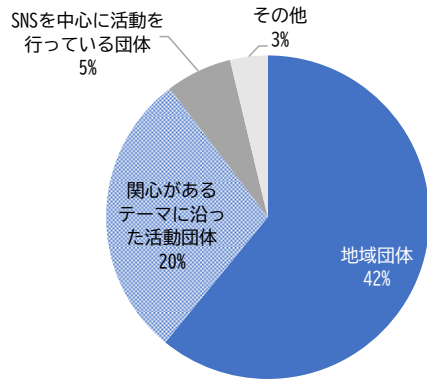
●問9 あなたは環境保全活動に参加したことがありますか。



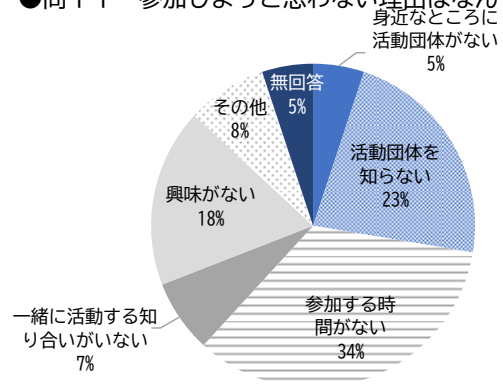
●問10 環境保全活動に参加することについてどう思いますか。



●問12 あなたは、どのような団体の環境活動に関心がありますか。



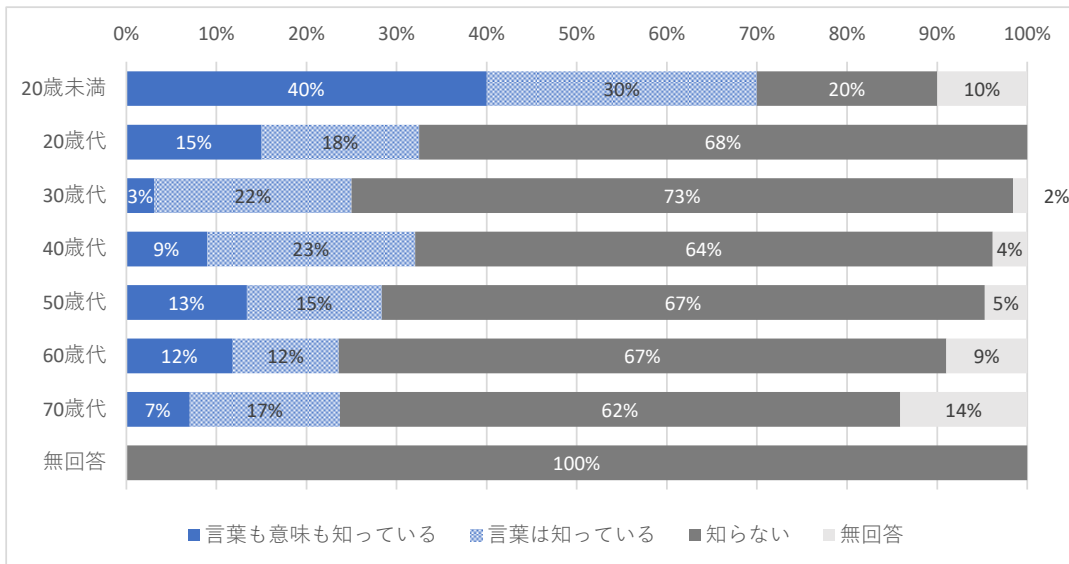
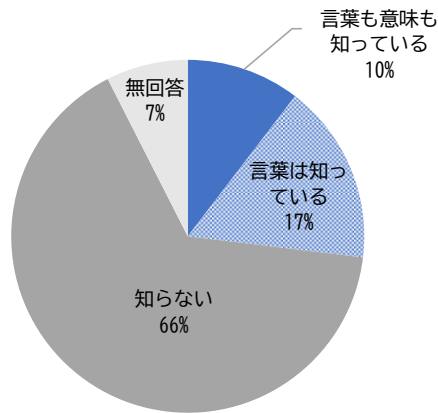
●問11 参加しようと思わない理由は何ですか。



市民アンケート

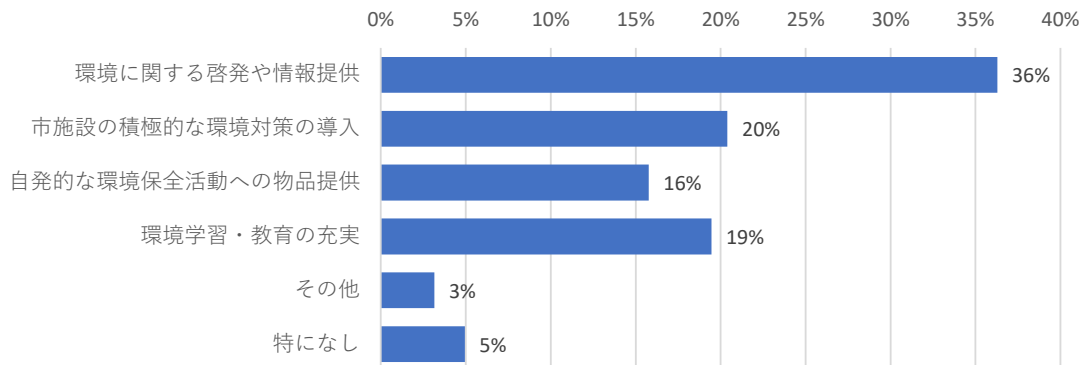
●問13 あなたは「SDGs」という言葉を知っていますか。【選択は1つ】

SDGsについて6割以上が「知らない」と回答した。また、年代別で見ると20歳代～70歳代が知らないと回答した割合が高いが、これに対して20歳未満は言葉の意味も知ってる・言葉は知っているを合わせて7割以上とかなり高かった。

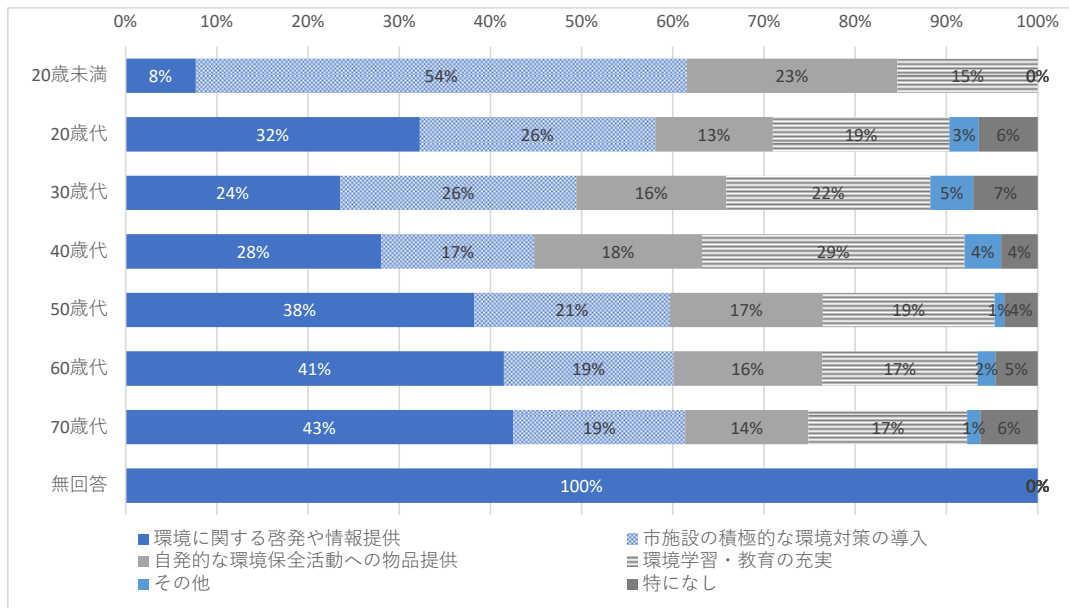


●問14 今後、行政に期待する環境保全対策は、どのようなものですか。【複数回答可：いくつでも】

「環境に関する啓発や情報提供」が最も高く、次いで「市施設の積極的な環境対策の導入」が高くなった。年代別で見ると、40歳代では「環境学習」が最も高い結果となった。



市民アンケート



その他

市役所の中に街の中を常に巡回して色々と見てまわる事は、あるのだろうか。あってもその後は、どうしているのだろうか。

生物多様性の保全活動（外での活動・講演）情報発信力の向上、資格の推進

参加しやすいイベントの実施。美化活動などは小さいころからあたり前のように実施されているので「するもの」と思っている。小さいころから「してあたりまえ」になるような環境で育てていけたらと思う。

どのような市にしたいのか具体的な市の考えが知りたい。

詳細なゴミの分別の一覧表（さくいんできるもの） ゴミの分別アプリがあれば便利だと思います（南さつま市のような）

物を大事にする環境を作ってほしい 備品を大事に（市民の税金が使用されているはず）

蓄電池への補助金

もっと職場や教育現場へ介入出来る様、法律を変えて、各人のライフスタイルに上手く環境保全対策を組み込む事で、環境保全だけでなく、高齢者の見守りや、地域の連形が形成され、魅力のあるコミュニティになると思います。

汚水・汚泥・臭気

県の基準を例外なし全ての事業所（含む公共施設）に厳密に適用し、ペナルティーを課して下さい。

市の職員がガンバってくれているありがたい。

公民館の活動（役員）としてやってくれています。

市内の観光地以外にも植樹、休憩空間、等、設ける。

枕崎には水族館と植物園がないと思っていましたらお魚センターにできて良かったです。植物園は考えてみれば各家庭の玄関先にお花を植えてあるので、町を歩いて、チラチラ見るのが植物園の代わりかなと思います。時々、めずらしい花の栽培など講習会を開いて欲しいです。

川、海を綺麗にして欲しい

職場を増やしuターンができる市町村へ（霧島市などが良い例だと思う）

市職員の意識の改革と積極的な取組 模範となる行動、市長自ら・・・

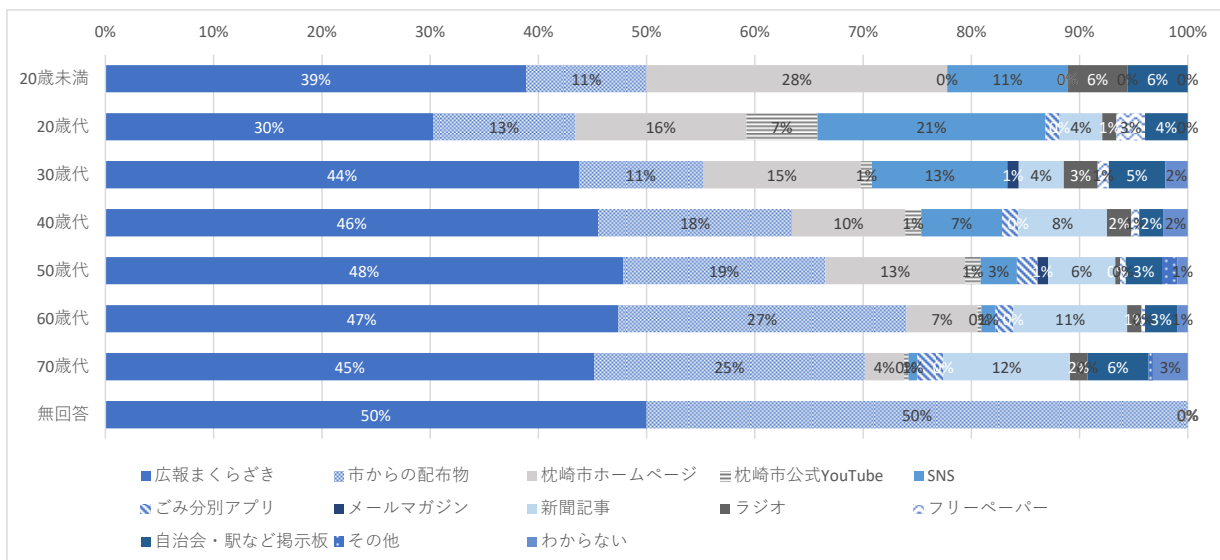
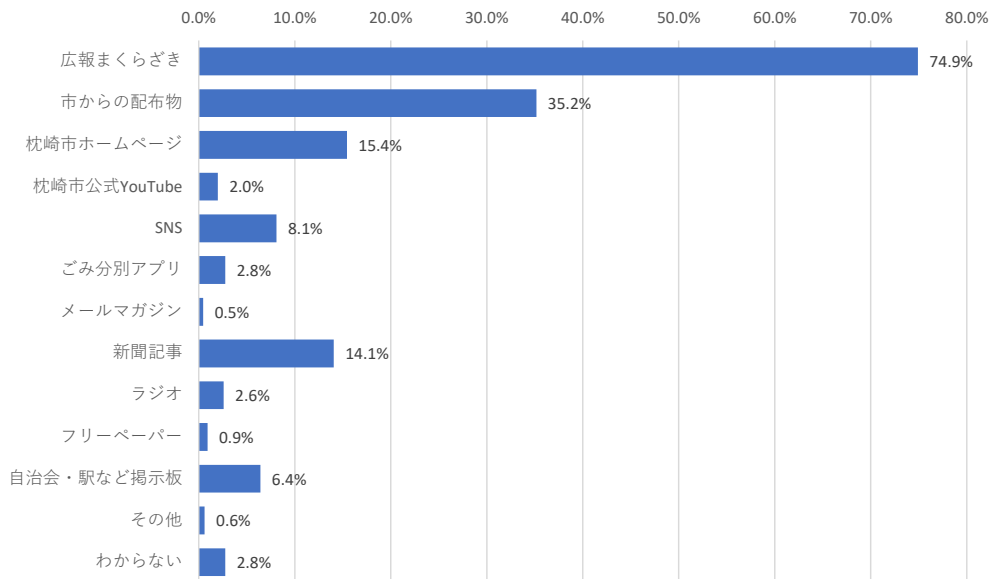
分別されていない“違反ごみ,,は各々の公民館で対策を考慮する。

空家、空地の管理、をもっとしてほしい。草刈りとか廃屋、管理がされていない空家の近くに住んでいる住民は、迷惑してとても住みづらいと感じています。

市民アンケート

●問15 枕崎市についての情報を取得しやすい媒体はどれですか。【複数回答可：2つまで】

市民が情報を取得しやすい媒体としては、「広報まくらぎき」「市からの配布物」等、受動的に受け取れるものが上位を占めている。また、年代別で見ると、20歳未満～30歳代では「枕崎市ホームページ」が「市からの配布物」を上回っており、「SNS」の割合も他の年代に比べ高くなっている。



その他
テレビでの広報
市のスピーカー放送
「防災まくらぎき」での放送で知ることが多い。
回覧版
枕崎市公式YouTubeはどうすれば見れますか？市民の有志がさくらやあじさいの開花情報をYouTubeに投稿して皆で共有できたら見に行けない人でも行った気分になれるのではないかな？
ホームページとかYouTubeとかアプリ、SNS、インフォメーションなどなど時代の流れに全ての人が着いて行ける訳ではないです。困ったものですね。
友人・知人からの情報

市民アンケート

●問16 今後、市民の皆さんが、より環境保全活動に参加できるような仕組み等に関するアイデアやご意見があればお書きください。【自由記述】

居住区	自由記述欄
枕崎地区	参加に力を入れてくれたすごい方にはほんの少しだけ市政に参加できる等の楽しみを与えてあげるとか
立神地区	コンポスト補助金
桜山地区	耕作放棄地が目立ちます。草が生い茂っている所もあります。高齢者がシルバーカーで行ける所にマイ・ハタケがあれば（無償で畑を借りる事ができれば）午前中は畑、昼からはゴロゴロと生活リズムができて、健康維持に役立つのではないのでしょうか。交通費ぐらい出して頂ければ、農家の高齢者が畑で回りアドバイスもできるのではないかと思います。途中で休憩できるベンチを歩道に作ってもらえれば、外出しやすいのではないのでしょうか。
枕崎地区	環境問題の教育。しかし、やりすぎて身動きとれないような事になってはいけない。正直、環境より経済を何とかしてほしい。
枕崎地区	環境保全活動の件とは少しずれますが、枕崎市の火の神の辺りの景観は全体的に見てもすばらしいと思います。もっと子どもたちを遊ばせやすいような設備を整えるなどして訪ねていきたい場所になるなどいいと思います。
桜山地区	枕崎市のホームページはものすごく分かりにくいです。もっと、リアルタイムで更新をしたり、担当者がチェックをしたりしてわかりやすく、見やすくしてほしいです。
立神地区	現在、生活排水はそのまま排水しています。合併浄化槽を検討したいところですが、枕崎市は他市町村より高額の為悩ましいところです。補助金が少ないようです。ご検討頂けるとありがたいです。
枕崎地区	環境保全活動だけではなく、枕崎市で色々行われている事がうまく発信されていないと思う。知っている人間は一部で知らない市民の方が多いのでは？
枕崎地区	川に生ゴミをすてる方をみかけるが、どういうものかと思う。1人1人が心がけないといけないと思う。植物を育てたり、家庭菜園をされる方も多いが、自分がやれる範囲先をみすえてしてもらわないと、趣味が周辺の方へ迷惑をかける事もあるゴミなどが散乱し、台風などの時に飛んできて被害にあってしまう。ゴミの分別をしっかりとしてほしい。ゴミをしっかりと分別する事で店などでポイントがつけられると思う。
別府地区	・町内の回覧板でのアナウンス・募集広告等が面白いデザインだと興味が湧くと思います。 ・子ども達への環境学習の推進 保全活動には興味があるので、期待しています。
枕崎地区	よりよい枕崎に、なるよう、期待しています。回覧板、公報、職場、で知る機会があれば参加したい。
別府地区	ポイントをつける、金をだす、品物をくれる、まず、関心を持たせることからでは？
立神地区	・市が小中学校や幼・保育園を協して、子どもから大人の意識を向けるように活動することはどうでしょうか？やはり、仕方なく参加している大人も、子どもも、一緒に考え、心から意識の方向転換をしなくては、目の前の事だけにとらわれ、本当の環境保全活動にはならないのではないのでしょうか？子ども達のエネルギーが大人の心を動かすと考えてます。枕崎市は、昔からの伝統的行事等も残っていて、他市から来た私には、とても素晴らしく思えます。やはり、そこにも子どもの力があるから、大人も頑張れるのだと思いました。なるべく長く活動ができる事を期待します。例えば、市内のプールを使って何かの活動を試みるのはどうでしょうか？ 火の神。市民 台場
桜山地区	遊具がある公園が少ない。←のが多くなれば遊んだりするのにごみひろい活動などしやすくなる。グランドゴルフの所ばかりであり小さい子がいるといかないから。
枕崎地区	これから先、枕崎が住みやすい町でありますよう願っています。
桜山地区	環境保全も大切だと思いますが、空きやが多く、倒壊の可能性のある物件が多い。瓦が道路に落ち、子供達が歩いていたらと思うと怖い。持ち主に伝えるなど、対処してほしいと思います。
枕崎地区	道ばたで人と合った時あいさつをした方がいいと思います。おはよう、こんにちわ、こんばんわ、ありがとうね、またねと笑顔でしたら、明るい生活になって、幸せになって明るい町づくり出来ると思います。今はあまりあいさつをする人が少ない気がします。もう少しでもまわりが明るいと思えば皆が幸せになって明るい町づくりが出来ると思います。
立神地区	枕崎朝市に魚類を出してほしい 港町枕崎の朝市にもっと活気ある様御願いたい。
別府地区	ユーチューブや SNS でのゴミ拾いの意識をもてる様に広める！

市民アンケート

枕崎地区	私たちがとりまく環境はますます悪化している。少子高齢化による空き家、空き地問題、地域を守る、支える人の減少により地域の環境は荒れている。それにつれて山、海、川も同様な結果となっている。ただこれは市だけの問題ではなく日本、いや地球規模の問題でもある。根は深い。しかし指をくわえてなにもしなければ人間社会の破壊につながる。まず足元から環境保全対策に取り組まなければならない。○環境学習・教育の徹底（大人も子供も）○市は全国に先がけて独自の思いきった対策を講じ発信する。例えば空き家問題についていえば法律が邪魔し思うようにいかない。市は率先して国に対し地域の現状にあうよう法律の改正を求める。○市の環境の対策結果・努力は市のすう勢にリンクする。
立神地区	住宅の隣にある空地を持つ人は、自己管理して隣近所にめいわくをかけないように責任をもって管理してほしい。野性の動物等の住家になってすぐ迷わくしているので3~4ヶ月に一度位は責任をもって対処してほしい
立神地区	情報が雑多すぎてその中から自分に必要な事を見つける事が出来ない。年代とか地域とかに分けてお知らせいただけるとありがたいです。
枕崎地区	まずは、各集落の活気を取り戻したい。人口が減っている中、子供が少なくなっている中、集落の合併は考えられないのでしょうか？
枕崎地区	環境問題は個々の道徳感から成り立っているものだと思います。小、中、高での環境問題の取り組み 家庭内での取り組みができていない人が多すぎるのでは これからの地球を考える若い人々が環境問題に少しでもふれる世の中であってほしいです。
立神地区	参加した人を広報で発表(写真か名前)、ポイントカードを発行しある程度貯まった人を表彰する
枕崎地区	生ごみの処理について勉強会があれば参加したい ゴミポストなど考えていきたい。
立神地区	川をきれいにしてほしい。牧園川にホテルがでて今年は子供たちに川あそびをさせることができた。もっと子供たちに自然体験できる海や川にしてほしい。
枕崎地区	公民館活動の活生化と、60代以上の方々に市又地域行事に参加し子供達も含め楽しくすごせる時間作りを行う。
枕崎地区	“違反ごみ”がなくなるようにより行政に相談していく。
立神地区	今までと同じでは、そんなに結果も変わりません。例えばスーパーの店頭で「このような環境問題が起きていて、この問題を解決するには、このような商品で、こういう事をする」と環境保全につながります」という展示形の活動の方が、各人の考え方にまかせる一方通行方のコミュニケーションよりも少しは手応えが出てくるのではないのでしょうか？失敗もあるでしょうが、前例の真似をしては結果も出ず、今の状況では失敗と言わざるをえないのだから、やはり挑戦と失敗を繰り返して良い方法を考えて下さい。最近台風被害もあったので、エコで障害者、高齢者に優しいインフラ整備も環境保全に係わると思います。フラットな歩道やてりかえしの少ないアスファルトなど。風は南からと言うが、鹿児島は枕崎から変革の風を起こして他の県も巻き込んで政策をしてほしい。頑張ってください。
別府地区	身近でできる事としては、個人レベルでの活動がbest。集まってやる事や時間が決まっている事への参加はムリがある。エコバック、節電、節水、食品ロス防止などなど実施したらポイントがつくとか、税が安くなるとか、環境保全=ちょっとお得！というものがあればよいと思います。むずかしいですが。
枕崎地区	単に「環境保全」「きれいにしよう」では、市民が行動する動機として乏しい。積極的な都市計画により、数十年後を見越してサントリーニ島やドゥブロヴニクのような観光資源を整備し、その保全のために市民が主体的に協力参画したくなるような取り組みに期待します。
枕崎地区	川沿いの土手の雑草をこまめに清掃していただきたい。おそらく、防災・防犯・景観の美化に繋がると思われる
立神地区	年齢為、ヨコもじが、理解できない。
立神地区	今、コロナの中、外出など遠くに行く機会が減っており、休日は子供たちと近場の海や川、近所で虫とりなど、今まで以上に枕崎の自然とふれる機会が増え、すぐ子供たちの成長にこの枕崎の環境はいいなと改めて思いました。この枕崎の自然をいかして、親と子で参加できるイベントを増やしてみてもどうでしょうか。少し前に、海辺を歩こうみたいなイベントも初めて見かけました。海や森もあり、子供たちも楽しんで学ぶことが出来るイベントがあればいいなと思います。

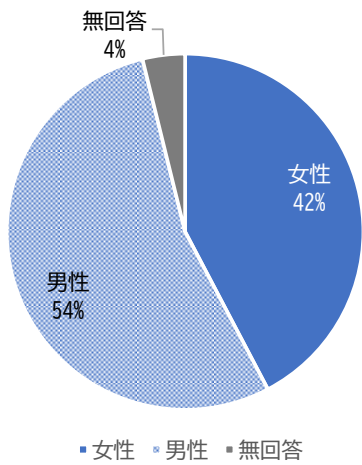
市民アンケート

枕崎地区	余暇を持て余している高齢者に社会に生きる存在価値を認識してもらおう。且つそうとして清掃活動に取り組んでもらい、広報誌で讃える。次世代への橋渡しとして学生（高校生・大学生）に入ってもらえると有難い。何の為に環境保全活動をしなければいけないのかを身近な例をもって示すと興味をもってもらえるのでは。
立神地区	美化活動や粗大ゴミ回収等を定期的に行い、きれいな枕崎市を創っていきたい。
枕崎地区	全ては教育（学校の授業だけでなく）だと思います
桜山地区	各地区で発生するゴミについてゴミ袋に名前が記入されていない為管理がルーズになっている。市としてのゴミに対する指針を示してほしい。

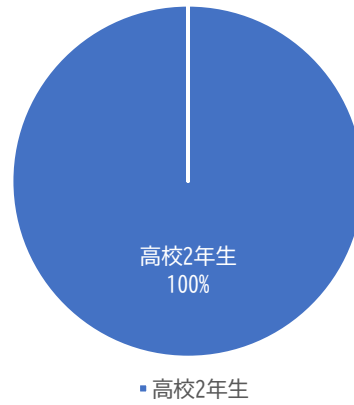
市民アンケート（高校生）

(2) 市民アンケート（高校生）

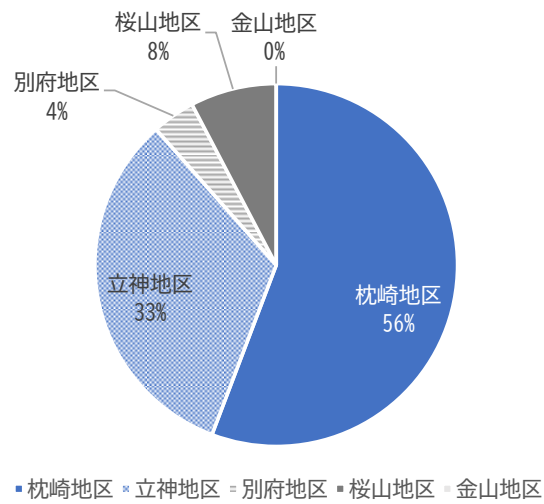
●問1 性別



●問2 年齢



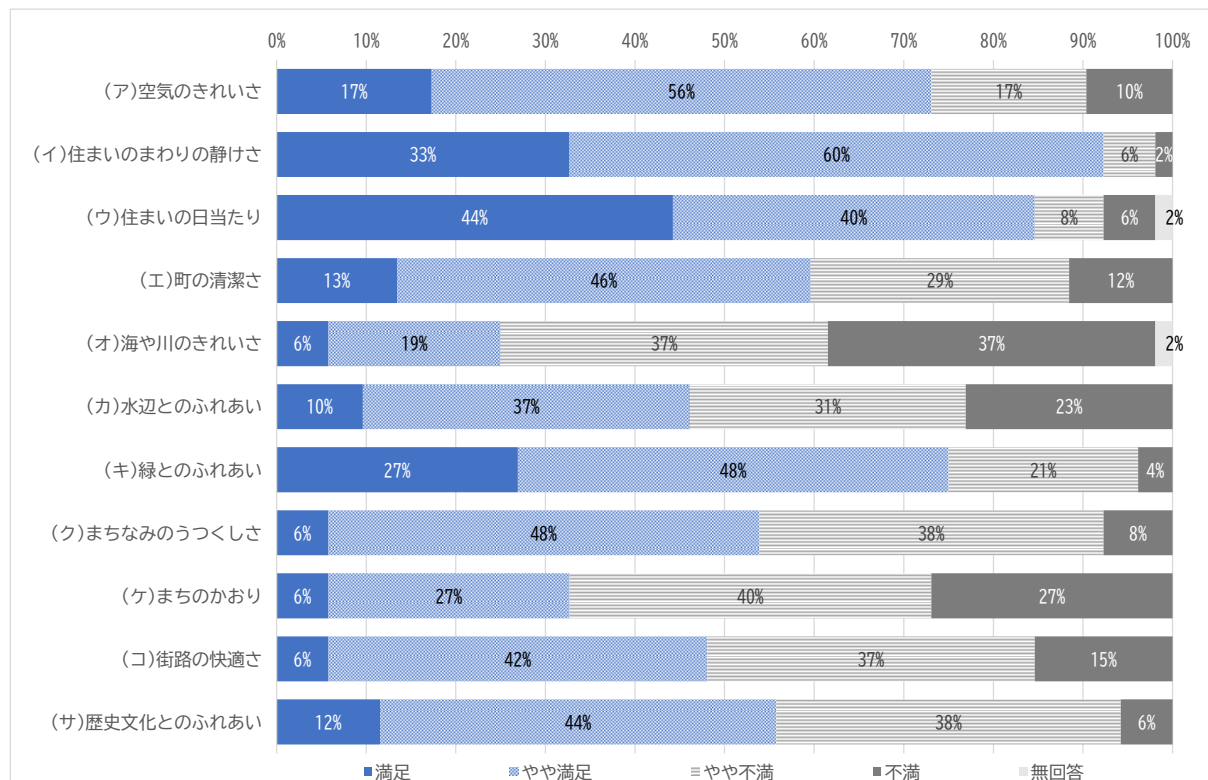
●問3 居住区



市民アンケート（高校生）

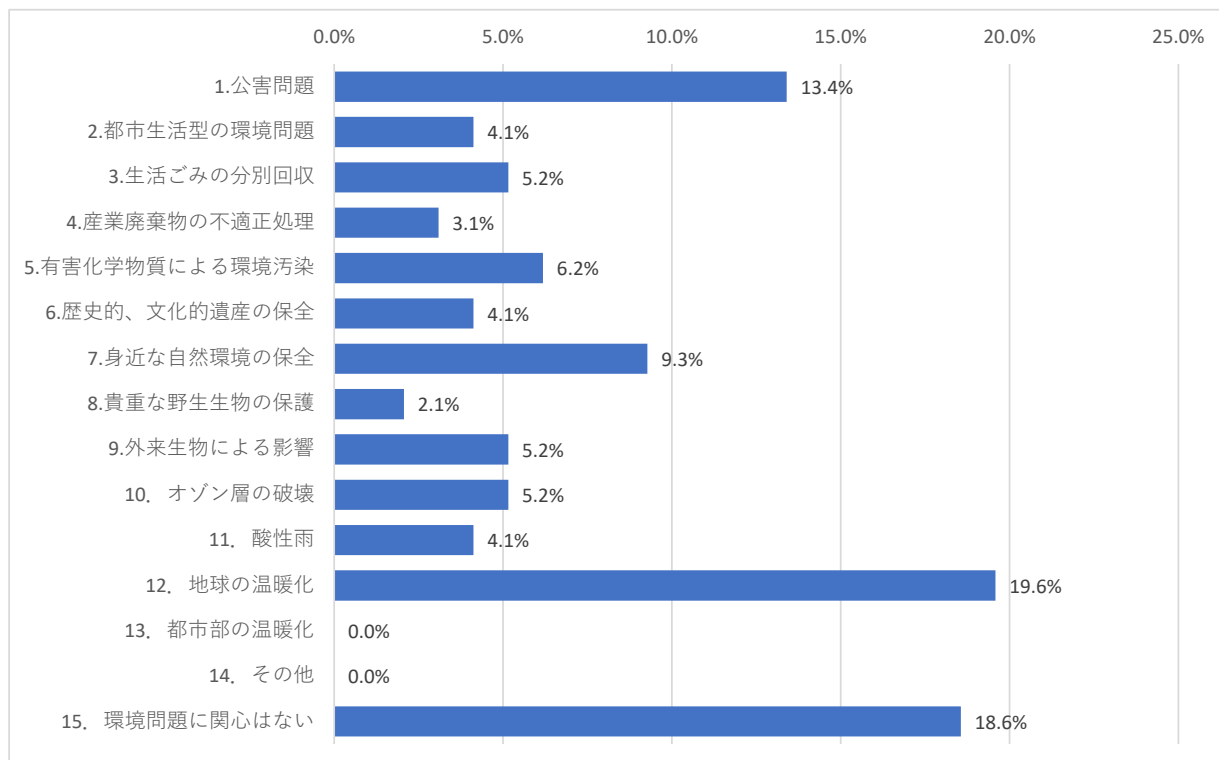
●問5 あなたの住んでいる周辺の環境についてどの程度満足していますか。

周辺環境の満足度は「住まいのまわりの静けさ」「住まいの日当たり」で高く、満足・やや満足を合わせてそれぞれ8割を超えている。一方「海のきれいさ」は他と比べ満足度が低く、満足・やや満足を合わせて3割を下回っている。



●問6 関心のある環境問題は、次のうちどれですか。【複数回答可：いくつでも】

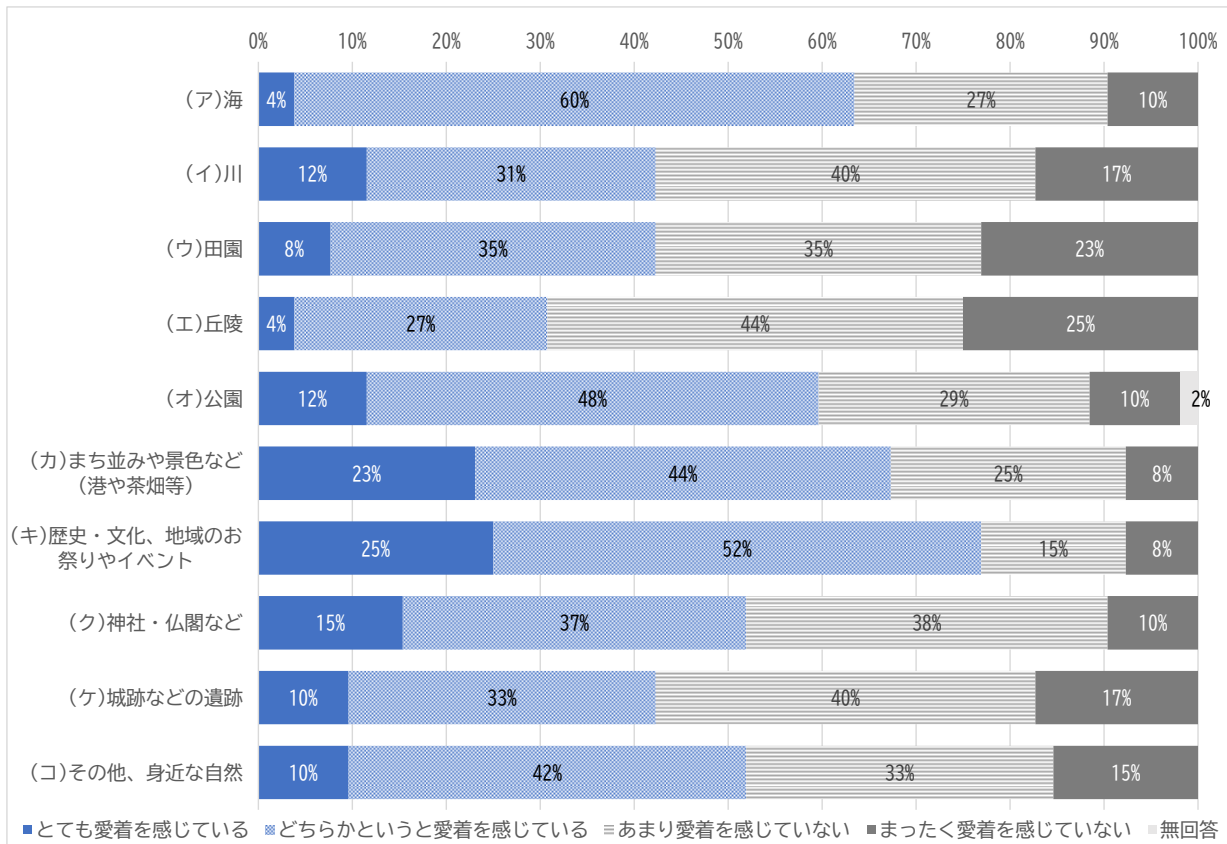
「地球の温暖化」について、「環境問題に関心はない」が高くなっている。



市民アンケート（高校生）

問7 枕崎市にある(ア)～(コ)の環境資源について、どの程度愛着を感じていますか。【各項目：1～4から1つ】

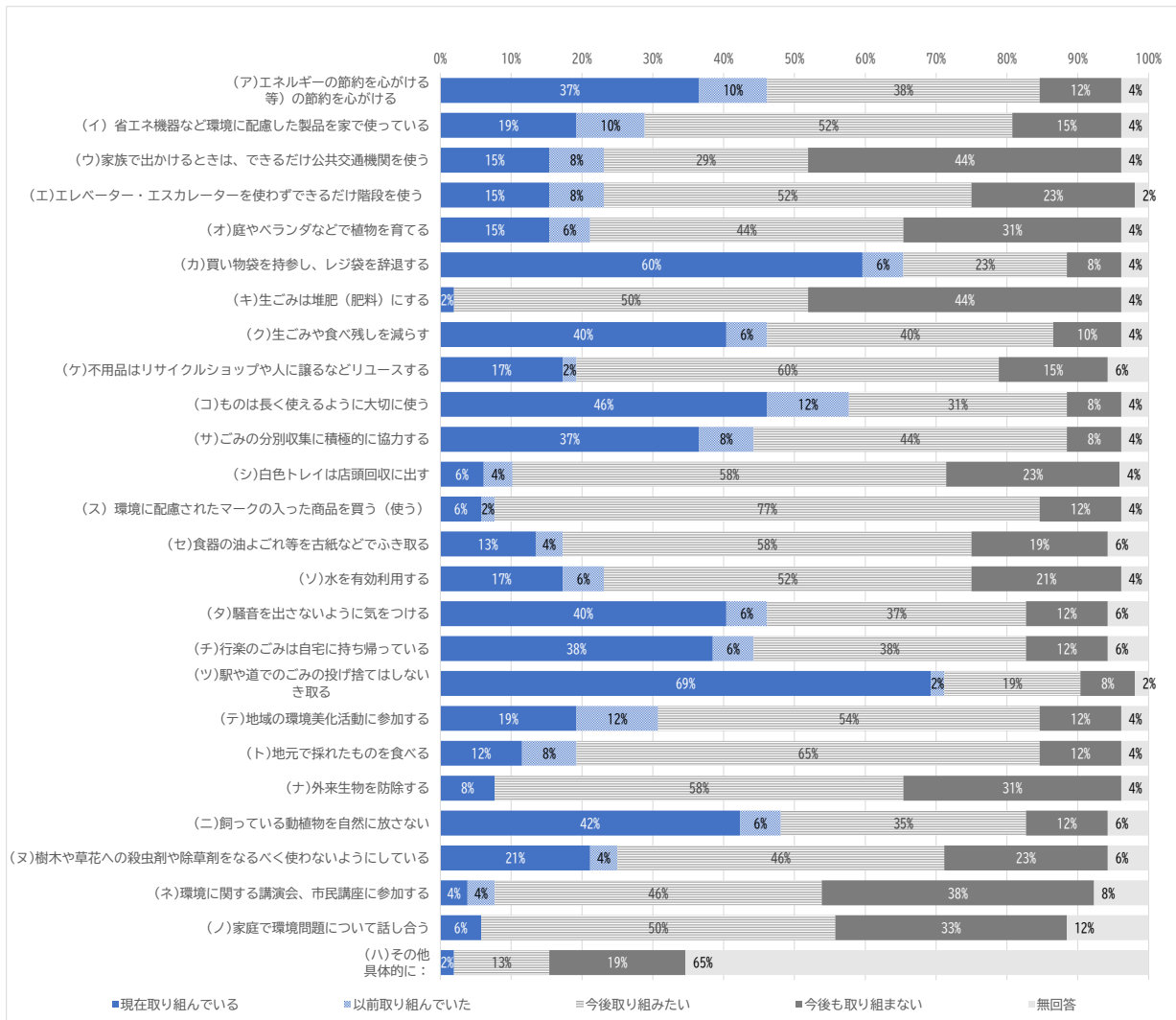
環境資源の愛着は「歴史・文化、地域のお祭りやイベント」「まち並みや景色」「海」が高く、とても愛着を感じている・どちらかというとな愛着を感じているを合わせてそれぞれ6割を超えている。一方「丘陵」については、他の項目に対して低い結果となった。



市民アンケート（高校生）

●問8 家庭生活における環境の取り組みについて、現在どのようなことに取り組まれていますか。今後はどのようなことに取り組まれる予定ですか。【各項目：1～4から1つ】

節電や節水、マイバック、ごみの分別等についてはほぼ定着していると見えるが、環境に関する講演会や家族などと環境問題について話し合う等の取組を行っている割合は低くなっている。



市民アンケート（高校生）

●問9 あなたは環境保全活動に参加したことがありますか。【選択は1つ】

参加したことがあるが約5割であった。

●問10 環境保全活動に参加することについてどう思いますか。【選択は1つ】

問9で参加したことがないと回答した人の中で、「興味はあるが、参加しようとは思わない」「参加しようとは思わない」をあわせると7割以上となった。

●問11 参加しようと思わない理由は何ですか。【選択は1つ】

環境保全活動に参加しようと思わない理由として「興味がない」が最も多く、次いで「活動団体を知らない」が多くなっている。

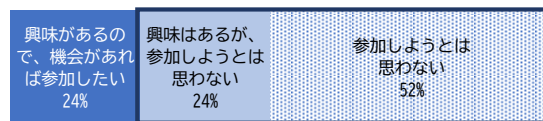
●問12 あなたは、どのような団体の環境活動に関心がありますか。【複数回答可：いくつでも】

問9で環境保全活動に参加したことがあると回答した人のうち、「地域団体」による環境活動への関心が最も高く、「関心があるテーマに沿った活動団体」「SNSを中心に活動を行っている団体」はほぼ同数となった。

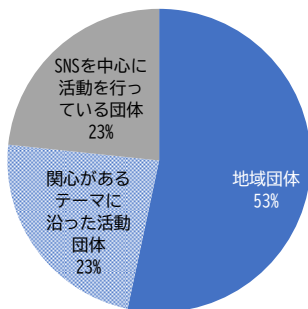
●問9 あなたは環境保全活動に参加したことがありますか。



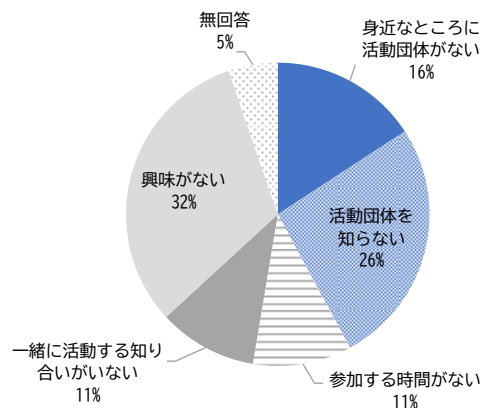
●問10 環境保全活動に参加することについてどう思いますか。



●問12 あなたは、どのような団体の環境活動に関心がありますか。



●問11 参加しようと思わない理由は何ですか。



現在、環境活動を行っている方は、その内容をご記入ください

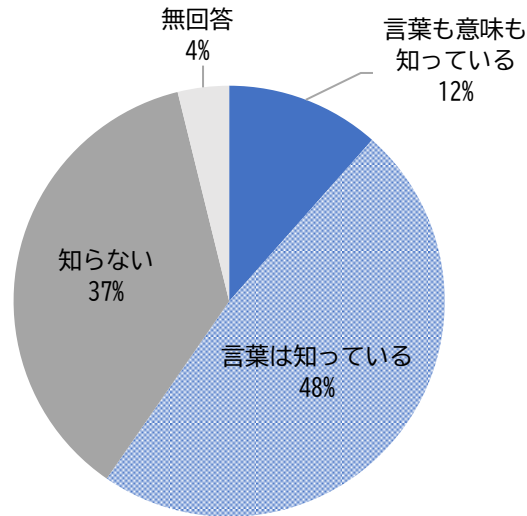
空きビン回収

地域での除草作業

市民アンケート（高校生）

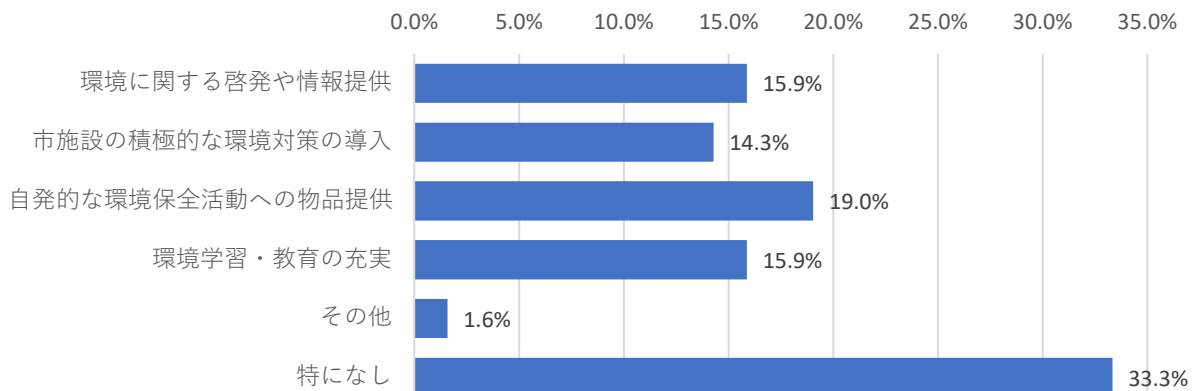
●問13 あなたは「SDGs」という言葉を知っていますか。【選択は1つ】

SDGsについて言葉は知っているが最も高く約5割であり、言葉も意味も知っていると合わせると6割となった。



●問14 今後、行政に期待する環境保全対策は、どのようなものですか。【複数回答可：いくつでも】

「特になし」が最も高く3割を超えており、続く「自発的な環境保全活動への物品提供」は約2割となっている。

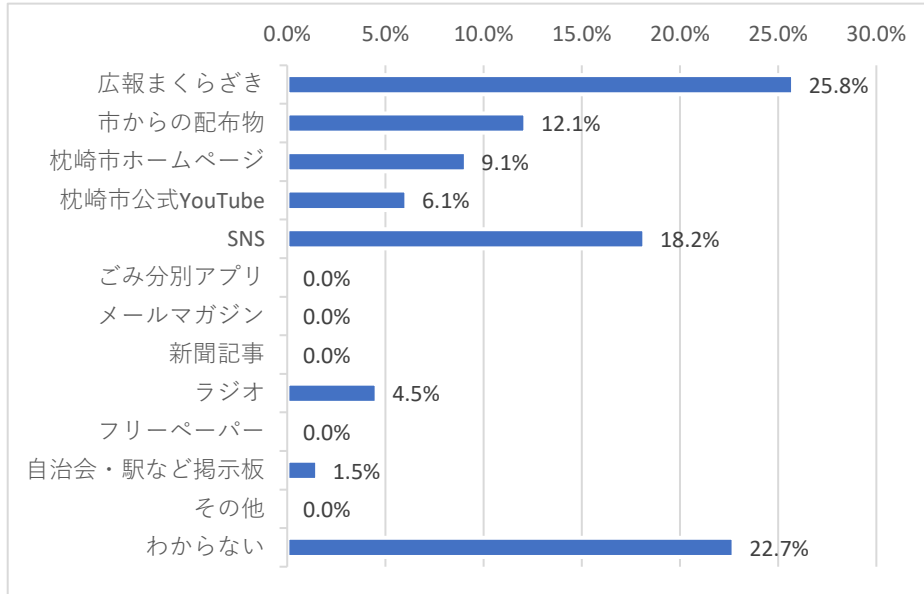


その他
企業を誘う

市民アンケート（高校生）

●問15 枕崎市についての情報を取得しやすい媒体はどれですか。【複数回答可：2つまで】

情報を取得しやすい媒体としては、「広報まくらざき」「SNS」が高いのに対し、「わからない」も2割以上を占めている。



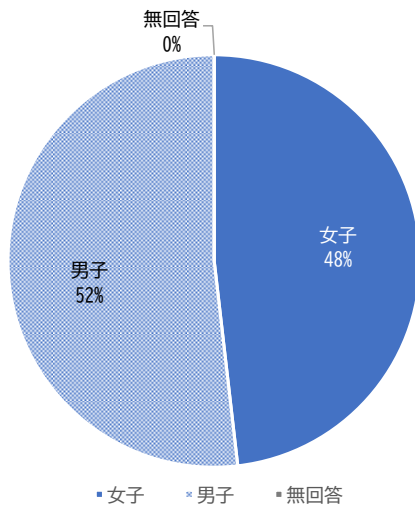
●問16 今後、皆さんが、より環境保全活動に参加できるような仕組み等に関するアイデアやご意見があればお書きください。【自由記述】

居住区	記述欄
桜山地区	より多くの人に参加してくれるようなキャッチコピーを考える。
枕崎地区	参加したら、景品がもらえる仕組み
枕崎地区	枕崎は、海をきれいにして、いいまちにしましょう。
枕崎地区	強制 学校の授業午前か午後、どちらかを使い環境保全活動をする。

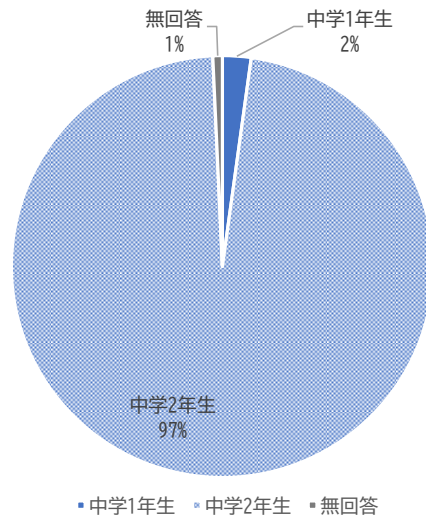
市民アンケート（中学生）

(3) 市民アンケート（中学生）

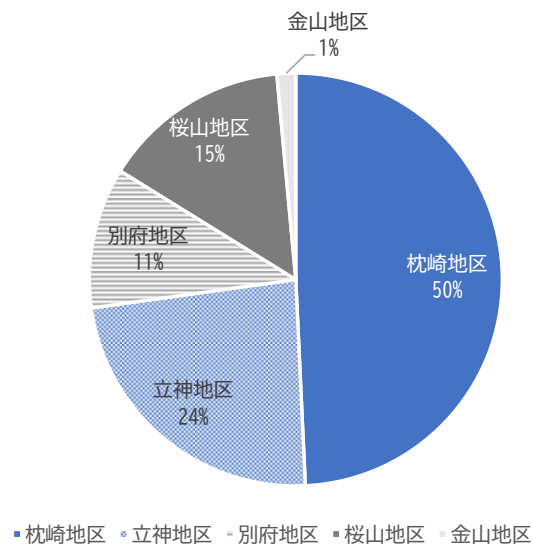
●問1 性別



●問2 学年



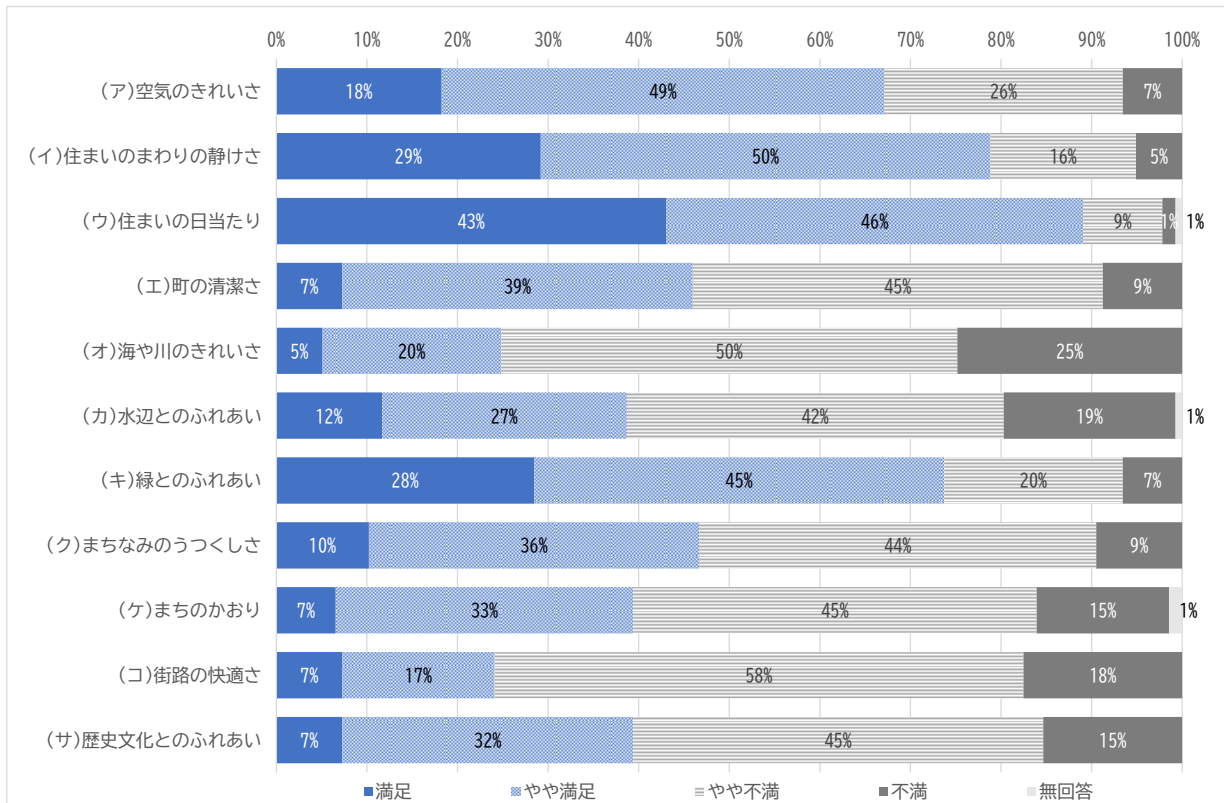
●問3 居住区



市民アンケート（中学生）

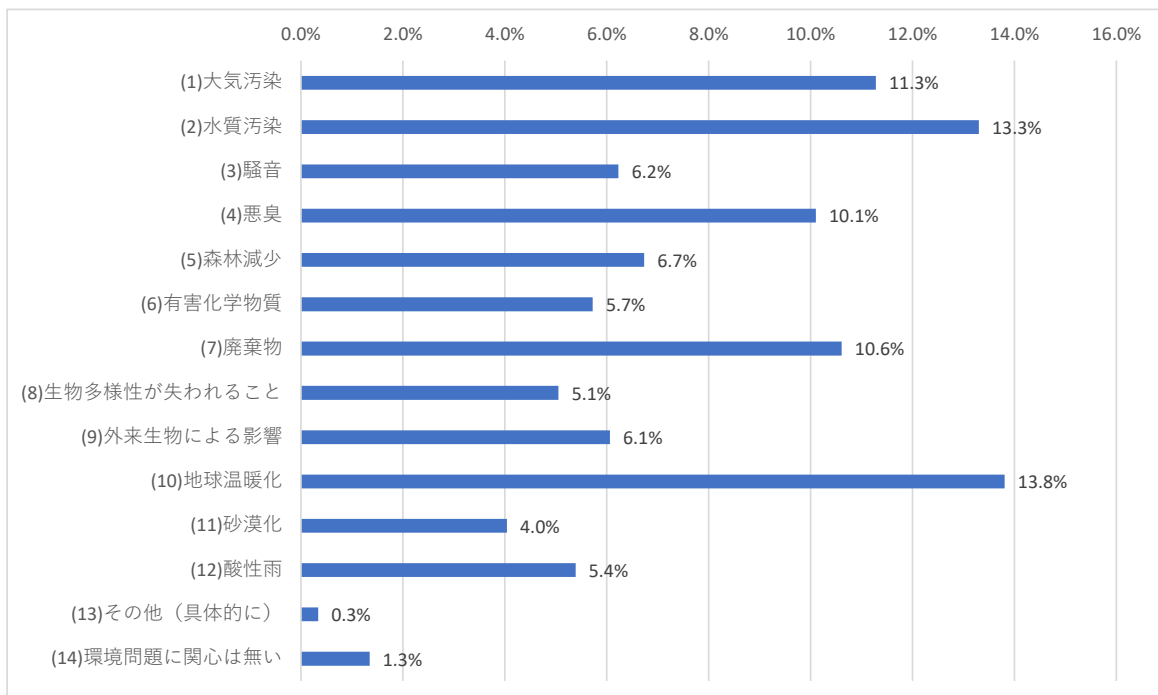
●問4 あなたの住んでいるまわりの環境について、どう思っていますか。【各項目：1～4のどれか1つにチェックマーク✓を付けてください】

周辺環境の満足度は「住まいの日当たり」で高く、満足・やや満足合わせて8割を超えている。一方「街路の快適さ」は他と比べ満足度が低く、満足・やや満足合わせて3割を下回っている。



●問5 あなたが関心のある（興味がある、心配している）環境問題は、次のうちどれですか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

「地球温暖化」「水質汚染」が高く、次いで「大気汚染」への関心が高かった。



市民アンケート（中学生）

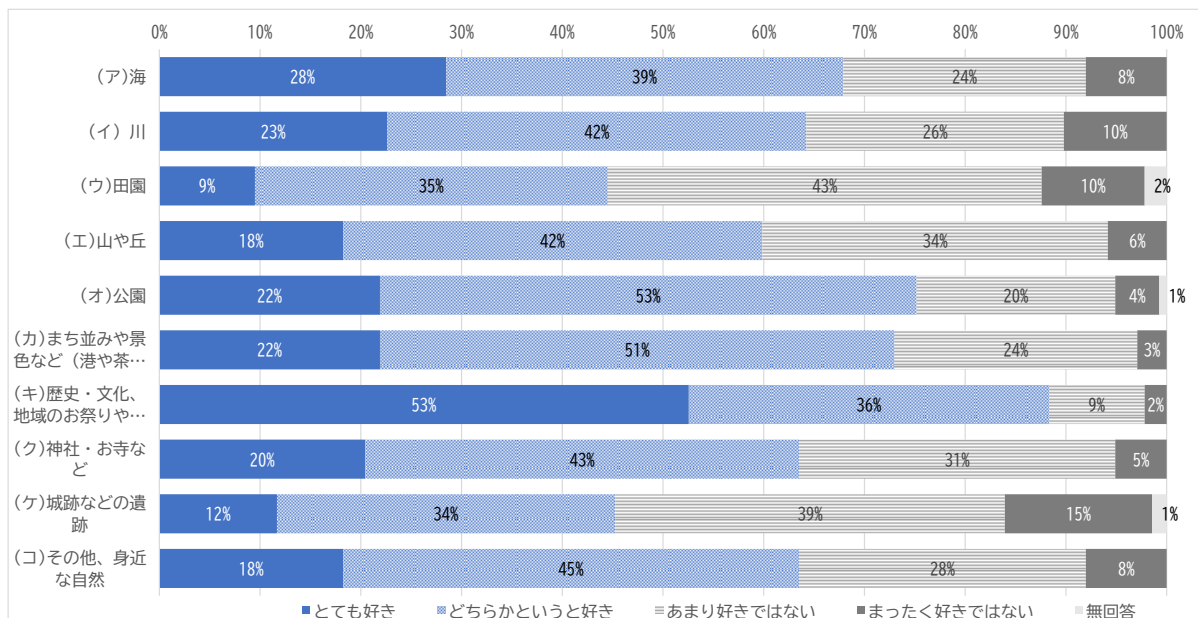
その他：具体的に

放射線廃棄物質の処理

枕崎の赤堤防のところが汚い

●問6 枕崎市にある(ア)～(コ)の環境資源について、どの程度好きですか。【各項目：1～4のどれか1つにチェックマーク✓を付けてください】

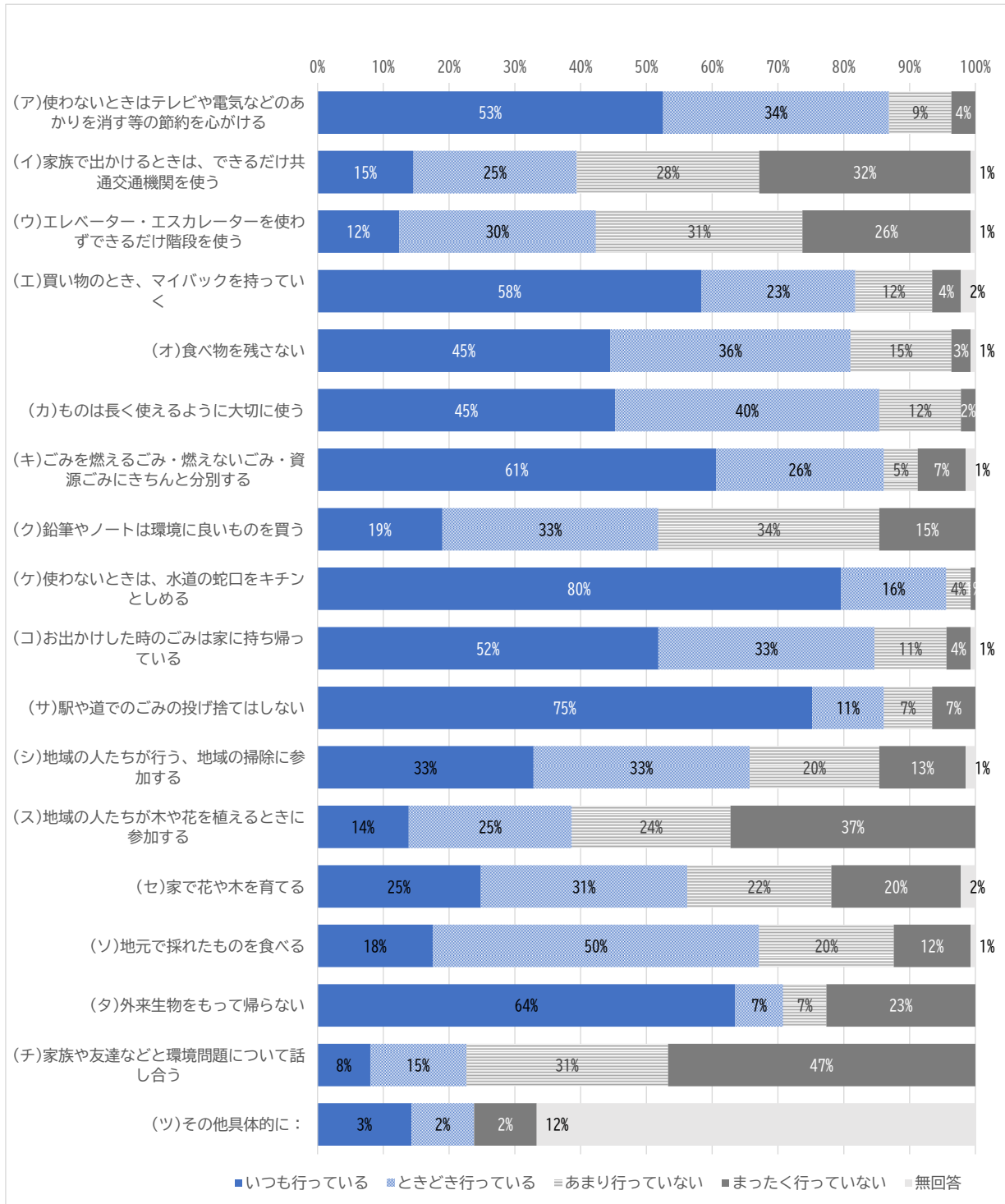
環境資源の愛着は「歴史・文化、地域のお祭りやイベント」が高く、とても愛着を感じている・どちらかという愛着を感じているを合わせて約9割となっている。他の項目に関してもとても愛着を感じている・どちらかという愛着を感じているを合わせて4割を超えている。



市民アンケート（中学生）

●問7 あなたは、日ごろから、次のようなことをしていますか。【各項目：1～4のどれか1つにチェックマーク✓を付けてください】

節電や節水、マイバック、ごみの分別等についてはほぼ定着しているといえるが、家族や友達などと環境問題について話し合う等の取組を行っている割合は著しく低くなっている。



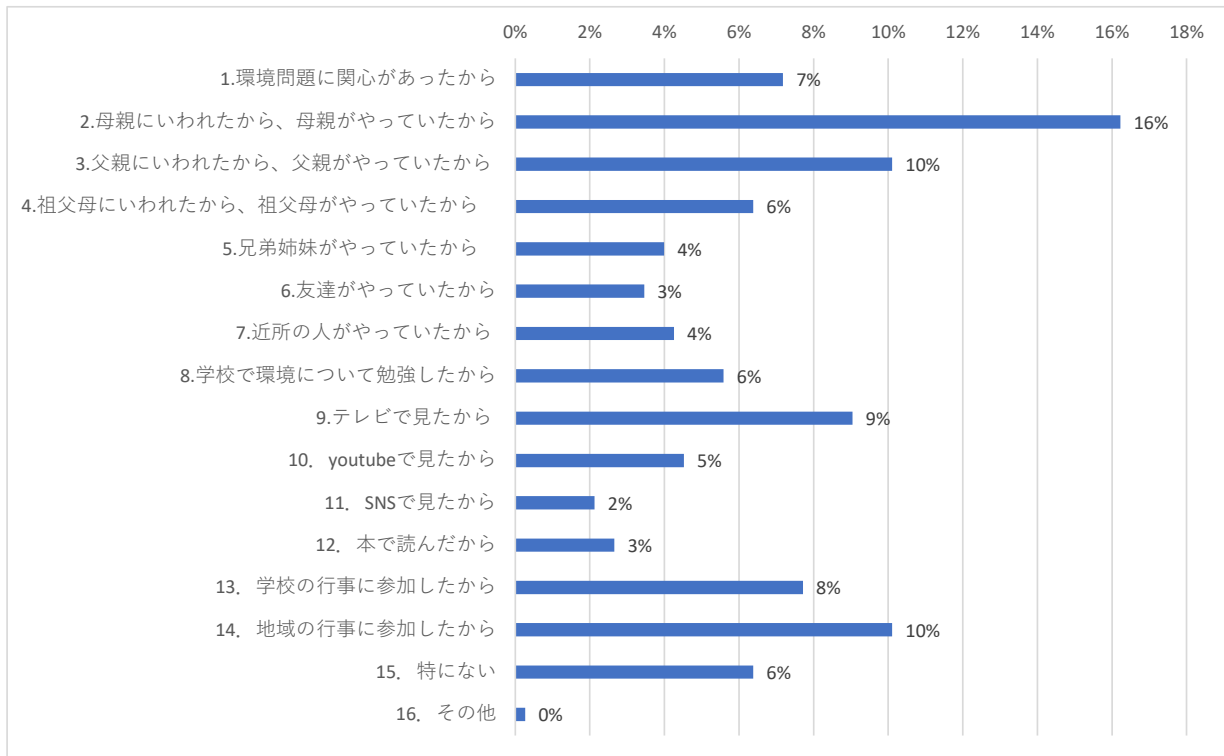
その他

自分の家で育てた野菜などを食べている

市民アンケート（中学生）

●問8 問7で「いつも行っている」「ときどき行っている」と回答した人に質問します。あなたが、そのようなことを始めたきっかけは何ですか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

環境保全の取組のきっかけは親の影響が最も高く、次いで地域行事への参加、テレビと多くなっている。

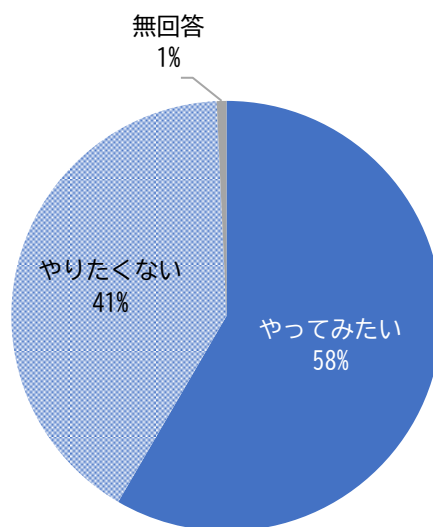


その他

常識

●問9 あなたは環境を守る活動をやってみたいですか。【選択は1つ】

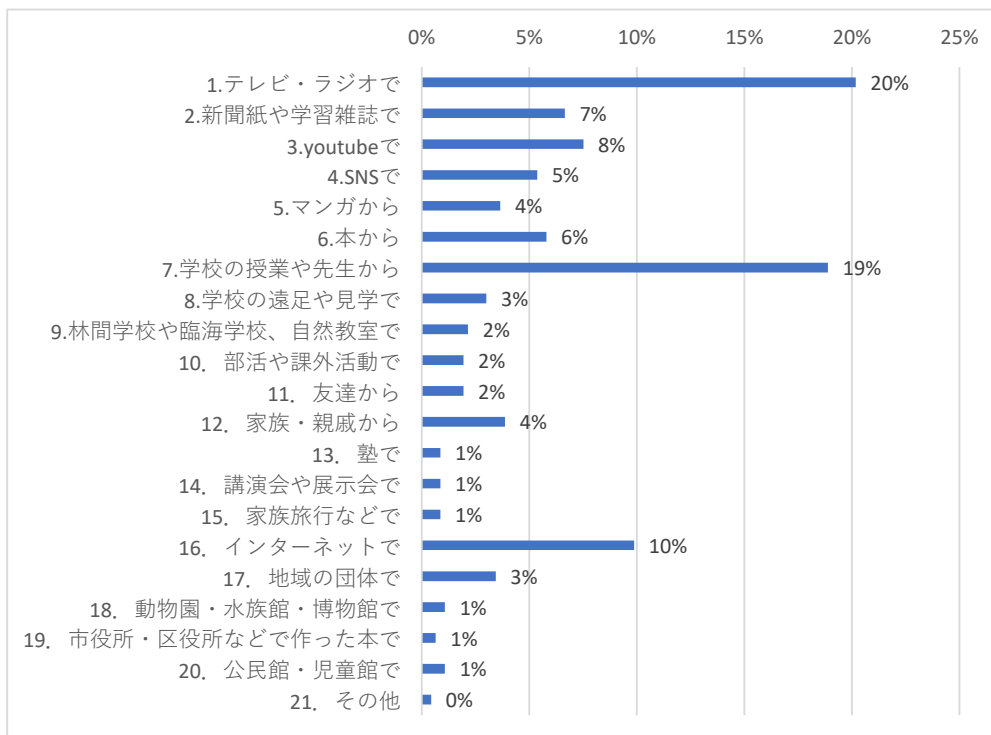
環境を守る活動を「やってみたい」と約6割が回答した。



市民アンケート（中学生）

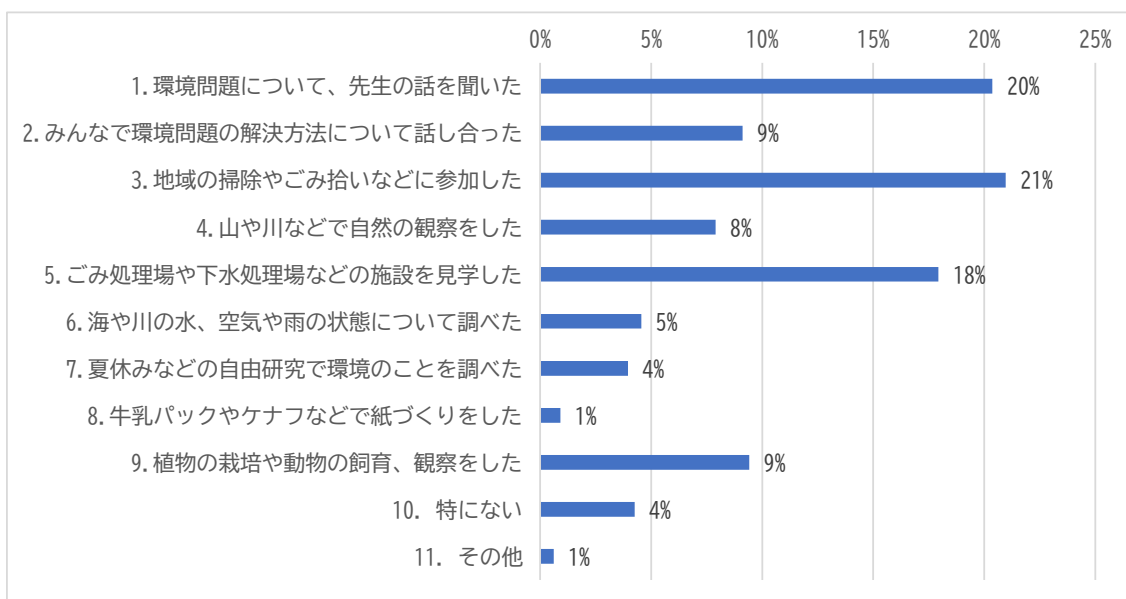
●問10 あなたは、環境問題に関することを何から知りましたか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

環境問題に関して「テレビ・ラジオで」知ったが最も高く、次いで「学校の授業や先生から」知った「インターネット」で知ったが高かった。



●問11 あなたの学校では、次のような勉強をしたり、行事に参加したことはありますか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

「地域の掃除やごみ拾いなどに参加した」「環境問題について、先生の話聞いた」「ごみ処理場や下水処理場などの施設見学」が高くなった。



その他

特に覚えていない

水質汚染に関する作文を書いた

市民アンケート（中学生）

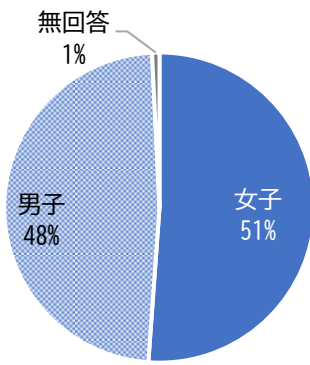
●問12 今後、環境を守る活動に参加できるような仕組み等に関するアイデアやご意見があればお書きください。【自由記述】

居住区	自由記述欄
枕崎地区	海の日だけでなく、月1回程度海を清掃する日を作ったらいいと思います！
枕崎地区	クラウドファンディングでお金を集めて、参加者を増やす。
枕崎地区	<ul style="list-style-type: none"> ◦ゴミ捨て場をあみ？じゃなくて、BOXにしてほしい。 ◦台場公園がとてもじゃないけど、安全に遊べるようになっていない。（汚れている、バイクなどで走りまわっている人がいる） ◦除草ざいをあまりまかないでほしい。 ◦もう少し公共しせつを増やしてほしい。 ◦コロナへのはいりよがたりていない気がする。 ◦公園の整備をしっかりしてほしい。
枕崎地区	「ポイ捨てをしない」など看板、ポスター、放送での呼びかけ、もともとの町の景観をよくして、（古いところをオシャレに改そうするなど、）ゴミを捨てたくなる環境にする。
枕崎地区	ゴミ箱を増やしてポイすてをなくすようにする。
別府地区	外にゴミをすてない。ふりわけ
枕崎地区	公園やグラウンドを増やしてください。
枕崎地区	お金を、かける
枕崎地区	時給をつける
枕崎地区	おかしやジュースのしきゅう。
別府地区	・学校行事として取り入れる。
別府地区	◦みんなで環境問題について調べ、特に取り組んだほうがいいものをみんなで行う。
別府地区	環境を守るための活動は、大概、大人がやっているから、子供にも参加させたほうがいいと思うけど、土曜日とかは部活があって、日曜日は宿題に追われて、できない。だから、ほとんど行くことが不可能になる。「土日以外って、、、いつ出来るんだ！」って思うかもしれないけど、そこは、枕崎市として頑張してほしい。あと私たちに地球温暖化に対する、心配な気持ちやあせりは、そんなにならぬから、より緊急性を持たせるには、市長や校長などの有力な人が、演説やポスターでの対応をしてほしいと思う。
枕崎地区	川や海での活動ができる学習をもっと増やした方がいい。子供だけでできる釣り場をつくってほしい。
立神地区	1日1個ごみ拾い運動。
立神地区	ごみをポイすてしないこと。
立神地区	海などのごみ拾い。
立神地区	強制する
立神地区	授業などで具体例を1つ挙げて地域の環境の状態など関心を持たせてみる。
立神地区	市内各所にごみ箱を置く
立神地区	・ゴミ拾い
立神地区	虫とり、つりをして、がいらいしゅとかをおしえる

市民アンケート（小学生）

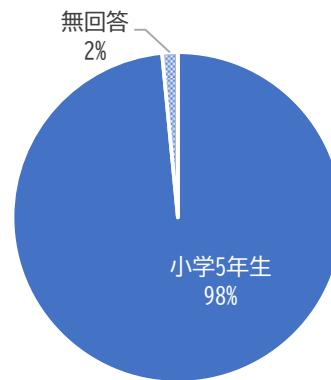
(4) 市民アンケート（小学生）

●問1 性別

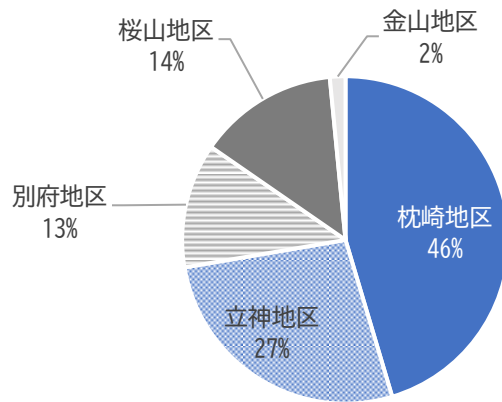


■女子 ■男子 ■無回答

●問2 年齢



●問3 居住区

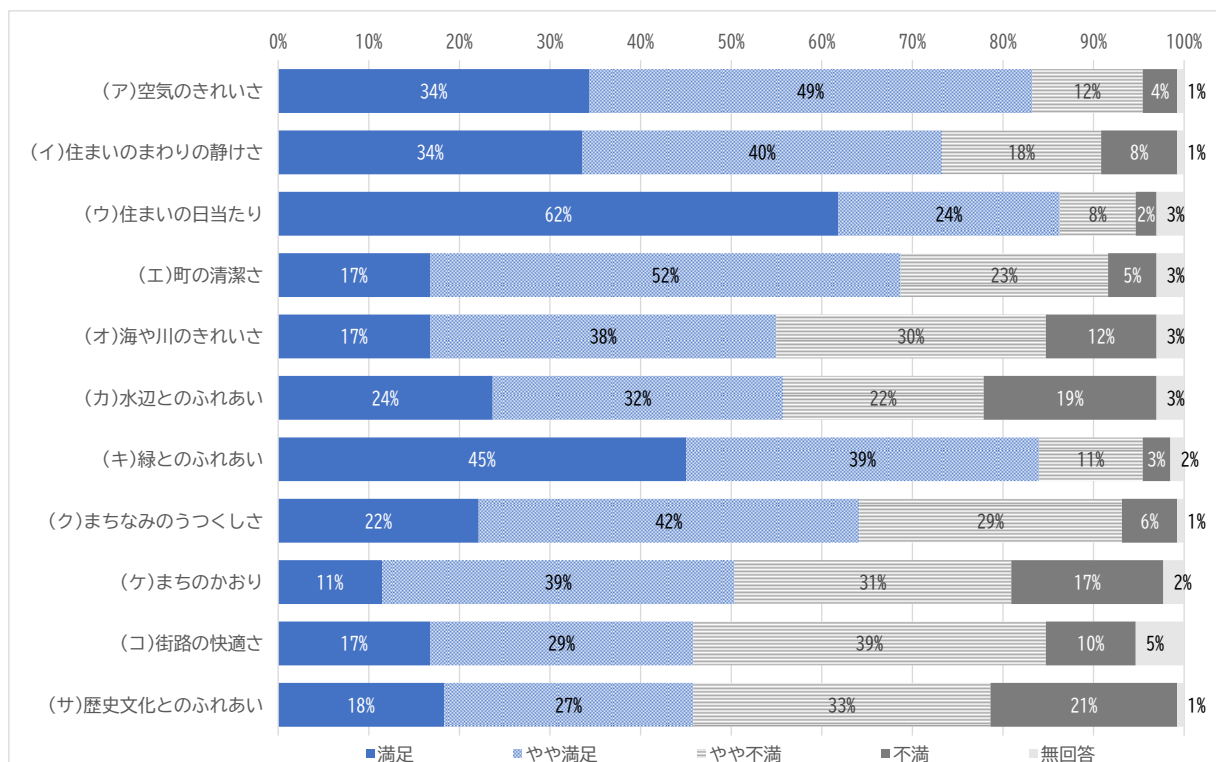


■枕崎地区 ■立神地区 ■別府地区 ■桜山地区 ■金山地区

市民アンケート（小学生）

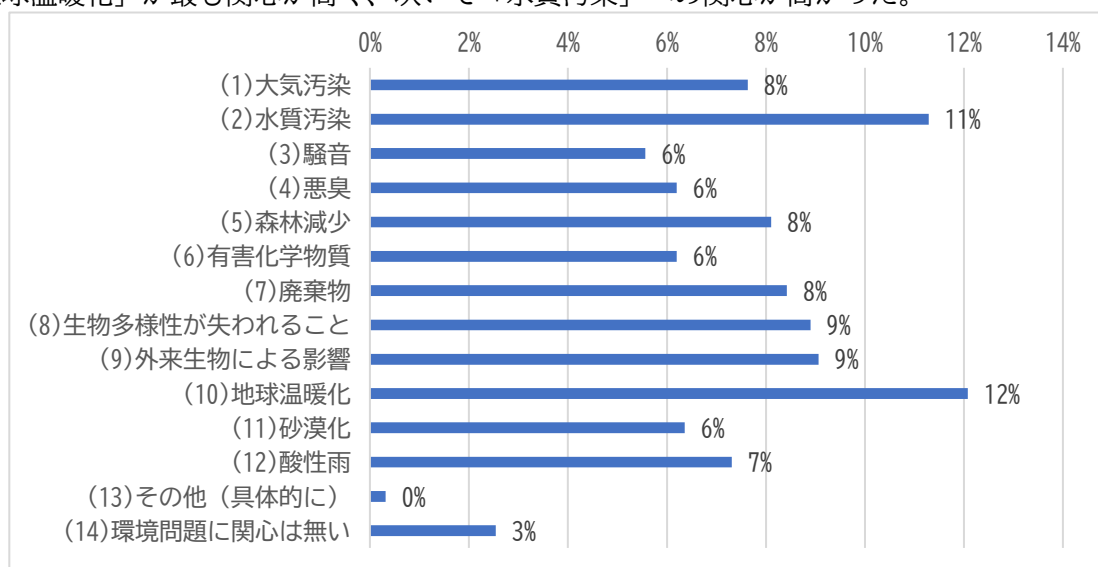
●問4 あなたの住んでいるまわりの環境について、どう思っていますか。【各項目：1～4のどれか1つにチェックマーク✓を付けてください】

周辺環境の満足度は「住まいの日当たり」「空気のきれいさ」「緑とのふれあい」で高く、満足・やや満足合わせてそれぞれ8割を超えている。一方「街路の快適さ」「歴史文化とのふれあい」「まちのかおり」が他と比べ満足度が低く、満足・やや満足合わせて約5割以下であった。



●問5 あなたが関心のある（興味がある、心配している）環境問題は、次のうちどれですか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

「地球温暖化」が最も関心が高く、次いで「水質汚染」への関心が高かった。



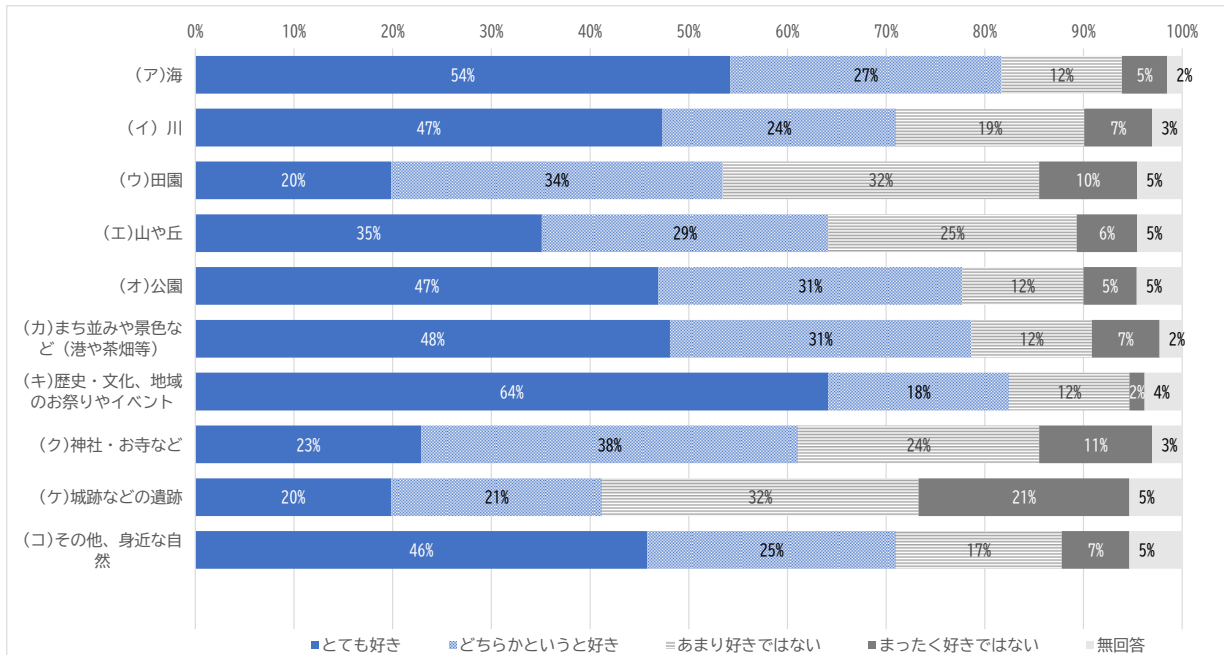
その他

海にごみが流れていること

市民アンケート（小学生）

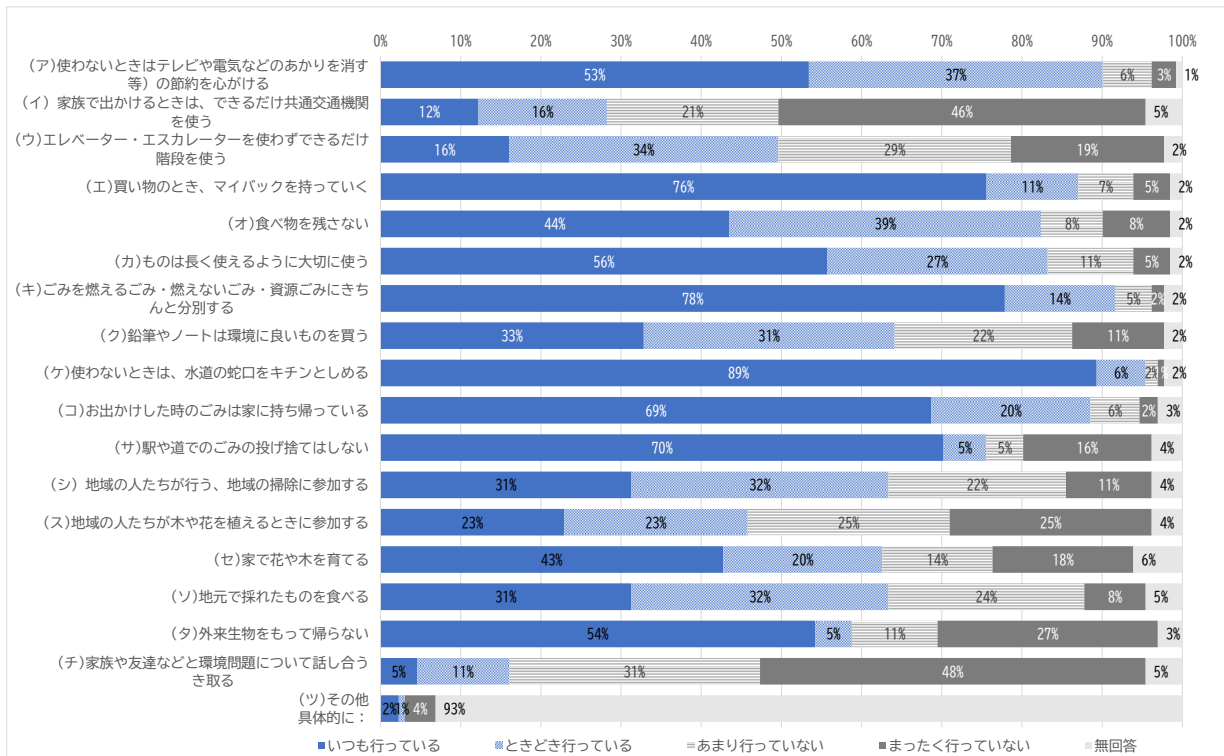
●問6 枕崎市にある(ア)～(コ)の環境資源について、どの程度好きですか。【各項目：1～4のどれか1つにチェックマーク✓を付けてください】

環境資源の愛着は「海」「歴史・文化、地域のお祭りやイベント」が高く、とても愛着を感じている・どちらかという愛着を感じているを合わせてそれぞれ8割を超えている。一方「城跡などの遺跡」については、他の項目に対して低い結果となった。



●問7 あなたは、日ごろから、次のようなことをしていますか。【各項目：1～4のどれか1つにチェックマーク✓を付けてください】

節電や節水、マイバック、ごみの分別等についてはほぼ定着していると見えるが、家族や友達などと環境問題について話し合う等の取組を行っている割合は著しく低くなっている。

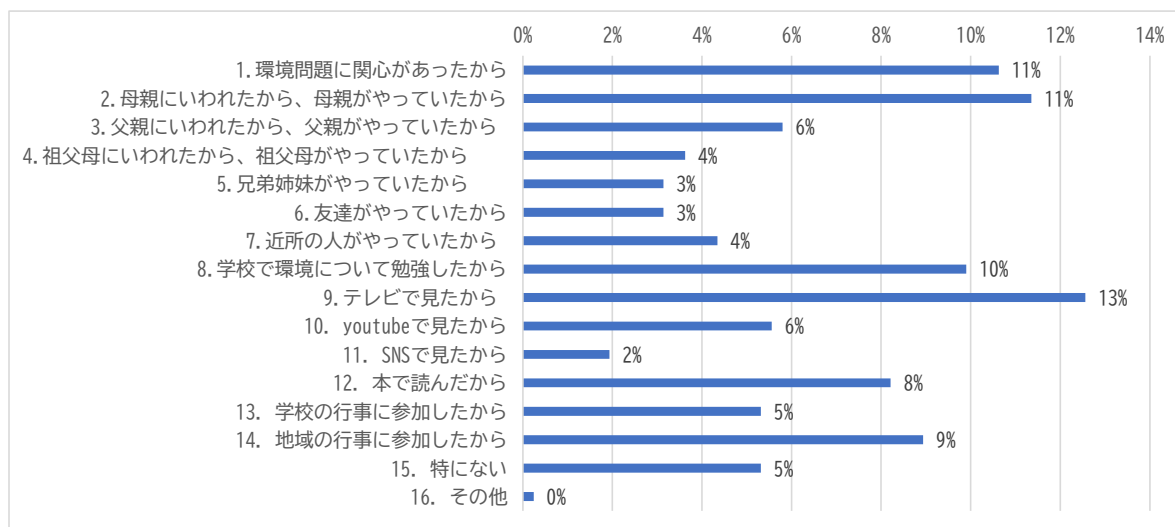


市民アンケート（小学生）

その他	
いつも行っている	ゴミ拾い
いつも行っている	マスクを洗って何回も使う
いつも行っている	かんき

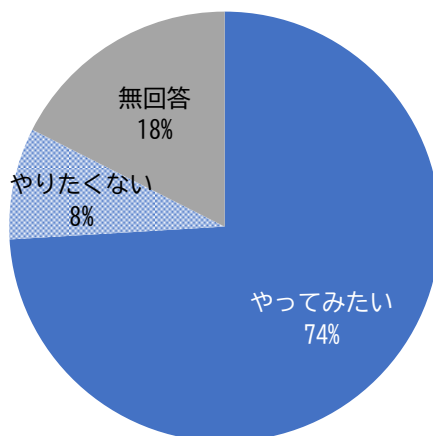
●問8 問7で「いつも行っている」「ときどき行っている」と回答した人に質問します。あなたが、そのようなことを始めたきっかけは何ですか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

環境保全の取組のきっかけはテレビが最も高く、次いで親の影響、学校での勉強、地域の行事への参加が多くなっている。



●問9 あなたは環境を守る活動をやってみたいですか。【選択は1つ】

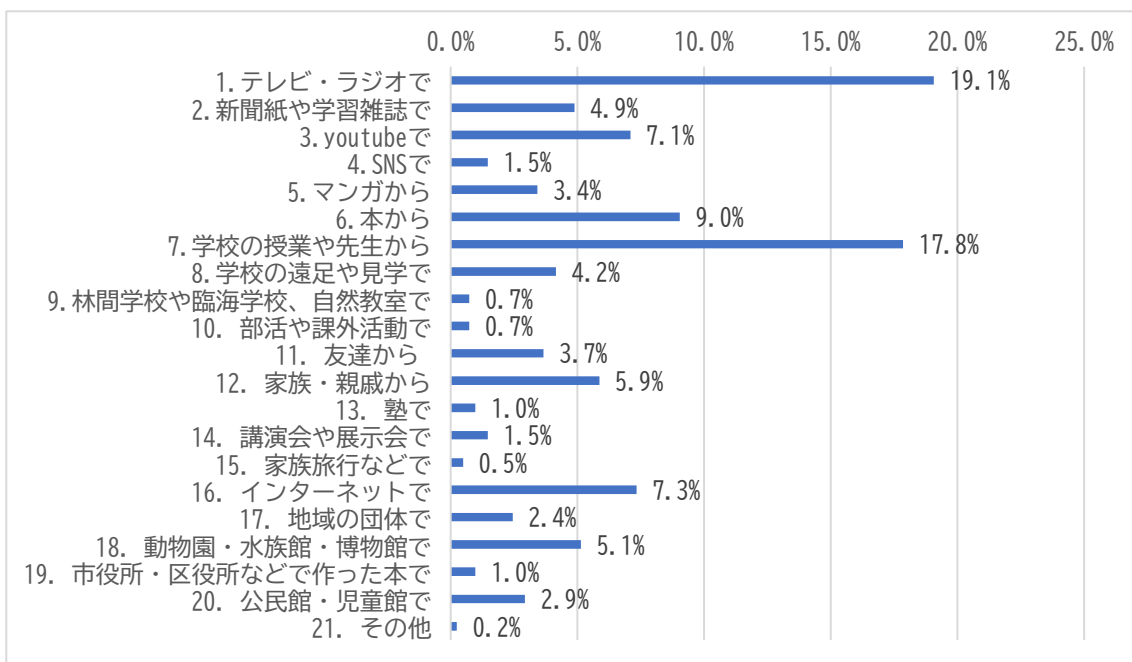
環境を守る活動を「やってみたい」と約7割が回答した。



市民アンケート（小学生）

●問10 あなたは、環境問題に関することを何から知りましたか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

環境問題に関して「テレビ・ラジオで」知ったが最も高く、次いで「学校の授業や先生から」知ったが高かった。

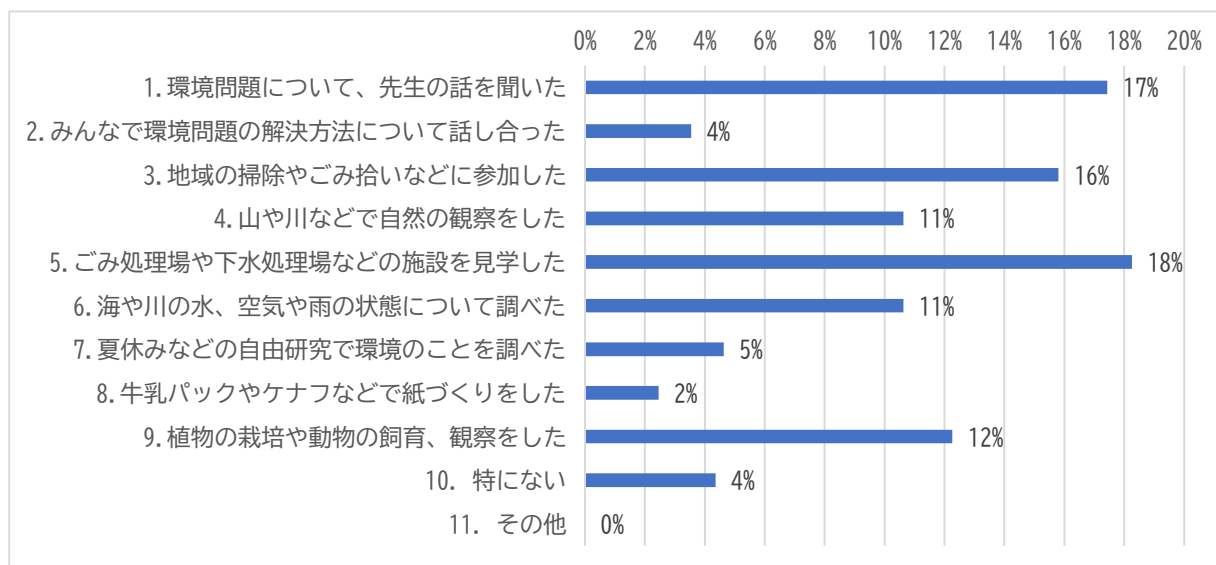


その他

鹿児島島の地球温暖化について考える場所へ行きました。

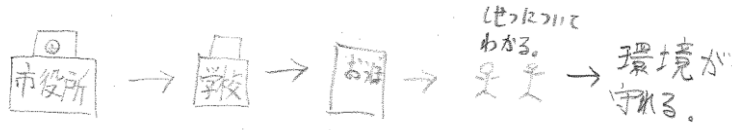
●問11 あなたの学校では、次のような勉強をしたり、行事に参加したことはありますか。【複数回答可：いくつでもチェックマーク✓を付けてください】

「ごみ処理場や下水処理場などの施設見学」「環境問題について、先生の話聞いた」「地域の掃除やごみ拾いなどに参加した」が高くなっているのに対し、「環境問題を話し合う」や「紙づくり」などは低い割合となった。



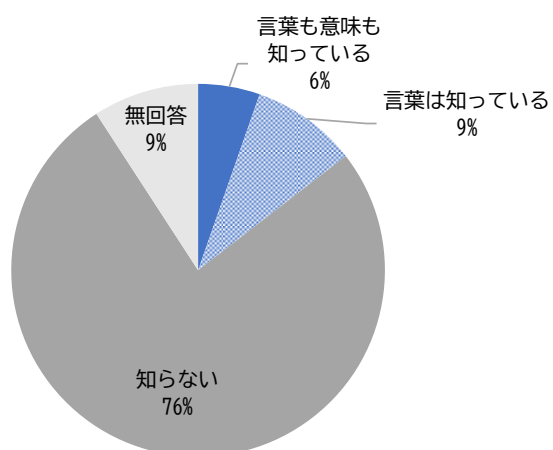
市民アンケート（小学生）

●問12 今後、環境を守る活動に参加できるような仕組み等に関するアイデアやご意見があればお書きください。【自由記述】

居住区	自由記述欄
桜山地区	地いきでかんきょう活動の行事をつくる。
桜山地区	参加した人にはプレゼントがある。
立神地区	地いきのゴミひろい
立神地区	枕崎の市民全員が参加して行なう、ごみや道路のふんなどをみがいたりする。
立神地区	外でゴミをみつけたらひろってもちかえる。
立神地区	道路に落ちているゴミをひろう。
立神地区	空気が悪くならないようにつかったゴミはいえにもちかえろう
枕崎地区	<p>環境を守るためのしせつに行きたい人の団たいおうぼを市役所が学校におくる。 おくったおうぼに行きたい人がいたら、みんなでしせつに行く。 環境について知ることができる。</p> 
枕崎地区	みんなで、ごみの分別をする。
枕崎地区	かんきょうにいい物を売るコーナーとかをスーパーにつくる。
枕崎地区	ごみの分別をきちんとすること。物が小さくなくても使えたら使う。
枕崎地区	ポスターをはっておく。よびかけをする。
枕崎地区	物を長く使う。
枕崎地区	ゴミをすてない むだずかいをしない
枕崎地区	みんなで力を合わせる できることは自分たちでやっていく。
枕崎地区	環境を守るように声かけをする。
枕崎地区	情報を伝えたり広げる。
桜山地区	<p>★楽しそうなかん境を守るイベントみたいなのを作って、学校で、ぼしゅうして行きたい子を集める。 ★学校で枕崎をきれいにするためのゴミ拾い大会などを開きして、ポイントを集めるようにする。 ★地いきで、プレゼントがある、かんきょうを守るイベント。 ★コロナが、終わったら、体育館で、講演会。</p>
枕崎地区	ゴミをみつけたらひろう
枕崎地区	海などにゴミをすてないように、ポスターを作る。
枕崎地区	<p>・ゴミを見つけたら捨てるようにしたい。 ・環境問題に関するポスターをかく。</p>
枕崎地区	・環境問題
枕崎地区	海や川にゴミを捨てない

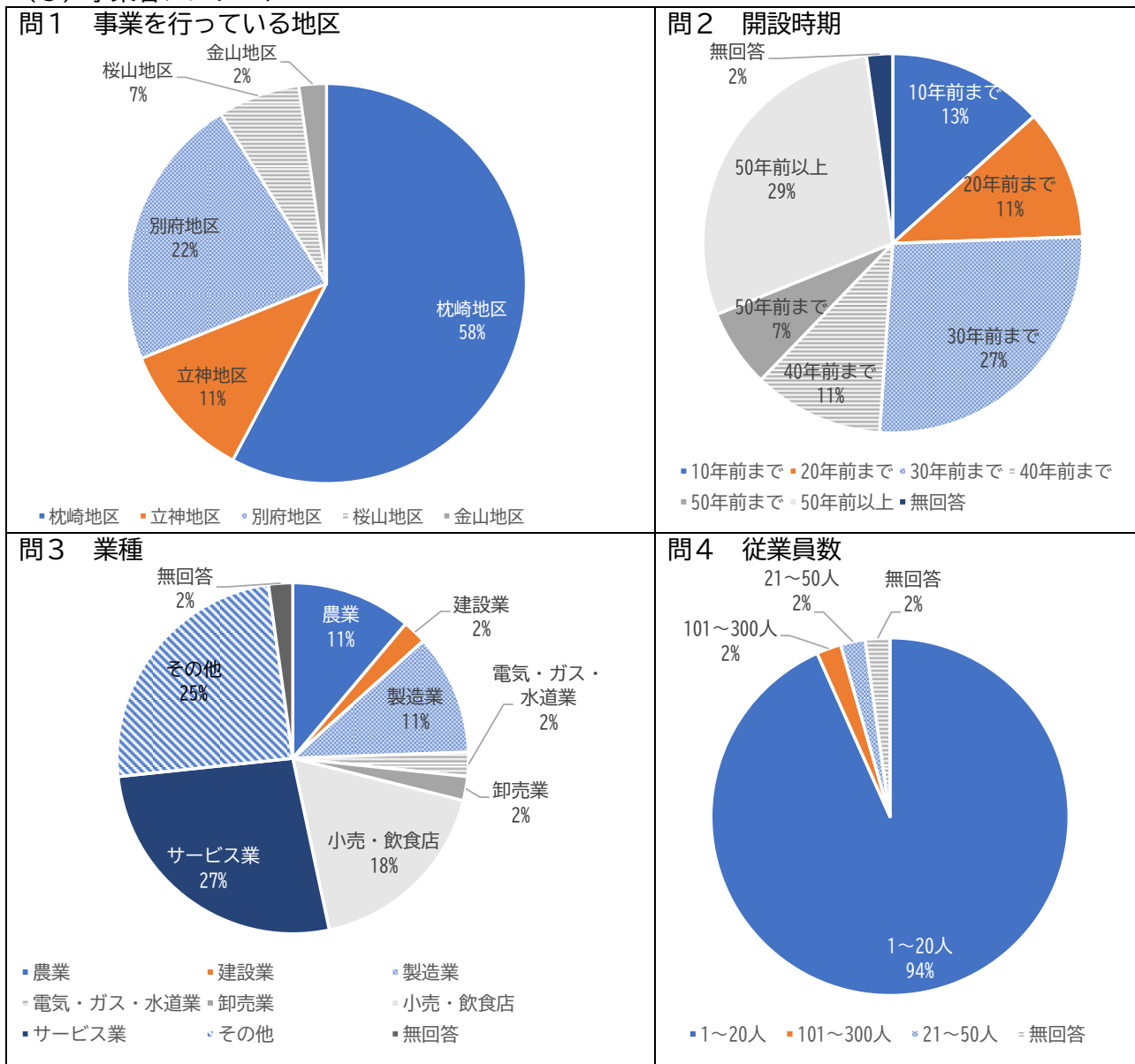
市民アンケート（小学生）

- 問13 あなたは「SDGs」という言葉を知っていますか。【選択は1つ】
SDGsについて知らないが約8割を占めた。



事業者アンケート

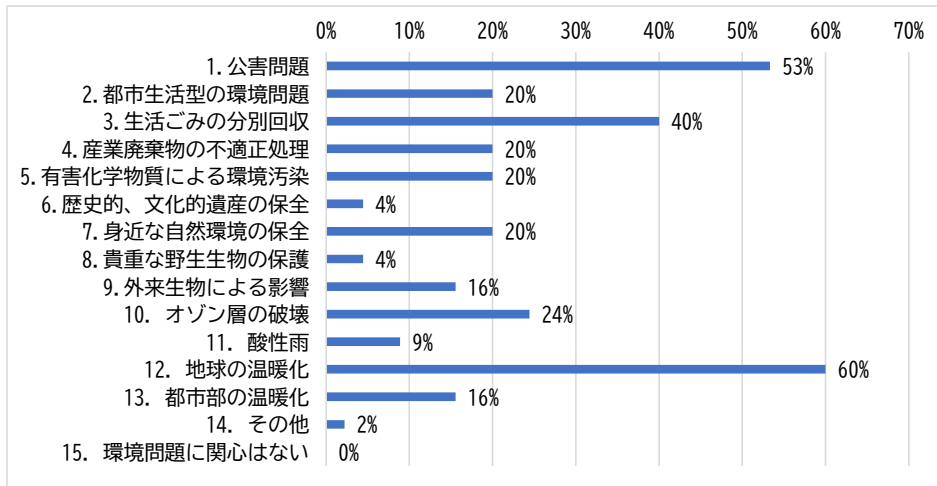
(5) 事業者アンケート



事業者アンケート

●問5 貴社の関心のある環境問題は、次のうちどれですか。【複数回答可：いくつでも】

関心のある環境問題として「地球の温暖化」が最も高く、次いで「公害問題」「生活ごみの分別回収」となった。



その他

最近波消しブロックが下がったせいか強い台風の時波しぶきが飛んで来るようになった。

●問6 貴社の環境保全への取り組みの意識についてお聞きします。【選択は1つ】

保全活動への取り組み意識は何らかの形で貢献していきたい・ある程度の協力をしていきたいが合わせて約8割を占めていた。

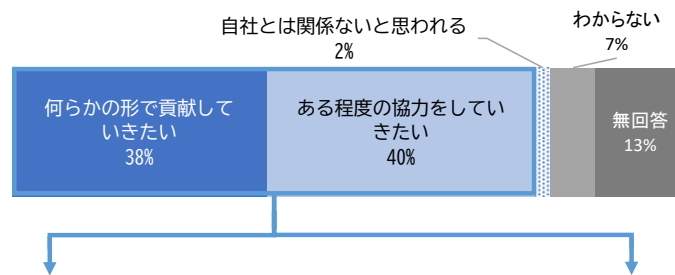
●問7-1 それはどの程度ですか。

問6で何らかの形で貢献していきたい・ある程度の協力をしていきたいと回答した事業者のうち経済的負担がかからない範囲または手間のかからない範囲での取り組みたいが合わせて約6割に対し、手間や経済的負担が多少かかっても環境保全に取り組みたいと回答した事業者は約2割であった。

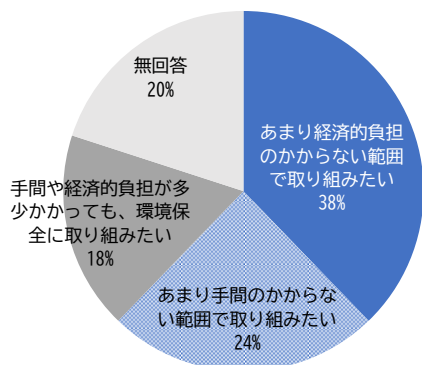
●問7-2 それはCSRを意識したものですか。【選択は1つ】

問6で何らかの形で貢献していきたい・ある程度の協力をしていきたいと回答した事業者のうち、CSRを意識しているが2割に対し、わからないが約5割であった。

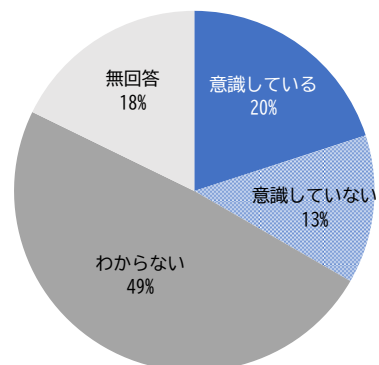
●問6 貴社の環境保全への取り組みの意識についてお聞きします。



●問7-1 それはどの程度ですか。



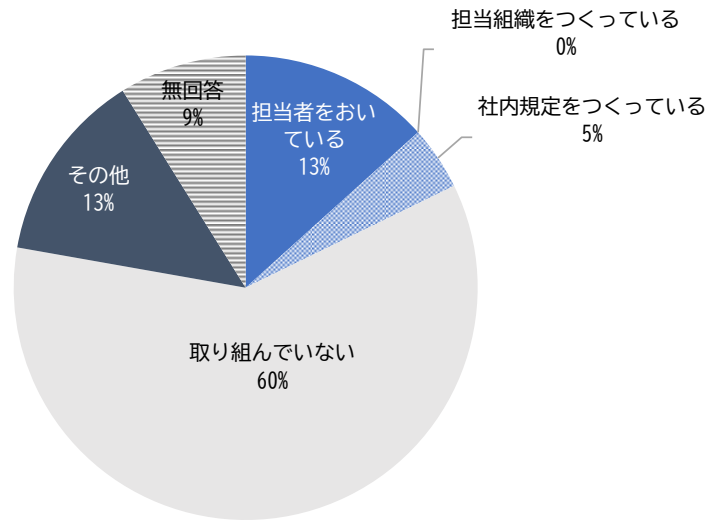
●問7-2 それはCSRを意識したものですか。



事業者アンケート

●問8 環境のことを考えた貴社の取り組みの体制についてお聞きします。【選択は1つ】

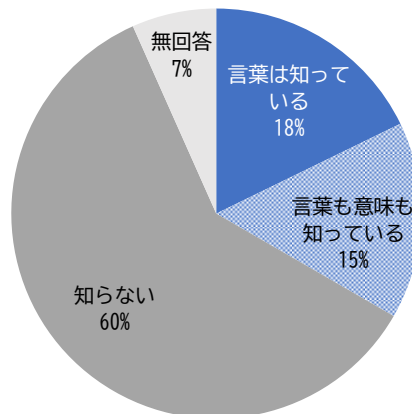
環境のことを考えた取り組みに関して取り組んでいないが6割に対し、担当者をおいている・社内規定をつくっている事業者は約2割であった。



その他
環境、ゴミ分別など自分なりに取り組んでいる
特に組織・社内の規定等はないが、その都度、いいと思われることを試している
廃棄物の適正処理
自分の身の回りから、できる事を、環境の為に意識を持って行っている。

●問9 貴社は「SDGs」という言葉を知っていますか。【選択は1つ】

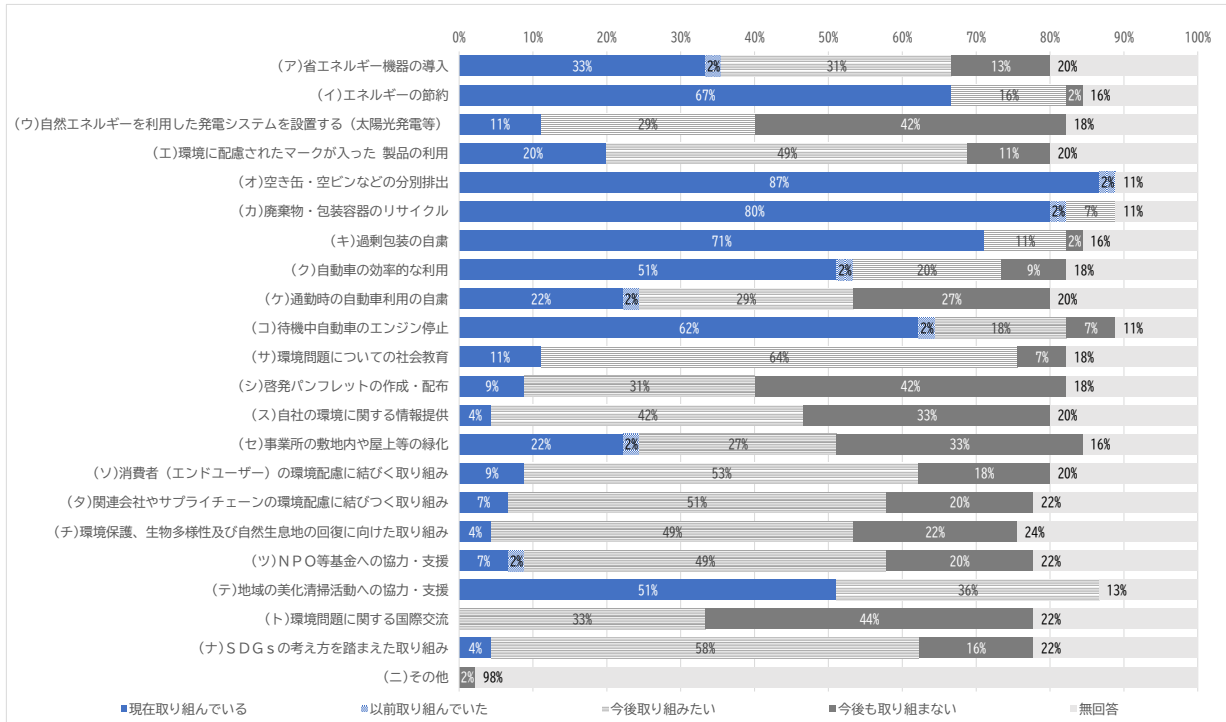
SDGsの言葉は知っている・言葉も意味も知っているは合わせて約3割に対し、知らないが6割を占めていた。



事業者アンケート

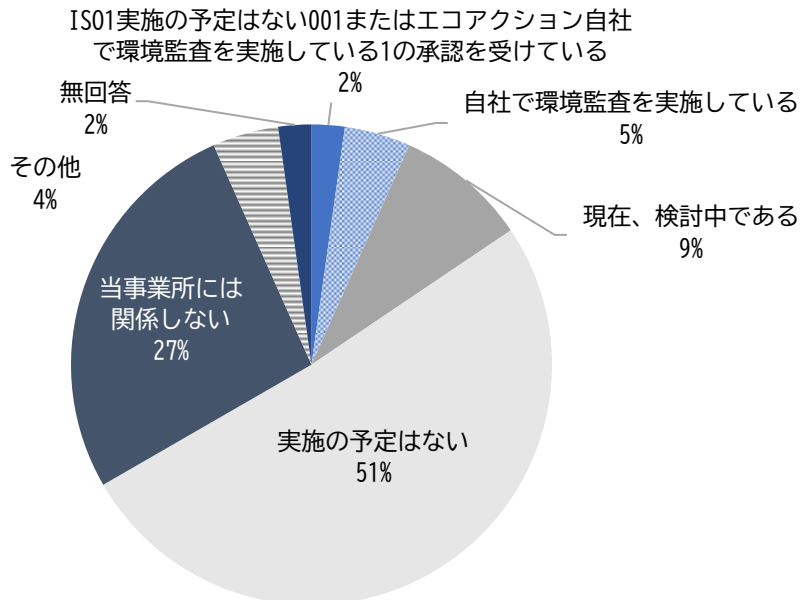
●問10 貴社は次の(ア)～(ニ)に示す環境のことを考えた取り組みについて、現在のどのようなことに取り組まれていますか。また、今後はどのようなことに取り組まれる予定ですか。【各項目：1～4から1つ】

エネルギーの節約、資源ごみ分別やリサイクル、過剰包装の自粛等についてはほぼ定着しているといえるが、環境保全等への取り組みは低くなっている。



●問11 貴社の環境監査への取り組みの状況についてお聞きします。【選択は1つ】

環境監査への取り組みは実施の予定はない・当事業所には関係しないが約8割を占めていた。

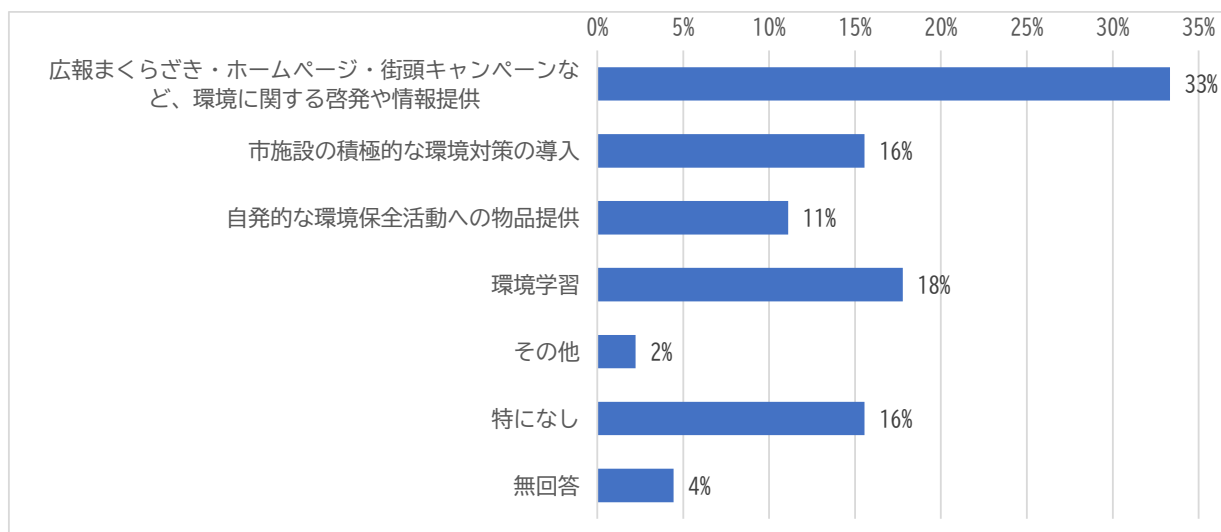


その他
IS09000 認証を受けている

事業者アンケート

●問12 貴社が今後、行政に期待する環境保全対策は、どのようなものですか。【選択は1つ】

「広報まくらざき・ホームページ・街頭キャンペーンなど、環境に関する啓発や情報提供」が最も高く、次いで「環境学習」となった。

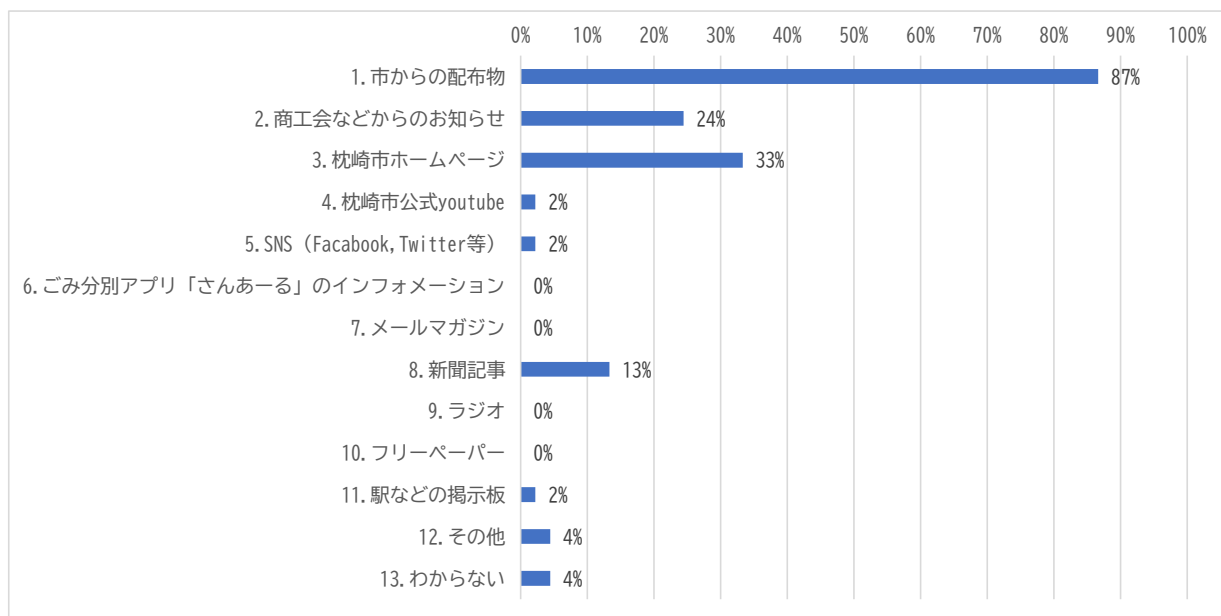


その他

綺麗な海や川、子ども達が遊べる環境

●問13 貴社が枕崎市についての情報を取得しやすい媒体はどれですか。【複数回答可：2つまで】

情報を取得しやすい媒体としては、「市からの配布物」が最も高く、次いで「枕崎市ホームページ」「商工会などからのお知らせ」となった。



その他

市職員が活動する

月に一度の地域の“回覧板”

事業者アンケート

●問14 今後、事業者の皆さんが、より環境保全活動に参加できるような仕組み等に関するアイデアやご意見があればお書きください。【自由記述】

自由記述欄
毎月、何日は環境保全活動日と決めて、まずは意識をつけてもらうために、市報送（防災無線）する。行政が主となり、環境に良い取り組みを、市民をまき込み実施する。
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども達が安全に遊べる海や川があると、色々な自然体験が広がります。 ・子ども達が船に乗船出来る体験、普段毎日見ている火之神岩を間近でみる機会があると、とても良いと思います。 ・花渡川下りが出来る体験もあってほしいです。

●問15 事業者の皆さんが、事業活動の中でどのような環境行動に取り組めるかに関するアイデアやご意見があればお書きください。【自由記述】

自由記述欄
ゴミ捨てや、ゴミ集捨場の掃除当番等やって行く？
保育所にて、遊具は無く、自然物（水、砂、土、木、石、火、植物、生物）等を使って遊ぶ、原始的、自然的、体験を中心として、園庭で毎日遊んでいます。幼少期にとって、一番大切な五感を最大限生かせるような、環境設定に取り組んでいます。
市の指導でごみの不法投棄、たばこのポイ捨て禁止などを強化してもらいたい。

資料3 環境に関する資料・データ

■ 枕崎市に係る鹿児島県レッドデータブック記載種【植物】

番号	科名	種名	鹿児島県 カテゴリー	環境省 カテゴリー	区分
1	トラノオシダ科	カミガモシダ	準絶滅危惧	なし	●
2	マメ科	マキエハギ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	●
3	マメ科	オオバクサフジ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	●
4	マメ科	ナンテンハギ	準絶滅危惧	なし	●
5	シソ科	ヤマジソ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	●
6	キク科	ヒナヒゴダイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	●
7	キク科	サワオグルマ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	●
8	カヤツリグサ科	チャイトスゲ	準絶滅危惧	なし	●
9	カヤツリグサ科	ヒカゲスゲ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	●
10	イネ科	ソナレシバ	準絶滅危惧	なし	●
11	タケ亜科	アポイザサ	情報不足	なし	●
12	タケ亜科	マクラザキザサ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	●
13	ユリ科	オオバキボウシ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	●
14	ラン科	タネガシマムヨウラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	●
15	ラン科	クロヤツシロラン	絶滅危惧Ⅱ類	なし	●
16	ラン科	ムカゴサイシン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	●
17	フジマツモ科	ハナヤナギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	●
18	マツバラ科	マツバラ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
19	ハナヤスリ科	フユノハナワラビ	準絶滅危惧	なし	○
20	リュウビンダイ科	ヒノタニリュウビンダイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠA類	○
21	ヘゴ科	クサマルハチ	準絶滅危惧	なし	○
22	コバノイシカグマ科	オドリコカグマ	準絶滅危惧	なし	○
23	コバノイシカグマ科	ウスバイシカグマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
24	オシダ科	ツクシャブソテツ	準絶滅危惧	なし	○
25	オシダ科	ナチクジャク	準絶滅危惧	なし	○
26	オシダ科	ムラサキベニシダ	準絶滅危惧	絶滅危惧ⅠA類	○
27	オシダ科	ホウノカワシダ	準絶滅危惧	なし	○
28	オシダ科	ヒメイタチシダ	準絶滅危惧	なし	○
29	オシダ科	ヤマイタチシダ	準絶滅危惧	なし	○
30	メシダ科	セイタカシケシダ	準絶滅危惧	なし	○
31	ナデシコ科	タチハコバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
32	ツツジ科	キリシマミツバツツジ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
33	マメ科	ミヤマペトラ	準絶滅危惧	なし	○
34	ミソハギ科	ミズマツバ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
35	ツチトリモチ科	ツチトリモチ	準絶滅危惧	なし	○
36	ツチトリモチ科	キイレツチトリモチ	準絶滅危惧	なし	○
37	ニシキギ科	ツリバナ	準絶滅危惧	なし	○
38	ミカン科	ゲッキツ	準絶滅危惧	なし	○
39	トウワタ科	ロクオンソウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
40	アワゴケ科	アワゴケ	準絶滅危惧	なし	○
41	ゴマノハグサ科	ホソバヒメトラノオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	○
42	キツネノマゴ科	フチゲハグロソウ	準絶滅危惧	なし	○
43	キツネノマゴ科	イセハナビ	準絶滅危惧	なし	○
44	タヌキモ科	イヌタヌキモ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	○
45	キキョウ科	ツルギキョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
46	キク科	モミジコウモリ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	○
47	キク科	サツマアザミ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
48	キク科	キレバニガナ	準絶滅危惧	なし	○
49	キク科	ハイニガナ	準絶滅危惧	なし	○
50	キク科	ヤナギニガナ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○

番号	科名	種名	鹿児島県 カテゴリー	環境省 カテゴリー	区分
51	キク科	チョウセンヤマニガナ	準絶滅危惧	なし	○
52	サトイモ科	ヤマコンニャク	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
53	サトイモ科	マイヅルテンナンショウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
54	ホシクサ科	ツクシクロイヌノヒゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
55	カヤツリグサ科	タイワンスゲ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
56	イネ科	ムツオレグサ	準絶滅危惧	なし	○
57	ユリ科	ナンゴクヤマラッキョウ	準絶滅危惧	なし	○
58	ユリ科	ツクシショウジョウバカマ	準絶滅危惧	なし	○
59	イワズタ科	クズレズタ	情報不足	情報不足	○
60	ハイコナハダ科	ハイコナハダ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
61	アツパノリ科	アツパノリ	情報不足	情報不足	○
62	ミリン科	トサカノリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
63	マツモ科	マツモ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	○
64	アワゴケ科	ミズハコベ	準絶滅危惧	なし	○

●：枕崎市で生育が確認されている種

○：薩摩半島南部若しくは薩摩半島で広く生育が確認されている種、または県内全域で生育が確認されている種

資料：改定・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 鹿児島県レッドデータブック2016 植物編

■ 枕崎市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種【動物】

番号	科名	種名	鹿児島県 カテゴリー	環境省 カテゴリー	区分
1	ウ科	ヒメウ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	●
2	サギ科	ヨシゴイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	●
3	トキ科	クロツラヘラサギ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	●
4	ハヤブサ科	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	●
5	ツバメチドリ科	ツバメチドリ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	●
6	シギ科	ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	●
7	シギ科	オオジシギ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	●
8	カモメ科	アジサシ	情報不足	なし	●
9	カモメ科	コアジサシ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	●
10	イトトンボ科	オオイトトンボ	準絶滅危惧	なし	●
11	イヌ科	ホンドギツネ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	○
12	タカ科	ハイタカ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
13	タカ科	ツミ	情報不足	絶滅危惧ⅠB類	○
14	タカ科	サシバ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
15	タカ科	ミサゴ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
16	タカ科	クマタカ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧ⅠB類	○
17	キジ科	ウズラ	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類	○
18	キジ科	コシジロヤマドリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
19	クイナ科	ヒクイナ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	○
20	シギ科	ハマシギ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
21	タマシギ科	タマシギ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
22	サンショウクイ科	サンショウクイ	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類	○
23	カモ科	オシドリ	情報不足	情報不足	○
24	ヒタキ科	キビタキ	準絶滅危惧	なし	○
25	アカガエル科	トノサマガエル	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
26	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル	準絶滅危惧	なし	○
27	ドジョウ科	ヤマトシマドジョウ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
28	メダカ科	ミナミメダカ（薩摩型）	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
29	ハゼ科	ゴマハゼ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
30	ハゼ科	スナゴハゼ	情報不足	なし	○

番号	科名	種名	鹿児島県 カテゴリー	環境省 カテゴリー	区分
31	ハンミョウ科	ルイスハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
32	ハンミョウ科	ハラヒロハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
33	オサムシ科	セアカオサムシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
34	タテハチョウ科	メスグロヒョウモン	準絶滅危惧	なし	○
35	タテハチョウ科	ミドリヒョウモン	準絶滅危惧	なし	○
36	アマオブネガイ科	カノコガイ	分布特性上重要	なし	○
37	アマオブネガイ科	ヒロクチカノコガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	○
38	タニシ科	オオタニシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
39	タニシ科	マルタニシ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
40	タニシ科	ヒメタニシ	分布特性上重要	なし	○
41	ミスゴマツボ科	ミスゴマツボ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
42	カワグチツボ科	カワグチツボ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
43	エソマメタニシ科	ヒメマルタニシ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
44	カワザンショウガイ科	ツブカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	○
45	カワザンショウガイ科	カワザンショウガイ	準絶滅危惧	なし	○
46	カワザンショウガイ科	クリイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	○
47	カワザンショウガイ科	サツマクリイロカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	なし	○
48	カワザンショウガイ科	ヨシダカワザンショウガイ	絶滅危惧Ⅰ類	準絶滅危惧	○
49	カワザンショウガイ科	ヒナタムシヤドリカワザンショウガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
50	カワニナ科	カワニナ	分布特性上重要	なし	○
51	カワニナ科	ミスジカワニナ	分布特性上重要	なし	○
52	カワニナ科	チリメンカワニナ	準絶滅危惧	なし	○
53	トウガタカワニナ科	タケノコカワニナ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
54	トウガタカワニナ科	ヌノメカワニナ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
55	フトヘナタリ科	ヘナタリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
56	フトヘナタリ科	カワアイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
57	ウミニナ科	イボウミニナ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
58	オカミミガイ科	オキヒラシイノミガイ	情報不足	絶滅危惧Ⅰ類	○
59	オカミミガイ科	シイノミミガイ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	○
60	オカミミガイ科	クリイロコミミガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
61	オカミミガイ科	カシノメガイ	準絶滅危惧	なし	○
62	オカミミガイ科	ハマシイノミガイ	準絶滅危惧	なし	○
63	オカミミガイ科	ヘソアキコミミガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
64	オカミミガイ科	マクスジコミミガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
65	ヒラマキガイ科	ヒラマキガイモドキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
66	ヒラマキガイ科	ハブタエヒラマキガイ	準絶滅危惧	情報不足	○
67	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ	準絶滅危惧	情報不足	○
68	カワコザラガイ科	カワコザラガイ	準絶滅危惧	なし	○
69	モノアラガイ科	モノアラガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
70	モノアラガイ科	ヒメモノアラガイ	分布特性上重要	なし	○
71	イシガイ科	イシガイ	情報不足	なし	○
72	イシガイ科	ニセマツカサガイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
73	イシガイ科	マツカサガイ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	○
74	イシガイ科	ドブガイ(ヌマガイ)	準絶滅危惧	なし	○
75	ドブシジミ科	ドブシジミ	分布特性上重要	なし	○
76	マクガイ科	マクガイ	準絶滅危惧	なし	○
77	ゴマオカタニシ科	ゴマオカタニシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
78	ヤマキサゴ科	オオスミヤマキサゴ	準絶滅危惧	なし	○
79	ヤマタニシ科	ヤマタニシ	分布特性上重要	なし	○
80	ヤマタニシ科	アツブタガイ	分布特性上重要	なし	○

番号	科名	種名	鹿児島県 カテゴリー	環境省 カテゴリー	区分
81	ヤマタニシ科	ミジンヤマタニシ	分布特性上重要	なし	○
82	ヤマクルマガイ科	ヤマクルマガイ	分布特性上重要	なし	○
83	ムシオイガイ科	サツمامシオイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
84	アズキガイ科	アズキガイ	分布特性上重要	なし	○
85	ゴマガイ科	シリプトゴマガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
86	ゴマガイ科	ヒダリマキゴマガイ	準絶滅危惧	なし	○
87	ゴマガイ科	キュウシュウゴマガイ	準絶滅危惧	なし	○
88	クビキレガイ科	ヤマトクビキレガイ	準絶滅危惧	なし	○
89	ヘソカドガイ科	オオウスイロヘソカドガイ	準絶滅危惧	なし	○
90	ケシガイ科	ケシガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
91	ハワイマイマイ科	ノミガイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
92	スナガイ科	スナガイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
93	ナタネガイ科	ヒラドマルナタネガイ	準絶滅危惧	なし	○
94	ナタネガイ科	マルナタネガイ	準絶滅危惧	なし	○
95	ナタネガイ科	カトウナタネガイ	準絶滅危惧	なし	○
96	ナタネガイ科	ナタネガイ	準絶滅危惧	なし	○
97	ナタネガイ科	クルマナタネガイ	準絶滅危惧	なし	○
98	ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
99	キセルガイモドキ科	ホソキセルガイモドキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
100	キセルガイ科	スグヒダギセル	準絶滅危惧	なし	○
101	キセルガイ科	ヒゴギセル	準絶滅危惧	なし	○
102	キセルガイ科	アラハダノミギセル	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
103	キセルガイ科	カゴシマノミギセル	準絶滅危惧	なし	○
104	キセルガイ科	アラナミギセル	準絶滅危惧	なし	○
105	キセルガイ科	オキギセル	準絶滅危惧	なし	○
106	キセルガイ科	カタギセル	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
107	キセルガイ科	ナガシマギセル	準絶滅危惧	なし	○
108	キセルガイ科	ナミハダギセル	準絶滅危惧	なし	○
109	キセルガイ科	ギュリギセル	分布特性上重要	なし	○
110	キセルガイ科	シイボルトコギセル	分布特性上重要	なし	○
111	キセルガイ科	ハナコギセル	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅰ類	○
112	キセルガイ科	キュウシュウナミコギセル	準絶滅危惧	なし	○
113	キセルガイ科	ヒロクチコギセル	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅰ類	○
114	オカクチキレガイ科	ホソオカチョウジガイ	分布特性上重要	なし	○
115	オカクチキレガイ科	マルオカチョウジガイ	分布特性上重要	なし	○
116	オカクチキレガイ科	シリプトオカチョウジガイ	分布特性上重要	なし	○
117	オカクチキレガイ科	オカチョウジガイ	分布特性上重要	なし	○
118	オカクチキレガイ科	サツマオカチョウジガイ	分布特性上重要	なし	○
119	タワラガイ科	タワラガイ	準絶滅危惧	なし	○
120	ナメクジ科	ヤマナメクシ	分布特性上重要	なし	○
121	ナメクジ科	ナメクジ	分布特性上重要	なし	○
122	オカモノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ	分布特性上重要	なし	○
123	ベッコウマイマイ科	カサキビ	準絶滅危惧	なし	○
124	ベッコウマイマイ科	ソコスジカサキビ	準絶滅危惧	情報不足	○
125	ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
126	ベッコウマイマイ科	サツマヒメカサキビ	準絶滅危惧	情報不足	○
127	ベッコウマイマイ科	ハリマキビ	準絶滅危惧	なし	○
128	ベッコウマイマイ科	ツクシキビ	準絶滅危惧	なし	○
129	ベッコウマイマイ科	キビガイ	準絶滅危惧	なし	○
130	ベッコウマイマイ科	ヒメベッコウ	準絶滅危惧	なし	○

番号	科名	種名	鹿児島県 カテゴリー	環境省 カテゴリー	区分
131	ベッコウマイマイ科	ヤクシマヒメベッコウ	準絶滅危惧	なし	○
132	ベッコウマイマイ科	コシダカシタラガイ	準絶滅危惧	なし	○
133	ベッコウマイマイ科	マルシタラガイ	準絶滅危惧	なし	○
134	ベッコウマイマイ科	カドヒメベッコウ	準絶滅危惧	情報不足	○
135	ベッコウマイマイ科	ナミヒメベッコウ	準絶滅危惧	なし	○
136	ベッコウマイマイ科	タネガシマベッコウ	準絶滅危惧	なし	○
137	ベッコウマイマイ科	コシダカヒメベッコウ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
138	ベッコウマイマイ科	テラマチベッコウ	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	○
139	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウ	準絶滅危惧	情報不足	○
140	ベッコウマイマイ科	ウラジロベッコウ	準絶滅危惧	なし	○
141	ベッコウマイマイ科	レンズガイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧Ⅱ類	○
142	カサマイマイ科	タカカサマイマイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
143	ナンバンマイマイ科	コベソマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
144	ナンバンマイマイ科	シメクチマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
145	ナンバンマイマイ科	オオスミビロウドマイマイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
146	オナジマイマイ科	フリィデルマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
147	オナジマイマイ科	ヒゴフリィデルマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
148	オナジマイマイ科	チクヤケマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	なし	○
149	オナジマイマイ科	ヘソカドケマイマイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
150	オナジマイマイ科	ツバキカドマイマイ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
151	オナジマイマイ科	ダコスタマイマイ	分布特性上重要	なし	○
152	オナジマイマイ科	タシナミオトメマイマイ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
153	オナジマイマイ科	ヒゼンオトメマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
154	オナジマイマイ科	イロアセオトメマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
155	オナジマイマイ科	オオヒュウガマイマイ	準絶滅危惧	なし	○
156	オナジマイマイ科	タカチホマイマイ	分布特性上重要	なし	○
157	オナジマイマイ科	コハクオナジマイマイ	分布特性上重要	なし	○
158	オナジマイマイ科	オオスミウスカワマイマイ	分布特性上重要	なし	○
159	オナジマイマイ科	ウスカワマイマイ	分布特性上重要	なし	○
160	ヌマエビ科	オニヌマエビ	準絶滅危惧	なし	○
161	ヌマエビ科	ヤマトヌマエビ	準絶滅危惧	なし	○
162	ヌマエビ科	ミナミヌマエビ	準絶滅危惧	なし	○
163	ヌマエビ科	ツノナガヌマエビ	分布特性上重要	なし	○
164	モクスガニ科	トゲアシヒライソガニモドキ	準絶滅危惧	なし	○
165	スナガニ科	ハクセンシオマネキ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○
166	テナガエビ科	テナガエビ	分布特性上重要	なし	○
167	テッポウエビ科	テッポウエビ	分布特性上重要	なし	○
168	ホンヤドカリ科	ユビナガホンヤドカリ	分布特性上重要	なし	○
169	コブシガニ科	マメコブシガニ	分布特性上重要	なし	○
170	カクレガニ科	シジミピンノ	分布特性上重要	なし	○
171	スナガニ科	ヤマトオサガニ	分布特性上重要	なし	○
172	ウミガメ科	アカウミガメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類	○
173	スッポン科	ニホンスッポン	分布特性上重要	情報不足	○
174	コブラ科	エラブウミヘビ	準絶滅危惧	絶滅危惧Ⅱ類	○
175	コブラ科	ヒロオウミヘビ	情報不足	絶滅危惧Ⅱ類	○
176	イモリ科	アカハライモリ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	○

●：枕崎市で生息が確認されている種

○：薩摩半島南部若しくは薩摩半島で広く生息が確認されている種、または県内全域で生息が確認されている種

資料：改定・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物 鹿児島県レッドデータブック2016 動物編

■河川水質検査結果の推移

検査項目	年度	馬追川			牧園川		棧敷川	花渡川			
		河口	大塚橋	坪ヶ谷	馬追川合流点	牧園橋	宇都尻橋	河口	新花渡橋	神浦橋	上水道取水口
		E	C	A	E	A	E	A	A	A	A
BOD (mg/l) (生物化学的酸素要求量)	H27	29	0.8	0.5	27	1.1	17	0.8	1	0.7	0.5
	H28	21	1.1	0.6	150	0.8	25	0.9	1	0.7	0.5
基準値 (A) 2以下 (B) 3以下 (C) 5以下 (D) 8以下 (E) 10以下	H29	71	2	0.5	190	1.1	120	0.8	1	0.5	0.5
	H30	13	1.7	0.5	98	0.9	11	0.7	0.5	0.6	0.5
	R1	7.6	2.9	0.5	110	0.5	120	0.9	0.9	0.6	0.5
DO (mg/l) (溶存酸素量)	H27	4	9.1	9.5	7.4	9.5	2.3	6.5	8.2	9.5	9.6
	H28	6.7	8.3	9.3	5.8	9.6	4.6	7.7	8.7	9.9	9.5
基準値 (A) 7.5以上 (B, C) 5以上 (D, E) 2以上	H29	3.9	7.8	9.3	5.5	9.1	4.5	6.5	7.7	9.6	9.4
	H30	4.8	7.3	9.3	5.6	8.6	2.9	6.8	7.4	9.2	9
	R1	4.7	7	9.2	4.1	8.9	2.8	7.1	7.9	8.6	9

検査項目	年度	金山川	落川	中洲川	神園川		田ノ川		尻無川			長沢川
		金山橋	竹中橋	宝寿庵橋	河口	妙見町地内	日之出町分流地点	木原グートル場近	河口	新木原橋	瀧ノ下東暗渠	河口
		A	B	B	E	B	B	A	C	B	A	C
BOD (mg/l) (生物化学的酸素要求量)	H27	0.7	0.5	0.8	3.1	0.9	0.9	0.8	6.5	2.9	0.5	0.5
	H28	0.6	0.7	1.3	2.4	0.5	1.5	0.5	10	5.4	0.5	0.6
基準値 (A) 2以下 (B) 3以下 (C) 5以下 (D) 8以下 (E) 10以下	H29	0.5	0.5	1.5	3.6	0.8	1.2	0.5	13	7.5	0.5	0.5
	H30	0.7	0.5	1	2.6	0.5	1.4	0.5	19	0.6	0.5	0.5
	R1	0.7	0.5	0.7	1.7	1.2	0.8	0.7	27	1.9	0.5	1.1
DO (mg/l) (溶存酸素量)	H27	9.8	9.2	9.7	7.6	9.1	9.5	8.3	8.6	8.8	9.3	8.7
	H28	9.6	9.2	9.3	7.8	9	8.4	8.3	8.5	8.8	9.2	8.7
基準値 (A) 7.5以上 (B, C) 5以上 (D, E) 2以上	H29	9.9	9.2	9.6	8.5	9.5	8.5	8.1	8.3	8.2	9.6	8.3
	H30	9.4	9	9.2	8.2	9.1	8.7	7.7	8.6	9.4	9.2	8
	R1	9.3	8.7	9.1	7.9	8.9	8.1	7.8	8.5	8.8	9.2	7.5

※ BOD (生物化学的酸素要求量) …河川の汚濁を測る代表的な指標で、微生物が水中の汚染物質 (有機物) を分解する際に消費する酸素量のことです。数値が大きいほど水が汚れていることを示しています。

※ DO (溶存酸素量) …水中に含まれる酸素量のことです。DOが減少すると水中の好気性微生物の活動が鈍って河川の自然浄化作用が働かなくなります。きれいな水ほど数値が高くなります。

※ A~Eの類型…花渡川については「県内公共用水域に係る環境基準の水域類型指定状況 (平成29年末現在)」により指定された類型で、他の河川については「枕崎市の河川をきれいにする条例」により定められた水質保全目標類型です。

■海域水質検査結果の推移

検査項目	年度	松崎ヶ鼻	花渡川河口	枕崎港内	台場ブール	尻無川沖	なぎさ温泉沖	仁田浦沖	白沢港内	仁田浦湾内	米浦湾
COD (mg/l) (化学的酸素要求量)	H27	0.8	1.2	1.2	1.1	1.2	1.1	1.1	1.5	2.9	2.9
	H28	0.9	1.2	1.5	1	1.3	1.3	1.6	1.8	5	2.8
基準値 (A) 2以下 水産基準 3.0以下	H29	1	1.6	1.4	1.3	1.3	0.8	1	2.3	3	2.8
	H30	1.7	1.3	1.6	1.2	1.3	1.3	1.2	1.9	2	2.6
	R1	1.6	1.4	1.8	1.6	1.7	1.5	1.2	1.7	1.9	1.7

※ COD (化学的酸素要求量) …海域や湖沼の汚濁を測る代表的な指標で、薬品によって水中の汚染物質 (有機物) を化学的に酸化・分解する際に消費する酸素量のことです。数値が大きいほど水が汚れていることを示しています。

※ 基準値…環境基本法に基づく生活環境の保全に関する環境基準で、薩摩半島南部がA類型に指定されています。

■公害の種類別苦情件数の推移

年度	典型7公害（件）							廃棄物 投棄	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H27	0	11	0	6	0	0	14	20	51
H28	0	2	0	3	0	0	9	25	39
H29	0	1	0	3	0	0	13	13	30
H30	1	4	0	3	0	0	15	18	41
R1	7	4	0	4	0	0	9	18	42

■枕崎市役所・枕崎消防署の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の推移

年度	市役所	消防署	合計
H27	3,147.5	66.9	3,214.4
H28	2,880.9	64.1	2,945.0
H29	2,621.0	64.2	2,685.2
H30	2,687.5	58.8	2,746.3
R1	1,901.7	51.5	1,953.2

t-CO2

■微小粒子状物質*測定結果（令和元年度）

区分	市町村名	測定局	1年平均値	1日平均値 の98%値	1日平均値 が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日 数	測定日数 (日)	環境基準の 長期的評価
			($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)		
一般局	鹿児島市	鹿児島市役所	14.5	30.6	3	361	達成
		谷山支所	14.1	28.5	1	358	達成
		喜入	10.3	22.5	0	364	達成
	鹿屋市	鹿屋	13.9	30.3	2	365	達成
	出水市	出水	12.3	28.0	1	364	達成
	霧島市	霧島	12.0	24.8	1	365	達成
	いちき串木野市	羽島	13.0	29.6	1	363	達成
	南さつま市	南さつま	12.5	28.3	2	365	達成
自排局	鹿児島市	鴨池	13.4	29.0	3	362	達成
	薩摩川内市	薩摩川内	12.4	25.7	2	365	達成

※資料：鹿児島県 令和2年版環境白書

■光化学オキシダント*測定結果（令和元年度）

市町村名	測定局	昼間測定 日数	昼間測定 時間	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた日 数と時間数		昼間の1時間値が 0.12ppmを超えた日 数と時間数		昼間の1時 間値最高値
		(日)	(時間)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)
鹿児島市	鹿児島市役所	366	5,447	17	67	0	0	0.084
	環境保健 センター	366	5,472	19	89	0	0	0.085
	谷山支所	365	5,467	16	111	0	0	0.104
	喜入	340	5,042	32	168	1	1	0.124
鹿屋市	鹿屋	366	5,477	47	299	0	0	0.113
薩摩川内市	環境放射線 監視センター	366	5,480	40	232	0	0	0.096
霧島市	霧島	366	5,481	26	144	0	0	0.109
いちき串木野市	羽島	366	5,474	36	227	0	0	0.084
南さつま市	南さつま	353	5,247	66	369	0	0	0.105
志布志市	志布志	357	5,289	42	262	1	3	0.127
東串良町	東串良	366	5,459	39	242	0	0	0.116

※昼間の測定時間：5時～20時

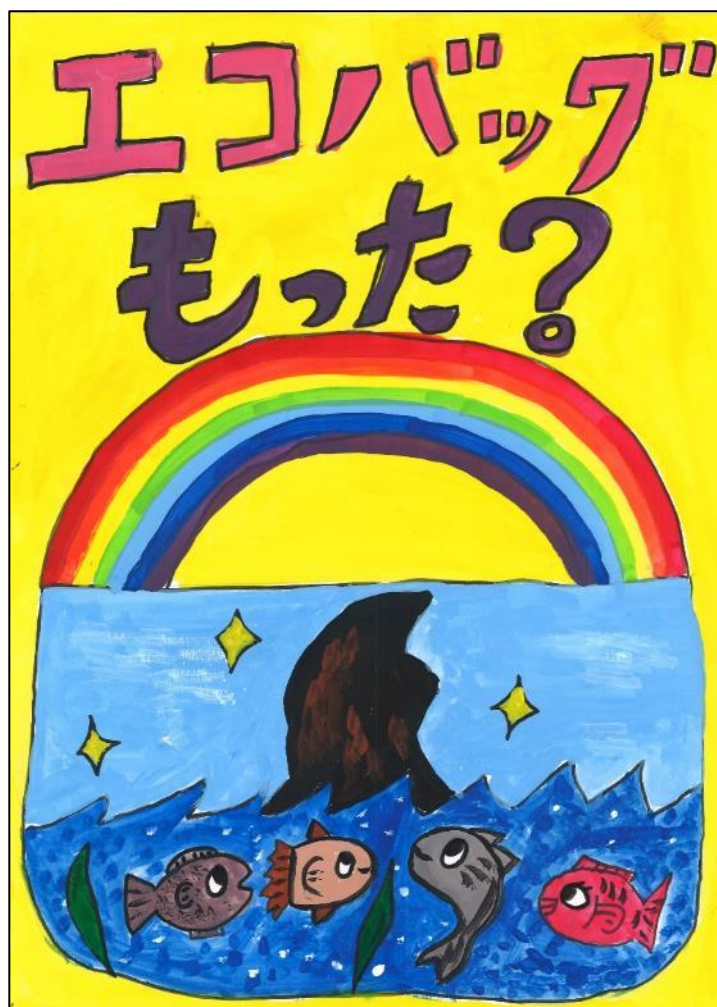
※資料：鹿児島県 令和2年版環境白書

■枕エコプロジェクトポスターコンクール2020応募作品数及び入賞作品数

部門	応募 作品数	入賞作品数			
		枕エコプロジェクト 大賞	枕エコプロジェクト 準大賞	枕エコデザイン賞	枕エコ賞
小学生低学年の部	21	1	2	2	3
小学生高学年の部	48	1	2	2	3
中学生の部	68	1	2	2	3
合計	137	3	6	6	9

■ 枕エコプロジェクトポスターコンクール 2020 入賞作品 (小学生低学年の部)

枕エコプロジェクト大賞



枕崎小学校3年 池田 千咲さん

枕エコプロジェクト準大賞



枕崎小学校3年 宮里 空和さん



枕崎小学校3年 阿久根 樹依さん

枕エコデザイン賞

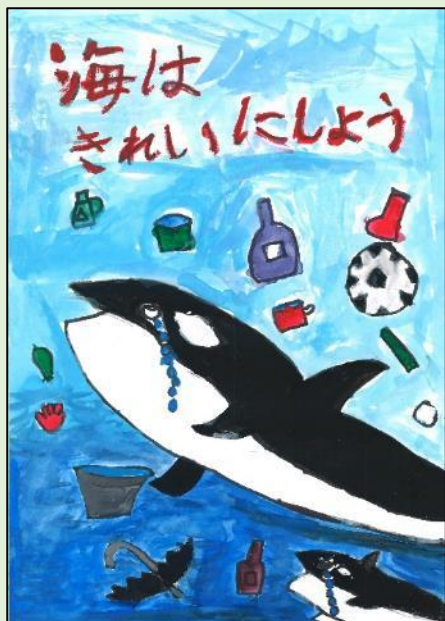


枕崎小学校1年 山下 愛結さん



枕崎小学校1年 中村 亜瑚さん

枕エコ賞



枕崎小学校2年 上木原 陸斗さん



枕崎小学校1年 岡山 奈波さん



立神小学校1年 森 智悠さん

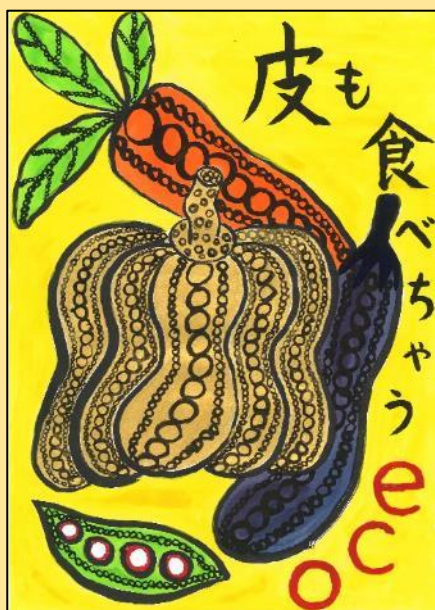
■ 枕エコプロジェクトポスターコンクール 2020 入賞作品 (小学生高学年の部)

枕エコプロジェクト大賞



枕崎小学校6年 揚野 瑠菜さん

枕エコプロジェクト準大賞



枕崎小学校6年 桑原 るるさん



立神小学校6年 石橋 璃子さん

枕エコデザイン賞



桜山小学校 5年 橋口 隆生さん



枕崎小学校 5年 桑原 逞さん

枕エコ賞



枕崎小学校 6年 前田 結菜さん



枕崎小学校 6年 久保 琉翔さん



枕崎小学校 6年 宮崎 大地さん

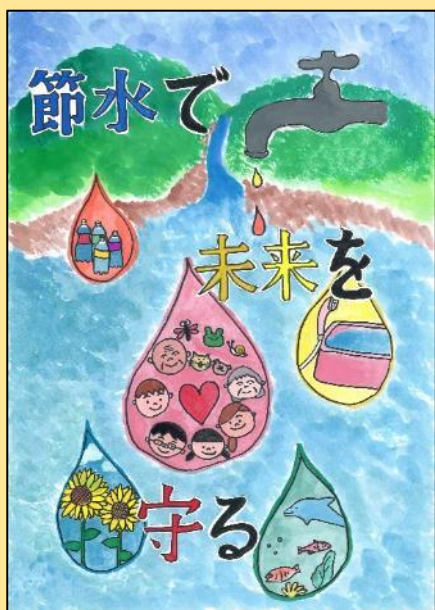
■ 枕エコプロジェクトポスターコンクール 2020 入賞作品 (中学生の部)

枕エコプロジェクト大賞



桜山中学校2年 中川路 芽衣さん

枕エコプロジェクト準大賞

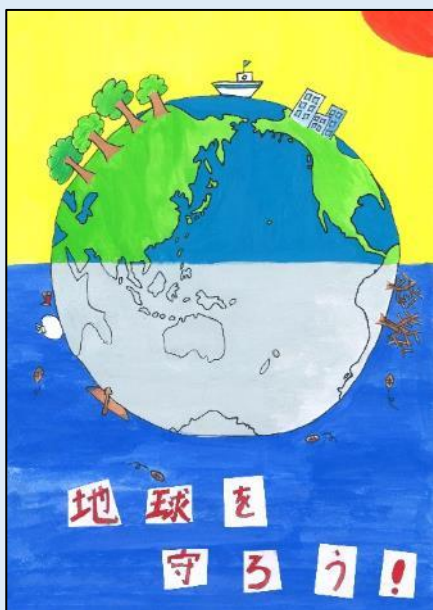


桜山中学校3年 城森 乃愛さん

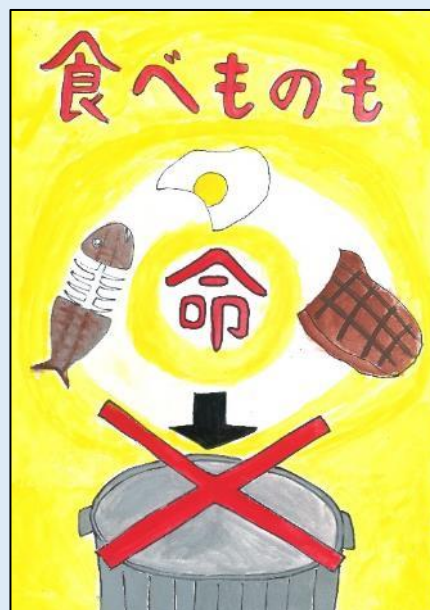


桜山中学校2年 籠原 遼さん

枕エコデザイン賞

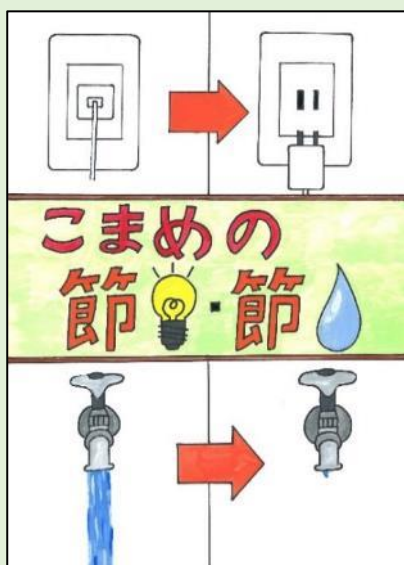


桜山中学校1年 内 結奈さん

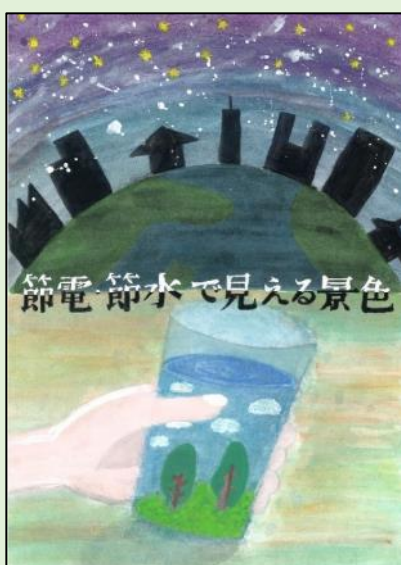


桜山中学校1年 松野下 晴仁さん

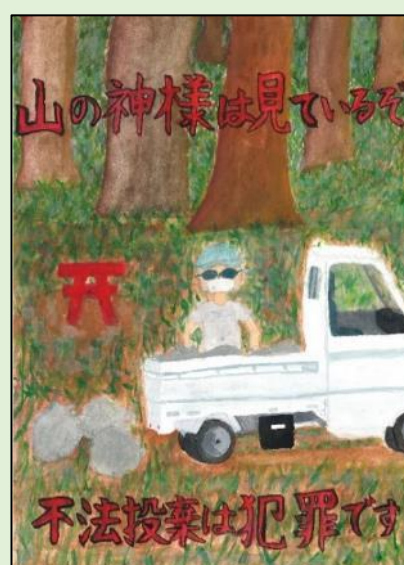
枕エコ賞



桜山中学校3年
立石 藍々さん



別府中学校3年
白澤 卯麗さん



桜山中学校1年
山神 凜音さん

資料4 関連条例等

○枕崎市民の環境を守る条例

昭和54年3月31日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、市民が健康で文化的な生活を確保するうえにおいて、良好な環境がきわめて重要であることにかんがみ、市、事業者及び市民の環境保全に関する責務を明らかにし、自然環境の保全、公害の防止その他必要な事項を定めることにより、市民の良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 現在及び将来において市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる自然環境及び生活環境をいう。
- (2) 自然環境 土地、大気、水及び動植物の生存の基盤となる環境で次に掲げるものをいう。
 - ア 山林、原野、河川、池沼、海浜、大気等の自然
 - イ 動植物等とこれらが生息する自然
 - ウ 公園、緑地等の自然
 - エ 歴史的及び文化的遺産等を取りまく自然
- (3) 生活環境 人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境をいう。
- (4) 公害 事業活動その他の活動に伴つて生ずる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭又は有害物質（以下「ばい煙等」という。）を発生し、又は排出する施設であつて規則で定めるものをいう。
- (6) 指定工場等 指定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (7) 開発行為 宅地造成、切土、盛土その他土地の区画の形質を変更することをいう。

(基本的責務)

第3条 市長は、市民の良好な環境を確保するため、必要な施策を策定し、これを実施しなければならない。

(良好な環境の保全)

第4条 市長は、良好な環境の保護と回復に必要な施策を講じ、自然環境及び生活環境の保全に努めなければならない。

(財政措置等)

第5条 市長は、良好な環境の保全を図るため必要があると認めるときは、財政上の措置、技術的な援助、その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(監視及び調査等)

第6条 市長は、公害の状況をは握し、公害の防止対策を適正に実施するため必要な監視及び調査を行うものとする。

(苦情の処理)

第7条 市長は、市民から公害その他良好な環境の侵害に関する苦情があつたときは、速やかにその実情を調査し、迅速かつ適正な処理に努めるものとする。

(基本的責務)

第8条 事業者は、その事業活動によつて良好な環境を侵害することのないよう自らの責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(努力義務)

第9条 事業者は、法令又はこの条例に違反しない場合においても、良好な環境の侵害の防止について努力するとともに、その事業活動による良好な環境の侵害に係る紛争が生じたときは、誠意をもつてその解決に当たらなければならない。

(良好な環境の保全)

第10条 事業者は、事業活動を行うに当たつては、自然環境の保護及び公害の防止に努めるとともに、すすんで植生の回復、緑地の造成等良好な環境の保全に努めなければならない。

(開発行為についての責務)

第11条 事業者は、開発行為をしようとするときは、自然環境の適正な保全及び公害の防止等良好な環境の保全に努めなければならない。

(管理義務)

第12条 事業者は、その事業活動による公害の発生源を厳正に管理するとともに、事故の防止に努めなければならない。

(廃棄物の自己処理の義務)

第13条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

(基本的責務)

第14条 市民は、常に良好な環境の保全に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(良好な環境の保全)

第15条 市民は、良好な環境をつくるため、すすんで樹木、花等を植栽し、又は動植物を愛護する等自然環境の保全に努めなければならない。

- 2 市民は、その所有し、占有し、若しくは管理する土地又は建物及びその周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境の保全に努めなければならない。

(保護すべき地区等の指定)

第 16 条 市長は、自然環境を保全するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる区分により、保護すべき地区、植物を指定することができる。

- (1) 自然環境保護地区 その地区内に生存する動植物を含む自然の環境がすぐれた状態を維持している山林、原野、河川、池沼、海浜等で保護することが必要な地区
- (2) 保存樹 市民に親しまれ又は由緒、由来がある樹木及び樹林で美観、風致を維持するため特に保存を必要とするもの
- (3) 保護植物 乱獲されれば従前の植生を回復するのに相当な期間を要する植物等で特に保護を必要とするもの

(保護すべき地区等の指定の手続)

第 17 条 市長は、自然環境保護地区又は保存樹及び保護植物（以下「保護地区等」という。）を指定しようとするときは、枕崎市環境保全審議会の意見を聞かなければならない。

- 2 市長は、自然環境保護地区又は保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区又は保存樹について所有権その他の権原を有する者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。
- 3 市長は、保護地区等の指定をする場合には、その区域、種類その他必要な事項を告示しなければならない。
- 4 保護地区等の指定は、前項の告示によつてその効力を生ずる。

(標識の設置)

第 18 条 市長は、自然環境保護地区又は保存樹を指定したときは、当該地区又は保存樹の近傍に標識を設置しなければならない。

- 2 前項の標識の設置に当たつては、当該地区又は保存樹の所有者等は正当な理由がないかぎり、その設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第 1 項の規定により設置された標識を移動し、除去し、又はき損してはならない。

(指定の解除及び区域の変更)

第 19 条 市長は、公益上の理由その他特別な理由があるときは、保護地区等の指定を解除し、又は区域の変更をすることができる。

- 2 保護地区等の指定の解除又は区域の変更については、第 17 条の規定を準用する。

(保護地区の保護義務)

第 20 条 自然環境保護地区（以下「保護地区」という。）の所有者は、当該保護地区内の植物、動物等の自然環境が良好に保全されるように努めなければならない。

- 2 何人も、保護地区内において、みだりに植物を損傷し、採取し、又は動物を殺傷し、捕獲してはならない。
- 3 何人も、保護地区内において、ごみその他の汚物、又は不要物を捨て、若しくは放置してはならない。

(保護地区内における行為の届出)

第 21 条 保護地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物その他の工作物を建築すること
- (2) 開発行為をすること
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること
- (4) 木、竹を伐採すること
- (5) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること
- 2 保護地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該保護地区内において前項各号に掲げる行為に着手している者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 3 保護地区内において非常災害のため必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保存樹及び保護植物の保護義務)

第 22 条 保存樹及び保護植物の所有者等は、保存樹及び保護植物の枯損の防止その他その保護に努めなければならない。

- 2 何人も、保存樹及び保護植物が良好な状態に保護されるよう努めなければならない。

(保存樹に係る行為の制限)

第 23 条 何人も、保存樹の保護に影響を及ぼす次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 枝を切除すること
- (2) 樹皮を損傷すること
- (3) 根を切除すること
- (4) その他良好な生育を妨げる行為
- 2 保存樹について、非常災害のために必要な応急措置として行う第 1 項各号に掲げる行為をした者は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(保護植物に係る行為の届出)

第 24 条 市長が指定する保護植物を採取しようとする者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

(保護植物に係る指導、勧告)

- 第 25 条 市長は、前条に規定する届出があつた場合において保護植物の指定の目的を達成するため必要と認めるときは、当該届出をした者に対し必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。
- (保護地区又は保存樹についての指導、勧告及び命令)
- 第 26 条 市長は、第 21 条に規定する届出又は第 23 条に規定する許可を受けるための申請があつた場合において、保護地区又は保存樹の指定の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者又は許可の申請をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。
- 2 市長は、第 21 条第 1 項若しくは第 23 条第 1 項の規定に違反した者又は前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該行為の中止又は原状の回復等必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (河川、海浜等の保全)
- 第 27 条 市長は、河川、海浜等の自然環境を保全するために、必要な措置を講じなければならない。
- (緑化の基本方針)
- 第 28 条 市長は、市域における緑化推進のため計画的な環境の緑化に努めなければならない。
- (公共用地の緑化及び保全)
- 第 29 条 市長は、公園、道路、学校その他公共の場所又はその所有し管理する土地の緑地の保全及び緑化の推進に努めなければならない。
- (工場、事業場等の緑化)
- 第 30 条 工場又は事業場等を設置している者又は設置しようとする者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木を植栽する等緑化に努めなければならない。
- (宅地等の緑化)
- 第 31 条 市民は、その居住し、所有し、又は管理する土地について、その空地等に樹木等を植栽し、すすんで生活環境の緑化に努めなければならない。
- (適正な利用に供するための措置)
- 第 32 条 市長は、自然環境の適正な利用と保全を図るため、遊歩道、公園、緑地等レクリエーション施設の配置に努めるものとする。
- (適正な利用)
- 第 33 条 市民は、遊歩道、公園、緑地等レクリエーション施設の利用にあつては、動植物をみだりに採取し、施設を破損し、ごみその他の汚物又は不要物を捨てる等自然環境を損傷してはならない。
- (開発行為の届出)
- 第 34 条 開発行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。
- 2 前項の規定は、次の各号の一に該当するものについては適用しない。
- (1) 国又は地方公共団体が行う工事
- (2) 法令の規定により許可、認可を受けて行う工事
- (開発行為に対する指導、勧告及び命令)
- 第 35 条 市長は、良好な環境の保全のため必要があると認めるときは、前条第 1 項の規定による届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。
- 2 市長は、前条第 1 項の規定に違反した者又は前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、当該開発行為の中止、計画の変更、原状の回復等良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (公害防止対策)
- 第 36 条 指定工場等の設置者は、その事業活動によつて公害を発生し、又は生活環境を著しく汚染することがないよう適切な措置を講ずるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。
- (公害防止に対する指導勧告及び命令)
- 第 37 条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、指定工場等の設置者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。
- 2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (公害防止協定の締結)
- 第 38 条 市長は、公害防止のため必要と認めるときは、指定工場等の設置者に対し、公害防止協定の締結を求めることができる。
- 2 指定工場等の設置者は、前項に定める要求があつたときは、公害防止協定の締結に応じなければならない。
- (苦情処理義務)
- 第 39 条 指定工場等の設置者は、その事業活動による良好な環境の侵害に係る苦情が発生したときは、誠意をもつてその解決に努力しなければならない。
- (指定施設の設置の届出)
- 第 40 条 指定施設を設置しようとする者は、次の各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 指定工場等の名称及び所在地
- (3) 指定施設の種類
- (4) 指定施設の構造及び配置
- (5) 指定施設の使用方法
- (6) ばい煙等の処理又は防止の方法
- (7) その他規則で定める事項
- (経過措置)

- 第 41 条 一の施設が指定施設となつた際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が指定施設となつた日から 30 日以内に、前条各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- (構造等の変更の届出)
- 第 42 条 前 2 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 40 条第 4 号から第 7 号までに掲げる事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。
- (計画変更命令)
- 第 43 条 市長は、前 3 条の規定に基づく届出があつた場合において、その届出に係る指定施設の構造、配置、使用方法又は管理方法等が、公害防止上不相当と認めるときは、それらに関する計画の変更を命ずることができる。
- (実施の制限)
- 第 44 条 第 40 条、又は第 42 条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から 30 日を経過した後でなければそれぞれの届出に係る指定施設を設置し、又はその届出に係る指定施設の構造、配置、使用方法、管理方法、又は公害防止方法を変更してはならない。
- 2 市長は、第 40 条又は第 42 条の届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。
- (氏名変更等の届出)
- 第 45 条 第 40 条又は第 41 条の規定による届出をした者は、その届出に係る第 40 条第 1 号又は第 2 号若しくは第 7 号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (承継)
- 第 46 条 第 40 条又は第 41 条の規定による届出をした者から、その届出に係る指定施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
- 2 第 40 条又は第 41 条の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人、若しくは合併により設立した法人は当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前 2 項の規定により第 40 条又は第 41 条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継のあつた日から 30 日以内にその旨を市長に届け出なければならない。
- (事故時の措置)
- 第 47 条 指定施設を設置している者は、故障、破損その他の事故により公害の原因となる物質を発生させ、又は発生するおそれが生じたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるとともに事故の復旧に努めなければならない。
- 2 指定施設を設置している者は、前項の事故について速やかにその状況、応急措置の状況等を市長に届け出なければならない。
- (公害防止責任者の選任)
- 第 48 条 指定施設を設置している者は、公害防止のため責任者を選任し、市長に届け出なければならない。
- (地下水の採取の届出等)
- 第 49 条 井戸又は揚水設備により規則で定める量以上の地下水を採取しようとする者は、当該井戸又は揚水設備ごとに、次の各号に掲げる事項をあらかじめ市長に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）
- (2) 井戸又は揚水設備の設置場所
- (3) ストレーナーの位置
- (4) 揚水機の種類
- (5) 揚水機の吐出口の断面図
- (6) その他市長が必要と認める事項
- (地下水採取に対する指導、勧告及び命令)
- 第 50 条 市長は、良好な環境保全のため必要があると認めるときは、前条の規定により届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。
- 2 市長は、前項に規定する指導、又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (水量の測定)
- 第 51 条 第 49 条に規定する届出をした者が、地下水を採取するときは、水量を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の水量の測定にあつては、必要な限度において、市職員を立会わせることができる。
- (経過措置)
- 第 52 条 現に地下水を採取している者が第 49 条又は前条の規定に該当することとなるときは、その該当することとなる日から起算して 30 日以内に、市長に対し同条に規定する届出又は報告をしなければならない。
- (特殊な旅館建築に関する規制)
- 第 53 条 旅館業（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項に規定するものをいう。）を目的とする建造物を建築しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、建築に関する同意を得なければならない。
- (同意の手続)
- 第 54 条 市長は、前条による同意を求められたもののうち、特に市民の善良な風俗を損い、又は健全なる社会環境を破壊するおそれのあるものについては、枕崎市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- (公共の場所の清潔保持)

- 第 55 条 何人も、道路、公園、広場、河川等（以下「公共の場所」という。）を汚損してはならない。
 2 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持するよう努めなければならない。
 (工事施行者の義務)
- 第 56 条 土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、その工事に際し、土砂、廃材、資材等が公共の場所に飛散し、脱落し、流出し、又はたい積しないようこれらの物を適正に管理しなければならない。
 (指導、勧告及び命令)
- 第 57 条 市長は、前条の規定に違反して公共の場所の環境を著しく侵害していると認める者に対し、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、勧告することができる。
 2 市長は、前項に規定する指導又は勧告に従わない者に対し、良好な環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
 (し尿浄化槽の適正な維持管理義務)
- 第 58 条 し尿浄化槽の設置者は、その排水等により生活環境を汚染しないようその清掃を定期的に行うとともに適正に維持管理しなければならない。
 (事業場等の管理義務)
- 第 59 条 畜舎、鶏舎、又は水産物加工施設等の事業場を設置している者は、常にその施設を整備し、汚水汚物の処理について適切な措置を講じ、悪臭、水質汚濁、その他の公害及び衛生害虫等が発生することのないよう努めなければならない。
 (毒物及び劇物の使用管理義務)
- 第 60 条 毒物及び劇物を使用しようとする者は、法令等に定める取扱要領を厳守し、公共用水域が、汚濁されることのないよう、努めなければならない。
 (勧告)
- 第 61 条 市長は、前 3 条に規定する義務を怠つたことにより良好な環境を害していると認められるときは、その者に対し、施設の維持管理の方法、又は施設の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 (自然保護監視員の設置)
- 第 62 条 市長は、保護地区等の自然環境を保全するとともに、公害の発生源や発生状況をは握し、良好な環境を保持するため、自然保護監視員を置くことができる。
 (審議会を設置)
- 第 63 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、枕崎市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
 (組織)
- 第 64 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。
 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 (1) 環境の保全に関し学識経験のある者
 (2) 地域住民の代表
 (3) 関係行政機関の職員
 (任期)
- 第 65 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 2 委員は、委嘱又は任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、その職を失うものとする。
 (会長及び副会長)
- 第 66 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 (会議)
- 第 67 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 (関係者の出席及び参考意見の聴取)
- 第 68 条 審議会において必要があると認めるときは、専門の学識経験を有する者又は関係者の出席を求め参考意見又は説明を聴くことができる。
 (庶務)
- 第 69 条 審議会の庶務は、市民生活課において処理する。
 (委任)
- 第 70 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。
 (報告及び立入検査)
- 第 71 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、関係者から報告を求め、市職員をして立入検査、状況調査、又は関係者に対し必要な指示、若しくは指導を行わせることができる。
 2 前項の規定により、立入検査等を行う市職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 第 72 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 第 73 条 第 26 条第 2 項、第 35 条第 2 項、第 37 条第 2 項、第 43 条、第 50 条第 2 項、又は第 57 条第 2 項の規定による命令に違反した者、若しくは第 38 条第 2 項の規定による要求を拒んだ者は、5 万円以下の罰金に処する。
 第 74 条 次の各号の一に該当する者は、3 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条、第 23 条第 2 項、第 34 条第 1 項、又は第 53 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第 23 条第 1 項の規定に違反した者
 - (3) 第 44 条第 1 項の規定に違反した者
- 第 75 条 次の各号の一に該当する者は、2 万円以下の罰金に処する。
- (1) 第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 45 条、第 46 条第 3 項、第 47 条第 2 項、第 49 条又は第 52 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (2) 第 51 条又は第 52 条に規定する報告をせず若しくは虚偽の報告をした者
 - (3) 第 71 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

○枕崎市の河川をきれいにする条例

平成 11 年 3 月 30 日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって河川の環境の浄化及び良好な環境の保全（以下「河川の浄化」という。）に関する活動を推進することにより、本市の美しく豊かな河川を保全することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 河川 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 3 条第 1 項及び同法第 100 条第 1 項に規定する河川その他公共の水流及び水面をいう。
- (2) 公共用水路 河川に接続する湖沼、公共溝きよ、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 3 号に規定する公共下水道であって、同条第 6 号に規定する終末処理施設を設置しているものを除く。）をいう。
- (3) 生活排水 炊事、洗濯、入浴等市民の生活に伴い排出される水をいう。
- (4) 事業排水 事業者の事業活動に伴って排出される水をいう。
- (5) 浄化装置等 河川又は公共用水路に排出される生活排水の浄化に効果のある装置等で規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、河川の浄化のため、総合的な施策の実施に努めなければならない。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、河川の浄化に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、河川の浄化のため事業排水の適正な処理に努めるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

(相互協力)

第 6 条 市、市民及び事業者は、河川の浄化のため相互に協力するものとする。

(水質保全目標)

第 7 条 市長は、河川の水質を保全する上で維持することが望ましい基準として、河川を指定し、当該河川の水質保全目標値を定めることができる。

2 市長は、前項の規定により河川の水質保全目標値を定めたときは、速やかにその内容を告示しなければならない。

(投棄の禁止)

第 8 条 何人も、みだりに廃棄物を河川に捨ててはならない。

(生活排水の浄化)

第 9 条 市民は、生活排水を河川又は公共用水路に排出しようとするときは、浄化装置等を設置して排出するよう努めなければならない。

(調理くず等の適正処理)

第 10 条 何人も、調理くず及び廃食用油等を適正に処理し、及び洗剤等を適正に使用することにより、河川の汚濁の防止に努めなければならない。

(肥料等の適正使用)

第 11 条 肥料又は農薬を使用する者は、これらを適正に使用し、河川の水質を汚濁しないよう努めなければならない。

(家畜等ふん尿の適正処理)

第 12 条 家畜等の動物を飼養する者は、動物のふん尿が河川及び公共用水路に流出しないよう、処理施設の設置及び完熟たい肥化等の方法により、動物のふん尿の適正な処理に努めなければならない。

(事業排水の浄化)

第 13 条 事業者は、事業排水を河川又は公共用水路に排出しようとするときは、規則で定める排水目標値に適合するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第 14 条 市長は、河川の浄化を図るため、市民及び事業者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

(水質検査の公表)

第 15 条 市長は、河川の水質検査を定期的実施し、その結果を市民に公表するものとする。

- 2 市長は、前項の水質検査結果に異常が認められたときは、必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係行政機関に連絡して、適当な措置を講ずべきことを要請するものとする。

(河川浄化推進員の設置)

第 16 条 市長は、河川の浄化を推進するために必要と認めるときは、河川浄化推進員を置くことができる。

(関係行政機関との連携等)

第 17 条 市長は、河川の浄化のため関係市町と連携を図るとともに、必要に応じ、国又は県に対して協力を要請するものとする。

(広報活動等)

第 18 条 市長は、河川の浄化について市民及び事業者の理解と協力が得られるよう広報及び啓発活動を行うものとする。

2 市長は、前項の広報及び啓発活動を効果的に行うため、毎年、河川愛護月間を設けるものとする。

(報告及び調査)

第 19 条 市長は、河川の浄化のために必要な限度において、関係者の協力を得て、排水の状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に調査をさせることができる。

2 前項の規定により調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

○枕崎市告示第 37 号

1 法第 3 条第 1 項の規定による騒音について規制する地域

(1) 市内の別紙図面に緑色、黄緑色、黄色、赤色及び青色で表示する区域

2 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分		時間の区分			
		昼間	午前 8 時から 午後 7 時まで	朝 午前 6 時から 午前 8 時まで 夕 午後 7 時から 午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から 翌日の 午前 6 時まで
第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	50 デシベル以下		45 デシベル以下	40 デシベル以下
第 2 種区域	別紙図面に黄緑色及び黄色で表示する区域	60 デシベル以下		50 デシベル以下	45 デシベル以下
第 3 種区域	別紙図面に赤色で表示する区域	65 デシベル以下		60 デシベル以下	50 デシベル以下
第 4 種区域	別紙図面に青色で表示する区域	70 デシベル以下		65 デシベル以下	55 デシベル以下

3 特定建設作業騒音告示別表の第 1 号の規定による区域

(1) 別紙図面に緑色、黄緑色、黄色及び赤色で表示する区域

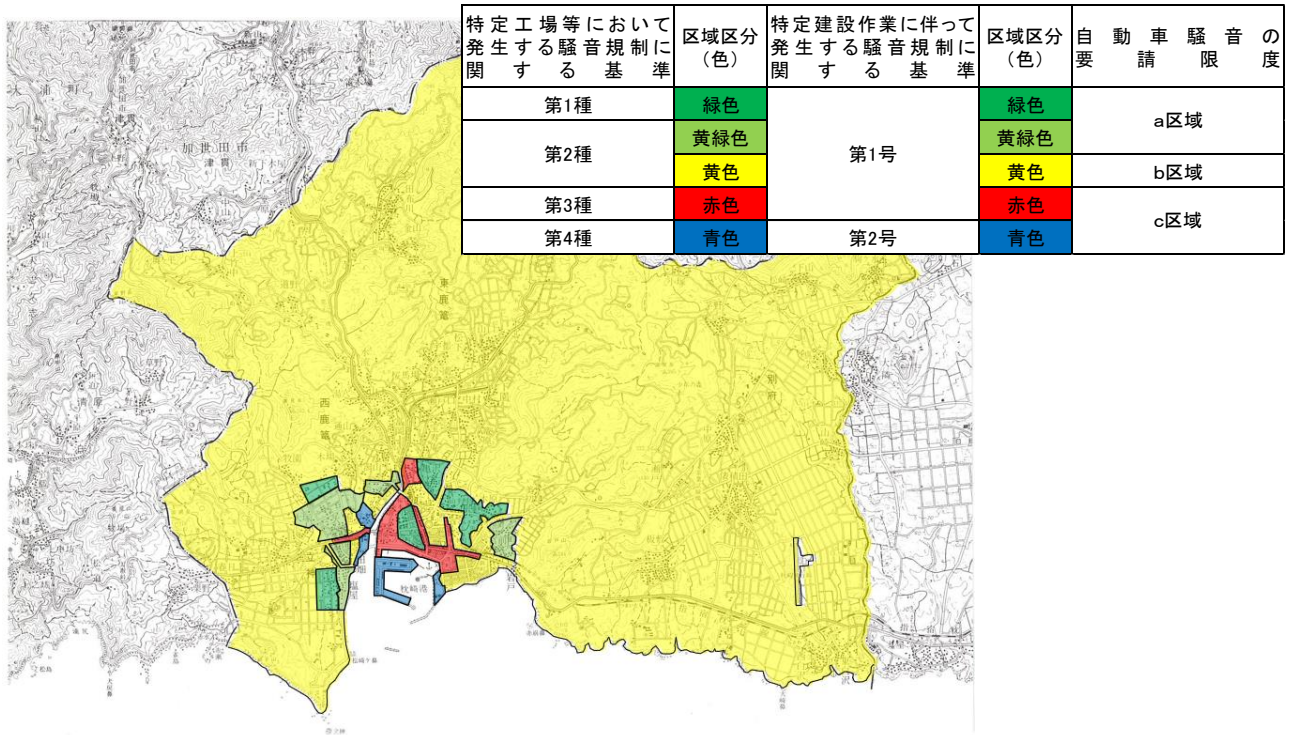
(2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートル以内の区域

4 自動車騒音限度省令別表備考の規定による区域

次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区 域	自動車騒音限度省令別表備考の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色及び黄緑色で表示する区域	a 区域
別紙図面に黄色で表示する区域	b 区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	c 区域

■ 騒音規制法地域指定図

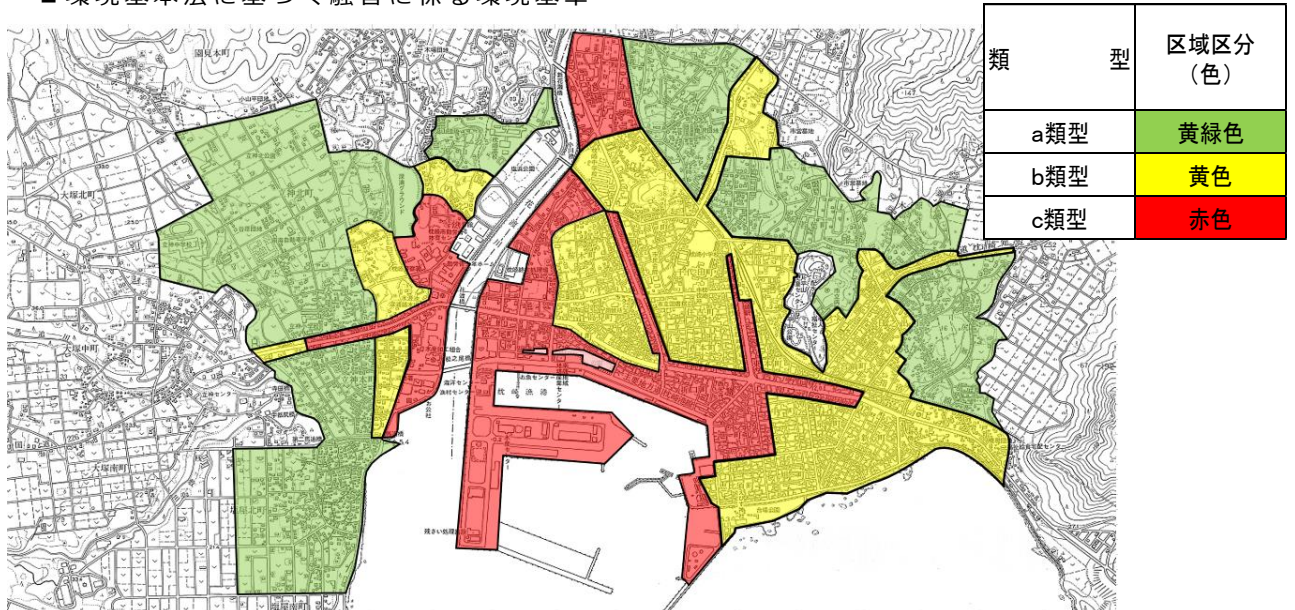


○ 枕崎市告示第 38 号

環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 16 条第 2 項第 2 号の規定により、騒音に係る環境基準について(平成 10 年環境庁告示第 64 号)の第 1 の 1 に規定する地域の類型を当てはめる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	枕崎市の区域(以下「対象区域」という。)のうち、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 9 条第 1 項から第 4 項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	対象区域のうち、都市計画法第 9 条第 5 項から第 7 項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	対象区域のうち、都市計画法第 9 条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

■ 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準



○枕崎市告示第 39 号

1 法第 3 条第 1 項の規定による地域

(1) 市内の、別紙図面に緑色、赤色及び青色で表示する区域

2 法第 4 条第 1 項の規定による特定工場等において発生する振動についての規制基準

区域の区分		時間の区分			
		昼間	午前 8 時から 午後 7 時まで	夜間	午後 7 時から 翌日の 午前 8 時まで
第 1 種区域	別紙図面に緑色で表示する区域	60 デシベル以下		55 デシベル以下	
第 2 種区域	別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	65 デシベル以下		60 デシベル以下	

3 規則別表第 1 付表の第 1 号の規定による特定建設作業の規制に係る区域

(1) 別紙図面に緑色及び赤色で表示する区域

(2) 別紙図面に青色で表示する区域のうち、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートル以内の区域

4 規則別表第 2 備考 1 及び 2 の規定による道路交通振動の限度に係る区域及び時間

(1) 区域

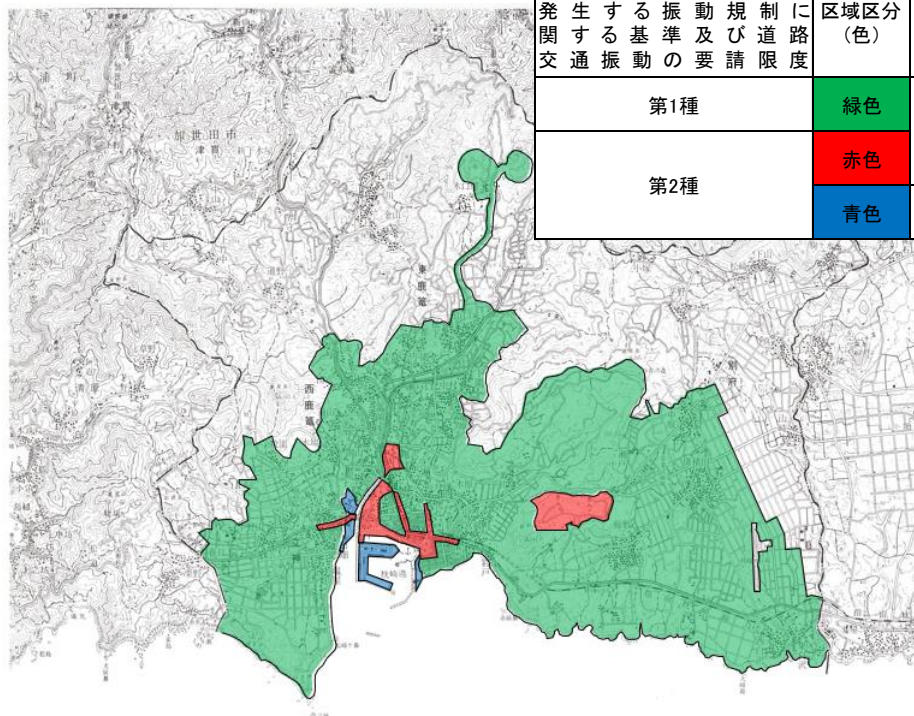
次の表の左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる区域とする。

区 域	規則別表第 2 備考 1 の各号に掲げる区域
別紙図面に緑色で表示する区域	第 1 種区域
別紙図面に赤色及び青色で表示する区域	第 2 種区域

(2) 時間

昼 間	午前 8 時から午後 7 時まで
夜 間	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

■振動規制法地域指定図



特定工場等において発生する振動規制に関する基準及び道路交通振動の要請限度	区域区分(色)	特定建設作業に伴って発生する振動規制に関する基準	区域区分(色)
第1種	緑色	第1号	緑色
第2種	赤色		赤色
	青色	第2号 (工業地域のみ)	青色

○枕崎市告示第 40 号

(1) 法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	別紙図面に赤色で表示する区域	別紙図面に緑色で表示する区域
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

(ppm)

(2) 法第 4 条第 1 項第 2 号の規制基準

特定悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, アセトアルデヒド, スチレン, プロピオン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに(1)に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号。)第 3 条に定める方法により算出して得た流量

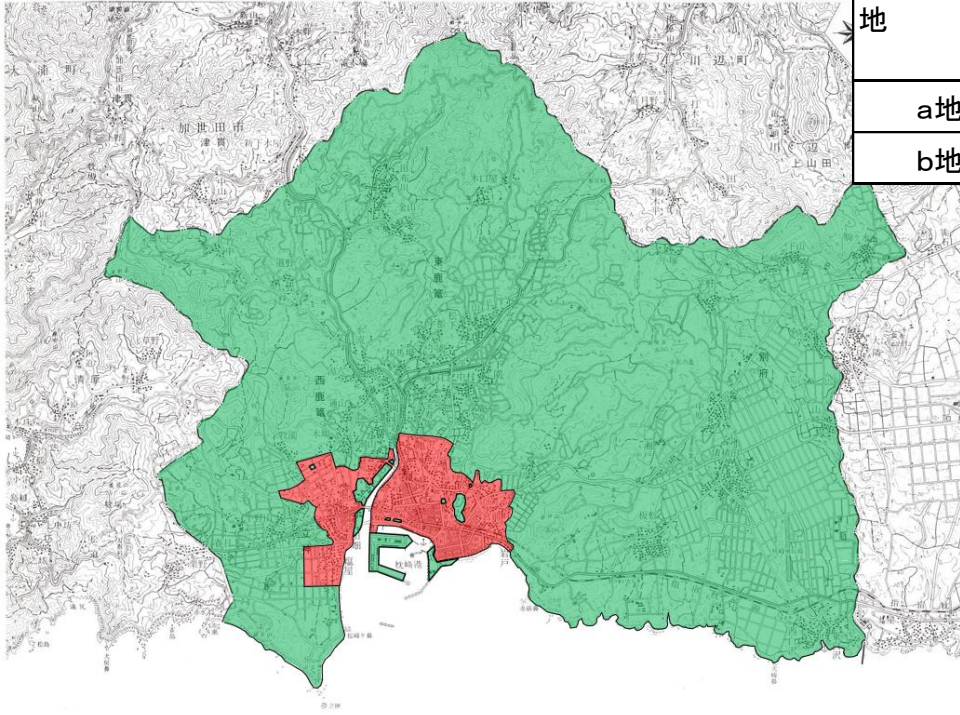
(3) 法第 4 条第 1 項第 3 号の規制基準

特定悪臭物質の種類	排出水の量の区分	別紙図面に赤色で表示する区域	別紙図面に緑色で表示する区域
メチルメルカプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09

(mg/l)

注 Q は, 工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m^3/s) を表す。

■ 悪臭防止法地域指定図



地	域	区域区分 (色)
	a地域	赤色
	b地域	緑色

資料5 用語解説

あ行

愛知目標

愛知ターゲットともいい、地球規模で劣化が進んでいるとされる、生物多様性の損失に歯止めをかけるために設定された「2010年目標」に代わり、2010年10月に開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）で合意された20項目の目標で2011年以降の戦略計画で、人類が自然と共生する世界を2050年までに実現することを目指す。

ESG

環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったものである。今日、企業の長期的な成長のためには、ESGが示す3つの観点が必要だという考え方が世界的に広まってきている。一方、ESGの観点が薄い企業は、大きなリスクを抱えた企業であり、長期的な成長ができない企業だということを意味する。ESGの観点は、企業の株主である機関投資家の間で急速に広がっており、投資の意思決定において、従来型の財務情報だけを重視するだけでなく、ESGも考慮に入れる手法は「ESG投資」と呼ばれている。

ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）

現在、世界には環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題があり、これらの現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことである。

運輸部門

運輸部門とは、最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現する部門をいう。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体のことである。水蒸気や二酸化炭素をはじめ、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

か行

カーボンオフセット

市民、企業等が①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、④他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクト活動の実施等により、③の排出量の全部または一部を埋め合わせること。

環境負荷

環境に与えるマイナスの影響を指す。環境負荷には、人的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、干拓、戦争、人口増加など）と自然的に発生するもの（気象、地震、火山など）がある。

企業統治

一般的にコーポレートガバナンスといわれており、様々なステークホルダーによって、企業を統制・監視する仕組みのことである。具体的には企業ぐるみの不正や、違法行為を防止するために監視することを指している。

グリーンインフラ

自然が有する多様な機能や仕組みを活用した社会基盤や土地利用計画を指し、我が国が抱える社会的課題を解決し、持続的な地域を創出する取組みとして期待されています。

グリーンデザイン

環境に配慮したまちづくりをデザイン（設計、創意工夫）し、持続可能な暮らしを実現するための施策を積極的に展開することで、本市に暮らし、働く人と豊かな自然環境と産業が調和しお互いに輝いていくという思いが込められている。

クールチョイス

2030年度に温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取組のことである。

光化学オキシダント

工場の煙や自動車の排気ガスなどに含まれている窒素酸化物（NOx）や炭化水素（HC）が、太陽からの紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートが生成され、これらの酸化力の強い物質を総称したもののことである。

さ行

再生可能エネルギー

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーのことである。再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。

産業部門

産業部門とは、最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギーを表現する部門をいう。産業部門においては、工場・事業所の内部のみで人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源の消費を計上し、工場・事業所の外部での人・物の運搬・輸送に利用したエネルギー源は運輸部門に計上する。

次世代自動車

次世代自動車は、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車などのことである。地球温暖化の原因となるCO₂の排出が少ない、又は全く排出しない、あるいは燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のことである。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2000年の国連ミレニアム・サミット(英語版)で策定されたミレニアム開発目標(MDGs)が2015年で終了することを受け、国連が向こう15年間(2030年まで)の新たな持続可能な開発の指針を策定したものである。

冗長性

一般的に、必要最低限に加えて余分や重複がある状態またはその余剰の多さを指す言葉である。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律である。

令和元年5月31日に令和元年法律第19号として公布され、令和元年10月1日に施行された。

10月は食品ロス削減月間としており、この月間において、農林水産省は、消費者庁、環境省と連携して、食品ロスの削減に向けた取組を集中的に普及・啓発する。また、10月30日を「食品ロス削減の日」としている。

COD(化学的酸素要求量)

水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量(mg/l)を表している。

河川の汚染度が進むほど、この値は高くなる。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれをとりまく無機的環境(水、大気、光など)の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりのことを示す概念である。

生物多様性

生物に関する多様性を示す概念である。生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生態系の多様性、種多様性、遺伝的多様性(遺伝子の多様性、種内の多様性とも言う)から構成される。

創エネ

「創エネルギー」の略称で、自治体や企業、一般家庭が自らエネルギーを創り出す考え方・方法のことである。エネルギーを創るときには、二酸化炭素、窒素酸化物などの有害物質を排出しないクリーンエネルギーを用いるケースが一般的である。

た行

地球温暖化

人間の活動が活発になるにつれて、大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）等の「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象のことである。

地球規模で気温が上昇すると、海水の膨張や氷河などの融解により海面が上昇し、また気候変動により異常気象が頻発する恐れがあり、自然生態系や生活環境、農業などへの影響が懸念されている。

DO（溶存酸素）

水に溶解している酸素量のこと。酸素が溶け込むことのできる量は水温が低いほど、また圧力が大きいほど多くなる。

溶存酸素は、水中生物の生存や河川・湖沼の自浄作用、生物処理の浄化作用、下水などの好気性生物処理の管理に不可欠な要素である。

な行

二酸化炭素（CO₂）

地球温暖化への影響が最も大きいガスである。化石燃料の使用が増え、その結果、大気中の二酸化炭素の濃度も増加している。

ニューノーマル

「New（新しい）」と「Normal（常態）」を組み合わせた言葉で、「新常态」とも呼ばれている。社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着することを指す。

は行

バイオマス資源

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼ぶ。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

主に、「動植物から生まれた、再利用可能な有機性の資源（石油などの化石燃料を除く）」のことである。主に木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・ふん尿、プランクトンなどを指す。

化石燃料と違い、バイオマスは太陽エネルギーを使って水と二酸化炭素から生物が生成するものなので、持続的に再生可能な資源であることが大きな特徴である。バイオマスの種類は主に「廃棄物や未利用のもの」、「資源作物」に大別される。

パリ協定

2020年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みのことである。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して、2℃より充分低く抑え、1.5℃に抑える努力を追求することを目的としている。この目的のため、パリ協定の下で国際社会は、今世紀後半に世界全体の温室効果ガス排出量を実質的にゼロにすること（脱炭素化）を目指している。さらに、気候変動による影響に対応するための適応策の強化

や、諸々の対策に必要な資金・技術などの支援を強化する仕組みを持つ包括的な国際協定となっている。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}=1\text{mm}$ の千分の 1) 以下の非常に小さな粒子のことであり、物の燃焼などによって直接排出されるもの（一次生成）と、環境大気中での化学反応により生成されたものがある。

粒子の大きさが非常に小さい（髪の毛の太さの 30 分の 1）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されている。

BOD（生物化学的酸素要求量）

生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量 (mg/l) を表している。
河川の汚染度が進むほど、この値は高くなる。

プラスチック資源循環戦略

プラスチック資源循環戦略は、資源有効利用、海洋プラスチックごみ問題やアジア諸国の輸入制限への対応等、世界的にも重要性が高まっているこれらの課題に対処し、持続可能な社会の実現に向けた我が国の方向性を示すものであり、目指すべき方向性として 3R やバイオマスプラスチックの導入に関する野心的なマイルストーンを掲げている。

分散型のエネルギーシステム

需要家から離れたところに巨大な発電所を建設する大規模集中型のエネルギーシステムに対して、需要家の近くに需要を満たすだけの規模の発電設備をつくって電力を供給するようなシステムのことである。

ま行

マルチベネフィット

複数の社会課題の同時解決のことであり、SDGs ターゲットに対して統合的なアプローチを行う事で複数ターゲットの同時達成につなげるという意味で注目されている。

木質バイオマス

バイオマス資源のうち、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。

主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

や行**4R**

リデュース(Reduce : 発生抑制)、リユース(Reuse : 再使用)、リサイクル(Recycle : 再生利用)という3Rに加え、〈リフューズ(Refuse : 拒否)の4つのイニシャル(頭文字)を取った言葉である。

ら行**レジリエンス**

もともとは、跳ね返り、弾力、回復力、復元力という意味を持つ。ストレス(stress)と共に、物理学の分野で使われていた言葉だったが、近年では個人・組織ともに通用する「さまざまな環境・状況に対しても適応し、生き延びる力」として使われるようになった。

枕崎市環境基本計画
(令和3年度～令和12年度)

令和3年3月発行

発行・編集

枕崎市 市民生活課

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町27番地

T E L 0993-72-1111 (代表)

F A X 0993-72-6886

ホームページ <http://www.city.makurazaki.lg.jp/>

この冊子は森林認証紙を使用しています。

